

東京神学大学

自己点検・評価報告書

(1) 本文

2010年度

東京神学大学

目 次

序 章	1
本 章	4
1 理念・目的	4
2 教育研究組織	7
3 教員・教員組織	9
4 教育内容・方法・成果	18
● 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	18
● 教育課程・教育内容	22
● 教育方法	26
● 成果	30
5 学生の受け入れ	33
6 学生支援	46
7 教育研究等環境	58
8 社会連携・社会貢献	72
9 管理運営・財務	77
● 管理運営	77
● 財務	86
10 内部質保証	91
終 章	97

序 章

(1) 本学における自己点検・評価の基本姿勢

本学はキリスト教神学を専門に研究・教育する 1 学部から成る小規模の単科大学である。その利点を生かして、教授会、職員会、理事会における日常活動において、これまでも緊密な連絡、点検、意見交換、評価を行ってきた。特に年 3 回開催（内 1 回は 1 泊 2 日）の特別教授会においては、巨視的には大学理念の実現のための全学的な見直しと将来的展望について、また微視的には在学生の単位取得状況から生活問題に至るまで、各職務担当の教員およびクラス担任が現状報告と課題の指摘、解決策の提示を行い、長時間徹底して話し合いがなされている。自己点検・評価報告書の作成は、この日常的な営為を土台としている。

(2) 本学における自己点検・評価の実施経緯

この基本姿勢に基づいて行われた自己点検・評価のこれまでの経緯を、便宜上 3 期に分けて記す。

1) 1994 年（平成 6 年）から 2002 年（平成 14 年）まで

1994 年（平成 6 年）7 月特別教授会において、「自己点検・評価規程」ならびに「自己点検・評価実施要領」を審議し、1995 年（平成 7 年）3 月の特別教授会において「規程」ならびに「要領」の決定をみた。これに基づいて 1995 年（平成 7 年）7 月の特別教授会において、自己点検評価委員会が選任され、作業が実施された。1996 年度（平成 8 年度）中に最初の草案が取りまとめられ、数回の特別教授会での審議を経た後、1997 年（平成 9 年）7 月の特別教授会に報告書案が提出された（委員長：熊澤義宣、委員：芳賀 力、大住雄一、真鍋事務長）。1997 年 8 月末にその「報告書」を完成し、財団法人大学基準協会に「相互評価」を申し込み、1998 年（平成 10 年）4 月 1 日に相互評価の認定を受けた。

この認定された「報告書」に対し、大学基準協会より「東京神学大学に対する助言・勧告」が送付され、本学はこれに全学的、組織的に対処すべく、また教育研究のさらなる改善のために努力を重ねることとなった。その間も「自己点検・評価報告書」の作成は継続的に実施され、1998 年度（平成 10 年度）版作成（委員長：芳賀 力、委員：大住雄一、福島事務長）、1999 年度（平成 11 年度）版作成（委員長：山内 眞、委員：大住雄一、朴 憲郁、福島事務長）、2000 年度（平成 12 年度）版作成（同前）が行われた。

改善努力の結果、2001 年（平成 13 年）3 月に「改善報告書」を提出することができた。それに対して、2002 年（平成 14 年）3 月 20 日付で「改善報告書検討結果」が送付され、「指摘された問題点について概ね改善しているものと認められる」と記されているように、本学の改善努力が評価された。また「再度報告を求める事項」の記載はなかった。ただし

「今後学内で検討し、問題の解決を図るよう努力されたい」との指摘もあり、その件に関しては、その後も改善努力を鋭意怠ることなく遂行していくことが、教授会全員の自覚するところとなった。

2) 2003年(平成15年)から2008年(平成20年)まで

2003年度(平成15年度)に入り、次期「相互評価」申請期日の確認を行ったところ、1996年度(平成8年度)から2001年度(平成13年度)までに加盟判定もしくは相互評価を受けた大学の次期申請年は10年後、つまり2006年度(平成18年度)であることが判明した。本学としては従来通り、委員会を選任し、恒常的な自己点検・評価の実施を行うことにしたが、その段階で「大学評価」項目が大幅に変更されることになった。従来の本学の報告書の書式をもって所定のものに替える選択肢もあったが、本学としてはこの際、新しい書式による作成を選択し、それに合わせた報告書の作成に着手することとなった。

2004年(平成16年)3月の特別教授会において、新しい書式による大学評価新項目の説明を行い、執筆の分担を決定し、参照データは基本的に2004年5月1日時点でのものを用いることにし、「2004年度報告書」の作成に入った。2004年9月取りまとめられた草案を、自己点検・評価委員会で精査した上で、全体の書式を整え、12月の特別教授会に提出し承認を得た。なお、2004年度委員会メンバーは、委員長：芳賀 力、委員：関川 泰寛、中野 実、蓬田事務長(途中交替)であった。

2005年度(平成17年度)から、委員会は、委員長：棚村重行、委員：大住雄一、神代真砂実、川崎敬次事務長に交替し、「2005年度(平成17年度)」版報告書を取りまとめた。

さて、2006年度(平成18年度)には、いよいよ2008年(平成20年)4月の相互評価および認証評価を受けることを目指し、2005年度(平成17年度)と同じ委員会の責任で本学の報告書の取りまとめがなされた。その上で、予定通り2007年4月上旬に大学基準協会に「2006年度自己点検報告書」を提出した。その後は、大学基準協会の大学評価のスケジュールに従い、同年9月に本学に送付された「分科会報告書」と11月8日にそれに基づく実地視察、12月の「評価結果」の送付と本学の意見交換、最終的な「評価結果」の決定という過程を経て、2008年(平成20年)3月11日付けの「大学評価結果ならびに認証評価結果」を得るに至った。その結果、大学基準協会の「大学評価基準に適合していると認定」されたが、「認定の期間は2013年3月31日までとする」とされた。

2008年度(平成20年度)はこの「評価結果」を基に、教授会全員の分担執筆を行い、自己点検・評価委員会の責任で報告書を取りまとめ、2009年3月の特別教授会、理事会、評議員会に提出し、併せて本学ホームページに全文を公開した。なお委員会メンバーは、委員長：棚村重行、委員：近藤勝彦、神代真砂実、小友 聡、中野 実、事務長：黒澤英樹、編集実務：渡辺 均であった。

3) 2009 年度 (平成 21 年度) 以降

a 2009 年度 (平成 21 年度) は、大学基準協会が整備した書式に従い、15 項目に区分けして点検・評価を行うこととした。その際各項目に掲げられている基準と評価の視点を意識して実情を調査・分析し、客観的な点検・評価が行われるように、自己点検・評価委員会より要請を行った。これを受けて点検・評価を 15 項目 [1 理念・目的、2 教育研究組織、3 教育内容・方法、4 学生の受け入れ、5 学生生活、6 研究環境、7 社会貢献、8 教員組織、9 事務組織、10 施設・設備、11 図書・電子媒体等、12 管理運営、13 財務、14 点検・評価、15 情報公開・説明責任] の基準に沿って実施した。2009 年度の自己点検・評価委員会メンバーは、委員長：芳賀 力、委員：関川泰寛、小友 聡、中野 実、小泉 健、事務長：黒澤英樹、編集実務：中野信三であった。

b 2010 年度 (平成 22 年度) は、大学基準協会が新たに提示した新大学評価システムの書式に従い、10 項目に区分けして点検・評価を行うこととした。その際、内部質保証システムにおける P D C A (Plan, Do, Check, Action) のサイクルについて特別教授会で説明し、理解の共有を図った。これを受けて点検・評価を 10 項目 [1 理念・目的、2 教育研究組織、3 教員・教員組織、4 教育内容・方法・成果、教育目標、学位授与方針、教育課程の構成、実施方針、5 学生の受け入れ、6 学生支援、7 教育研究等環境、8 社会連携・社会貢献、9 管理運営・財務、10 内部質保証] の基準に沿って実施し、今回新たに各項目に評点を付した。点検・評価に際しては、特に各項目に提示されている細部「評価項目」と「評価の視点」を明確に意識して点検・評価を行うように注意が喚起された。また 2007 年度に勧告を受けた事項について 2010 年 7 月 23 日に大学基準協会に提出した「提言に対する改善報告書」は、内部質保証の項目に記載した。

本年度の自己点検・評価委員は以下の通りである。

委員長： 芳賀 力
委員： 関川 泰寛
小友 聡
中野 実
小泉 健
事務長： 黒澤 英樹
編集実務：山田 昌人

本章

1 理念・目的

評定 A

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか

a. 理念・目的の明確化

学校法人東京神学大学（以下、本学と記す）は、一学部・一学科・一研究科（神学部神学科および神学研究科）の単科大学であり、大学の理念・目的が即、学部・学科の理念・目的である。大学・学部の理念・目的は「学校法人東京神学大学寄附行為」の前文、ならびに同第2条、また「東京神学大学学則」第3条に明確に設定されている。

また研究科の理念・目的は、「東京神学大学大学院学則」（1953年（昭和28年）3月31日設置認可）の第1章総則第1条および第1条の2に以下のように明記されている。

第1条 本大学院は、学校教育法第65条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。

上記、本学の基本的な規則に明記されているように、本学の学部・研究科の目的・理念は、キリスト教の信仰に基づいた有為な指導者を教育し、教会、キリスト教学校、病院、諸施設等に送り、人類的な新たな地球共同体時代——それはまさにイエス・キリストが示した神を愛し、己の如く隣人を愛する人格的存在が互いに自由と謙遜を持って築き上げる共同体である一の担い手を涵養育成すること、またそのために専門的な神学の理論と応用を修得させることである。

b. 実績や資源からみた理念・目的の適切性

本学は、その沿革を遡ると明治期におけるわが国の近代化を促進し、特に教育・医療・福祉の面で貢献のあった「横浜バンド」の中心として、宣教師ヘボンと共によく知られる宣教師サムエル・ブラウンの神学塾（1873年：明治6年）に淵源し、その後の明治学院神学部やそれから独立した植村正久の東京神学社を本流として、青山学院神学部などプロテスタント諸教派の神学校が合流して成立を見た。その経緯は、すべてのプロテスタント教派が日本基督教団に合同（1941年：昭和16年）したのに伴い、1943年（昭和18年）に諸教派の神学校が「日本東部神学校」と「日本西部神学校」に合同し、その両校がさらに合同して、本学の直接の前身である「日本基督教神学専門学校」となり、それに「日本女子

神学校」も合同することによって、戦後の新制学校教育法のもと 1949 年(昭和 24 年)本学の成立に至った。

この成立の歴史が示すように、本学は日本のプロテスタント諸派の神学校の伝統と賜物を受け継ぎ、それらを統合し、わが国におけるプロテスタントの神学大学として代表的な存在であり、神学に関してはわが国における最高の学的水準を保ち、国際的に見ても遜色のない研究機関として知られていると言ってよいであろう。

こうした伝統の厚さは、図書館の蔵書、卒業した先人の著作や業績、現在の卒業生の活躍に具体的に表れ、本学の理念・目的の推進と発展に対する周囲からの期待も大きく、教授会の研鑽と、学生の自覚の中にもその影響は具体的に現われている。本学の理念・目的の適切性は、神学教育とそのための神学研究の性格からして広い国際的視野を持ちつつ、明確な福音理解・伝道への情熱・高度な神学的見識を身につけたキリスト教指導者の育成の実績によって検証されるが、プロテスタント諸教会に対すると共に、日本におけるキリスト教(プロテスタント)諸学校、その他キリスト教文化活動・社会奉仕に対する本学の貢献の実績の中に現われている。

c . 個性化への対応

現代世界文明の中で、その諸要求に応え得る精神的指導者を養成することは、グローバルな視野、総合的な認識力を必要とする。本学の理念・目的もまたそうした世界文明的、また学際的な地平に立って追求されなければならない。地球人としての新しい人間の育成が重大な課題である。しかしそのうえで、本学の理念・目的はきわめて個性的なものである。アジアにおける、また日本におけるキリスト教神学の教育とそれによる指導的人間の育成は、欧米の神学教育に比しても個性的でなければならず、また現にそうである。

学問的にはこの個性化は「東京神学大学の神学」の形成という歩みをとっている。それはヨーロッパに見られる正統主義神学か自由主義神学かの二者択一ではなく、またアメリカなどに見られる教派神学校の神学教育とも異なる。本学の教育の理念・目的の達成のためには、ある自由な幅をもちつつキリスト教的福音を深く掘り下げて、現代の課題に回答しなければならない。そのために本学は、「学際基礎科目」の充実を常にはかり、その上に現代語と聖書語学を学ばせ、「神学の主要 5 科目」を堅実に修得させ、さらに「聖書神学専攻」と「組織神学専攻」の二つの専攻の選択を可能にしている。決して偏狭にならない専門人を育成する必要に応じようと心がけている。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか

a . 構成員に対する周知方法と有効性

本学の理念・目的が教職員に周知していることは明確である。教員集団は、特に教授会

を中心にして皆、本学の理念・目的に志を一つにする者たちの集まり、つまり同一のコーリングによる「召命共同体」の自覚にある。この自覚は、毎回の教授会、年3回の特別教授会、教職セミナーにおいて新たに確認され、さらに開拓的に深化させられる。事務職員も理念・目的を共有して集まっている。毎月の職員会における学長の講話は、本学の理念・目的を職員にも周知されるように配慮されている。

学生に対する本学の理念・目的の周知は、入学時における面接において確認されているが、その確認は新入生のオリエンテーションにおける重大なプログラムであり、その後も毎日の全学礼拝、毎年もたれるクラス別懇談会などにおいて、改めて確認され続けている。特に全学修養会は、学生が主体的に主題を選ぶが、本学の理念・目的の再確認と実現から隔たった主題が選ばれることはない。その意味で学生もまた同一の志に結ばれた「召命共同体」の構成員である。

b．社会への公表方法

本学の理念・目的は、大学案内、入試要項、ホームページなどを通して広く社会に公表している。さらに年5回発行される本学学報を通して一般への周知を図っている。こうしたメディアを通すほかに、学生募集・後援会活動を北海道から沖縄まで、全国各地32箇所以上をわたって行い、学長はじめ各教授がそこに出席し、説明会を行っている。その他、本学において「青年の集い」や「オープン・キャンパス」を開催し、本学の理念・目標の周知を図り、一般の理解と支援を呼びかけている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか

本学の学部・研究科等の理念・目標の適切性については、本学寄附行為第2章第13条の定めるところに基づき、理事会、評議員会、監事、教授会において定期的に検証を行っている。

- ・ 常務理事会は年8回、理事会・評議員会は年3回行われる。そのうち1回(秋)は、評議員会・理事会合同で一日協議会として、本学の理念・目的、教育目標達成状況、将来の課題、改善策等について協議している。
- ・ 教授会は年約25回開催し、随時、理念・目標等の検証に努めている。加えて、年3回特別教授会を開催し、理念・目標等の検証の他、現状分析、改善策を講じている。必要に応じて、教授会を「理念と制度に関わる将来構想会議」に切り替えて行う場合もある。
- ・ 自己点検・自己評価報告書を毎年作成し、検証・改善に努めている。
- ・ FD委員会においてその年度のFD活動を企図し、全学生を対象としてFD活動に関する講演を行い、授業評価を行い、FD活動の遂行に努めている。

- ・ その他、職員に対しては職員会（毎月 1 回）、学生については全学修養会（1 泊 2 日）が本学の理念・目的の検証の機会になっている。

2 教育研究組織

評定 A

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか

a. 教育研究組織の編制原理

本学の学部・学科・研究科・専攻及び附属研究所等の教育組織の編成原理は以下のようである。1 学部・1 学科・1 研究科は本学の理念・目的から来ている。神学教育の理念上、2 年間の基礎教育のうえで、さらに専門教育として 4 年間を必要とするので学部の 4 年間と博士課程前期過程の 2 年間、計 6 年間を必要な教育課程としている。神学は旧約聖書神学、新約聖書神学、歴史神学、組織神学、実践神学の 5 分野に分かれるが、総合的に教授されなければならない。そこで 5 分野を「聖書神学専攻」（旧約、新約）と「組織神学専攻」（歴史、組織、実践）の二つの専攻に分け、いずれの専攻の場合も他専攻の受講を必須とさせる。博士課程後期課程もこの 2 専攻に大別しながら、5 分野のいずれかに専門研究を深めて行われる。

附属研究所は「総合研究所」であるが、その中に「日本伝道研究所」と「アジア伝道研究所」を併設させている。これは本学寄附行為前文、ならびに第 2 条、さらに本学学則の第 3 条に謳ってある本学の理念・目的の実現のためである。

従って本学の教育組織は以下の通りである。

イ. 学校

東京神学大学 学長 近藤勝彦

ロ. 種別

大学学部 4 年

大学院 5 年

ハ. 学生定員

神学部神学科	入学定員	収容定員
	25 名	100 名
博士課程前期課程	入学定員	総定員
聖書神学専攻	15 名	30 名
組織神学専攻	15 名	30 名
計	30 名	60 名

博士課程後期課程	入学定員	総定員
聖書神学専攻	2名	6名
組織神学専攻	2名	6名
計	4名	12名

二. 教員

教授	11名
准教授	1名
常勤講師	1名

ホ. その他の機関

東京神学大学総合研究所（日本伝道研究所、アジア伝道研究所）

b. 理念・目的との適合性

神学部神学科は学則第3条に記載されている本学の理念を実現すべく努力を重ねている。神学は5分野に大きく分かれるが、本学の理念と目的に沿う専門的な研究教育の維持のためには、一学部、一学科という現状の組織が最も適している。文化社会の複雑な相互浸透、情報交流の中で、神学の研究教育も広く学際的に展開される必要がある。「学際基礎科目」と「聖書神学専攻」「組織神学専攻」の充実を図るといふ本学の組織は、その理念・目的に沿った適切なものであると言える。

大学院研究科は、より高度で専門的な能力を養い、課程博士を生み出すために近年改革を進めてきた。すでに語学試験や論文提出資格試験の改善を行ってきたが、今回さらに定員をより適正規模（各専攻につき2名、計4名）に絞った。さらに学部生・大学院生を前に「博士課程後期課程研究発表会」を開催し、本年（2010年）は2名が発表し、学生と教授からの質疑を受けた。その内容は、研究科の審査を経て「総合研究所紀要」に発表される。

課題としてあることは、高度な専門性を維持しながら統合的視点を持った適切な教育組織を常に整備することで、そのためには、先見性を持った専任教員の人材育成が必要である。2007年度（平成19年度）に続き、2008年度（平成20年度）にも新たな専任教員を得たが、定年退職者もいるため、この面での継続的な努力が必要とされている。

総合研究所は「アジア伝道研究所」「日本伝道研究所」を併設し、運営は研究所規則に則り、所長のもと研究所委員会によって行われている。研究所規則第3条の事業規定に従い、研究調査、研修、研究会、講演会が行われる。「アジア伝道研究所」では毎年、海外研修を試みている。「日本伝道研究所」は、日本各地でのキリスト教の受容調査、日本の宗教における祖先崇拜の連続研究を行った。また、日本教会史、説教等の資料の収集と整理を実施した。2009年には牧師の実践課題である「説教」についてのセミナーを開催した。研究所のこれらの働きは本学の理念・目的に合致したもので、引き続き発展が望まれる。

c . 学術の進展や社会の要請との適合性

本学の教育研究組織による学術の進展は、各教員の積極的な著作活動や論文執筆、また学会発表によって推進されている。また、本学としては毎年2種類の研究誌を刊行している。とくに『神学』は2009年12月に第71号を発行した。これは毎年行われる教職セミナーの参考文献としても用いられる。また総合研究所は、2010年（平成22年）3月25日に『紀要』第13号を発行した。なお2011年度からは表題を『伝道と神学（Mission and Theology）』と改称して発行を進める。それは『神学』が学術の進展に一層意を用いているのに対し、『紀要』は教会、キリスト教学校、その他社会の要請に応じて情報を発信すると共に、情報の交流を含む「橋渡し」の役割を果たすことに一層意を用いるため、内容の伝達し易いタイトルに改称するものである。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか

毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、自己点検・評価を実施している。内容は、理事会・評議員会において報告・審議し、ホームページにおいて一般に公表している。

大学基準協会の相互認定は、1998年（平成10年）に実施され、2001年（平成13年）3月に「改善報告書」を提出し、2002年（平成14年）3月20日付で「改善報告書検討結果」が送付され、本学の改善努力が評価された。また2007年度（平成19年度）4月に、大学基準協会による大学評価を申請し、2008年度（平成20年度）3月に同協会から「大学評価および大学認証評価」を得た。現在、その際の助言と勧告について、鋭意改善努力を傾けている。

2008年度（平成20年度）にFD委員会を設置し、「東京神学大学FD委員会規程」を設けた。現在、それによってFD活動を実施中である。理事会・評議員会は11月の会合を募集・教育・財政に関する検証の時としている。また教授会において「理念・制度に関わる将来構想委員会」を行い、教育研究組織の適切性等について検証している。

3 教員・教員組織

評定 B

本学の教員は、以下の記述に示される通り、大学神学部と大学院神学研究科で共通であり、教員組織は、神学部と神学研究科すなわち大学全体で一体のものである。

[1 . 現状の説明]

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか

a. 教員に求める能力・資質等の明確化

「大学学則」第3条に定める本学の目的は、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者を養成することであり、またそのために大学院神学研究科を併設し、「大学院学則」第2条第3項において、「前期2年の課程は修士課程として取り扱う」ものとしたうえ、全学生に原則として、所謂「修士課程」の修了までを求めている。これは一般にキリスト教会が教役者の資格要件としている教育・訓練の内容を満たすもので、アメリカの Master of Divinity に相当し、同第2条第4項でも、博士課程前期課程の目的として「専攻分野における研究能力とともに、キリスト教神学に関する高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」としているものである。すなわち、本学の教育の精神は、学部から修士課程までの一貫教育であり、その上にさらに高度な研究を行う博士課程後期課程を置くものとなっている。それゆえ、教員も学部授業と大学院研究科授業を両方とも担当するのであって、「大学院学則」第23条に「研究科の授業担当教員は、本大学の教授、准教授および講師をもってこれに充てる」と定める通りであり、また、同第24条は、本学（神学部）の教授・准教授をもって研究科委員会を組織することとしている。

また「大学院学則」第5条によって、研究科には（前期課程、後期課程とも）聖書神学および組織神学の2専攻を置いている。両者とも各々独自の方法が発展しており、それぞれに専門的な高度の学識を求められる。この二つの専攻は、学部科目の区分にも反映されている。

上記の目的に即して「東京神学大学教育職員選考基準」に、本学教員に求められる学的水準ならびに教育経験が定められているが、第一に、本学の教授・准教授は、大学院研究科委員会の構成員たりうるものでなければならず、常勤講師も、将来准教授また教授に昇進しうるものでなければならない。また本学に特徴的であるのは、教授・准教授選考の基準となる「教育上の経験」について、「牧会伝道上の経験」をもって替えることができることである。しかし、そのことにとどまらず、教役者の養成は教役者が行うのが当然であり、実際、現在の専任教員は常勤講師も含めて、すべていずれかの福音主義教会の教役者の資格を有するものである。

また、教会の教役者の本質を明らかにし、求められるべき教役者像を提示することは、神学の重要課題の一つであるので、本学は、神学講演、論文、教会の協議会など様々な場面で、本学の提供する教役者像を示し、教会の大方の了解を得てきている。本学の専任教員は、自身、本学の示してきた教役者像にふさわしい教役者であることを求められるとともに、そうした教役者の養成を担う者としての自覚と能力が必要であることは言うまでもない。

さらに「寄附行為」前文に、「東京神学大学は日本基督教団の教職養成の責を担うものであるが、それとともに合同教会としての教団の世界教會的理想に従い、より広く日本の諸

教会、アジアの諸教会の教職養成に貢献し、かくして日本の宣教と世界教会の宣教とに奉仕しようとするものである」と記されている。神学の教員・研究者像には、実は、グローバルな標準が存在するのである。それゆえ、明文化された基準はないが、伝統的に、本学の教員には、海外で学位を取得するか、少なくとも数年、海外の教会を体験しつつ学問研究を行うことが、求められてきている。

b. 教員構成の明確化

前述の通り、「大学院学則」第23-24条によって学部教員が研究科授業をも担当し、学部の教授・准教授をもって研究科委員会を組織することとしている。また「大学学則」第27条によれば、大学教授会は、教授・准教授をもって構成される。常勤講師は大学教授会に出席することができ（「東京神学大学教授会規程」第2条）、委員会、クラス担任等の職務も常勤講師は共に担う。

また、これも前述の通り、大学院学則第5条により、本学研究科には聖書神学および組織神学の二つの専攻が置かれており、教員は、いずれかの専門の研究者として、二つの専攻に分かれる。

本学の必要専任教員数は、大学設置基準別表第一、第二を満たすものでなければならないが、それによると、学部として文学部に準じて10名、大学全体としてこれに加えて7名、収容定員が別表において基礎とされる数より少ないので2割減じて14名、これにいわゆる教職課程専任2名を加えて16名、ただし実践神学担当教員のうちの2名が教職課程専任を兼ねることが許されているので、結局14名の教員が必要であると考えられる。この数は、しかし、神学の体系それ自体に基づいて、神学の2専攻5分野（聖書神学2分野＝旧約聖書神学、新約聖書神学、組織神学3分野＝組織神学、歴史神学、実践神学）を分担しうる最低限の人数と受けとめることもできる。すなわち、旧約聖書神学、新約聖書神学、組織神学、歴史神学の4分野に各3名が理想であるが、聖書・組織両専攻それぞれ1名を減じることがありうる。そして組織神学専攻の内の実践神学には4名（教職課程専任2名を含む）が配置されることを理想としている。こうした配分は各分野内部での伝統的な区分を反映している。旧約聖書は律法、預言者、諸書と大きく三つに区分できる。新約聖書では福音書、パウロ書簡、ヨハネ文書という分け方が大枠である。組織神学は教義学、倫理学、弁証学に、歴史神学は古代・中世、宗教改革、近代・現代（アジア教会史、日本教会史を含む）に、実践神学は説教、キリスト教教育、礼拝学、牧会学（教職課程専任者が説教あるいはキリスト教教育科目をも担当することが適切である）に大きく分けられる。そこで、そのそれぞれに専門家が配置されるのが望ましいというところから、上記の配分が目標となってくるわけである。

現在専任教員は、旧約聖書神学2名、新約聖書神学2名、組織神学3名、歴史神学2名、実践神学4名、計13名で、1名不足している。補充を、とくに聖書神学専攻において急い

でいる。

神学は、とくにその基礎科目（学部の専門教育科目中必修とされているもの）において、全体として教会実践に集約される体系をなし、科目相互間に整合性を有するものである。それゆえいずれの神学教育機関においても、基礎科目は専任教員が担当することが当然とされている。あるいは、専任教員は、広く基礎科目を担当しうる者でなければならない。2010年度（平成22年度）も、開講される専門教育科目必修45科目は、特殊な専門科目（教会史Ⅴ、宗教史Ⅱ）2科目および聖書語学2科目を除いて、すべて専任教員が行っている。神学基礎科目（学際的課題を含んだ入門科目）もすべて専任教員が担当することになっている。これに対して、学際基礎科目（選択必修）13科目は、文化社会の複雑な相互浸透、情報交流の中で、神学の研究教育も広く学際的に開かれる必要があり、他大学・研究機関の有能な人材の協力を得ている。また、選択24科目、また大学院の科目は、高度の専門性を有するもので、本学専任教員がその専門分野の研究を活かす科目を担当すると同時に、その科目の内容に最もふさわしい担当者を学外にも求めるのが適当である。

教員の年齢構成の問題は、本学の教員が、上記のような体系的な全体を分担するものであるゆえに、その担当者が欠けることのないように計画し努力する、つまり後継者を絶えることなく立てるという課題（次項連携体制ならびに責任の所在の記述参照）とつながっている。

また、教員の内女性がどの程度の割合を占めるべきであるかについては、規定がない。しかし、女性の教役者を認めていない教会が多数あるなかで、これを認めた教会ではその人数が相当増えていて、教会の教役者養成を主要な目的とする本学への入学者も、女性の割合が増加しつつある。相当数の女性を含む教役者の養成を担う教員に女性が含まれるべきことは、当然、常に考慮されていなければならない。現在本学の13名の専任教員の内、女性は1名である。本学の教員として採用しうる専門の研究者にも女性が増えてきているので、今後、女性教員を採用する機会が増えるであろうし、女性教員を増やす努力も必要であろう。

専任教員のうち外国人の割合についても、規定はない。ただし、日本基督教団と宣教協約を結んでいる海外の教会からの宣教師を、宗教学や牧会学等の担当者として採用することは、伝統となっていると言ってよい。現在アメリカ改革派教会から1名（アメリカ合衆国籍）、在日大韓教会から1名（大韓民国籍）の専任教員を迎えている。

c . 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

神学という研究領域の全体が体系を有し、聖書神学と組織神学という2専攻もそれぞれの研究対象が相互に了解されており、また両専攻の関係も明らかに認識されている。

大学学則第27条および大学院学則第24-25条によって大学院研究科委員会を兼ねる教授会が置かれ、教授会規定第8条により、教員の研究方針および計画に関する事項と人事

に関する事項は、教授会の審議事項とされており、教育研究にかかる責任は教授会全体が負う。

定例教授会は年 24-25 回行われ、専任教員全員の出席が原則であり、教員間の連絡調整システムの中心をなす。

年 3 回、夏期、冬期、春期の休業期間の初めに特別教授会を行う。とくに春期は一泊して行っている。これも専任教員の全員参加が原則である。特別教授会においては、通常の教授会で十分審議できない問題や、特に長期的な展望の下で取り組む必要のある問題を、時間をかけて調査し、総合的な見地から吟味し検討している。また、その都度、教育問題を取り上げ、クラス担任を通じて全学生について個別の情報を共有し、きめ細かな指導ができるように配慮している。また F D 委員会の報告と同委員会が提示した課題の協議は、特別教授会で行う。

大学院学則第 24 条第 3 項は、研究科委員会が各専攻に主任を置くこととし、専攻の教育課程初め、専攻に関する諸事項を監督し、研究科委員会に諮るものとしている（同第 26 条）。大学院の専攻は、学部の神学専門科目の専門分野区分と連続しているため、学部の授業も含めて、各専門分野の教育方針、毎年度の授業計画と各授業の担当者、非常勤講師の委嘱については専攻主任がその専攻の専任教員全員を集めて意見を聞いて決定し、教務課主任を通して教授会（研究科委員会）に諮り、承認を求める。非常勤講師との連絡も、専攻主任が行う。学際基礎科目について専攻主任に当るものは教務課主任であり、教育職員免許状関連の科目について責任を持つのは、教職課程主任であって、それぞれの関係の非常勤講師の委嘱および、非常勤講師との連絡を行う。

専攻主任は、専任教員の人事についても、専攻の教育方針や適切な教員構成、科目担当にふさわしい候補者を専攻の専任教員全員に諮ったうえ、教授会に提案することとされている。

（ 2 ） 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか

a . 編制方針に沿った教員組織の整備

すでに（ 1 ）において述べたように、本学の教育の方針は、教会の教役者に相応しい訓練として、学部から修士課程までの一貫教育であり、その上にさらに高度な研究を行う博士課程後期課程を置くものである。教員も学部授業と大学院研究科授業を両方とも担当し、神学部教授会を構成する教授・准教授をもって神学研究科委員会を組織することとしている。

また神学研究科には（前期課程、後期課程とも）聖書神学および組織神学の 2 専攻を置き、この二つの専攻は、学部科目の区分にも反映されている。全ての専任教員が、両専攻のいずれかに属しており、各専攻の主任のもと、合議して、学部・研究科のカリキュラムおよび、非常勤講師委嘱も含めた科目担当者を決定するものであり、さらに、専攻に属す

る専任講師の人事について、教授会に推薦しうるものである。

b．授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

聖書神学専攻と組織神学専攻の2専攻は、それぞれの分野を専門とする教員によって構成されるのであり、専任教員は、その研究分野における業績が考慮されたうえ、各専攻に配置されている。その都度の授業科目担当は、専攻の内部で合議して定められ、教授会で承認されるのであって、その際には、専任教員としての教育経験と専門分野における業績が考慮されることは言うまでもない。

学部入学者・編入学者全員神学専門科目の履修のはじめに受講すべき必修科目である「神学通論」は、神学諸科解題を含んでおり、そこで、学生も、授業科目と担当教員の適合性についての判断基準を聞くことになる。諸科解題は、組織神学の専任教員が担当するのが適当である。また博士課程前期課程の最後には「実践神学研修課程」が置かれていて、教会の実践の観点から、各学生が積み重ねてきた専門領域での研究を総合する講義と討論を行う。そのうちの「説教学演習」は、実践神学担当者と学長が共同して行う。さらに、博士課程前期課程修了のためには、学生は自分の専攻科目だけではなく、専攻外の一定の単位を取得しなければならない。このような神学の全体像と、そこにおける担当科目の位置づけは、各専任教員だけでなく非専任教員にも了解されている。またこうした教育の全体像は、毎年3回開かれる特別教授会で吟味され、とくに「実践神学研修課程」の総合講義の主題と担当者は、毎年実践神学担当者から提案され、教授会で協議して決定される。

c．研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

すでに述べられているように、大学院担当の専任教員は、すべて大学の神学部神学科の専任教員である。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

a．教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化

教員の任免に関しては、寄附行為施行細則第7条第3項により「教授会の推薦する者について、理事会においてこれを決する」。教員の任用に際しては、その人物、業績に関する審査委員会を、そのつど組織する（「教育職員任用に関する規則」第6条および「教育職員の任用に関する内規」1）。教育経験については年限によって判断し、業績とその水準に関しては、審査委員会が認定する。業績および経歴に関する基準は、「教育職員選考基準」に定められている。

教員の採用・昇格に係る教育研究活動の評価については、点数化のような明確な基準があるわけではない。日本基督教学会及び関連の諸学会における講演ならびに論文発表、海外の学会における研究発表、また学内においても、大学の紀要『神学』および総合研究所

紀要への論文発表が、判断の材料とされる。しかしそれらの発表を点数化することは困難である。

なお、臨床牧会教育の担当教員については、日本臨床心理士資格認定協会の資格認定における臨床的活動の評価の仕方を参照しつつ判断しているが、臨床心理士に於けるような活動の点数化あるいは単位化を実施している機関は、日本国内に存在せず、また本学独自に行うこともできない。

以上のように、評価に明確な基準を与えることが難しい研究分野であるので、任用、昇格の際には、審査委員会が評価の責任を負うことになる（「教育職員の任用に関する内規」2、3参照）。

b．規程等に従った適切な教員人事

日本において、神学の研究者は数が少なく、各研究者の現在の状況も相当程度研究者間で知られているため、教員の公募は適当でない。採用については、各専攻において、その教育方針にふさわしい資質を備えた研究者を探し、必要であれば、関係の深い研究者に対し、また外国人研究者（そのほとんどは宣教師として来日する）を得たい場合には宣教師派遣団体に対して、適当な人材の推薦を依頼するのがふつうであり、本学もそのように行ってきた。

相応しい教員を得るためには、自らその候補者を養成することも必要である。博士課程後期課程の学生の中から「研究助手」を選び、「研究助手のための奨学金に関する内規」に従って、校納金相当額の奨学金を給付し、あるいは博士課程前期課程修了者の中から、特に研究および教育の面での将来性を期待される者に、博士号の取得を視野に入れた海外での研修を奨励し、「教育職員後継者養成のための特別奨学金に関する内規」によって、経済的支援を行っている。

現在、各分野において、海外で研修中の者あるいは本学の博士課程後期課程に在学の者が、それぞれ、女性も含めて存在しているので、専任教員の補充に関しては期待できる状況にある。

教員の採用については、専攻主任からの提案を受けて教務課主任が教授会に発議し、教授会が審査委員会を組織する。昇格は、規程の勤続年数を経ようとするときに教務課主任から教授会に発議される。審査委員会は本人の業績資料を集め、また本人と面接のうえ、業績を認定し、教育経験を判断する。審査は業績資料および面接に基づいて厳正に行われている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

a．教員の教育研究活動等の評価の実施

教員の昇格に係る業績評価は、資質向上を図るための教育研究活動等の評価に一つの方

向付けを与えるものである。

また毎学期の始業式に専任教員が順番で行う「始業講演」（各人には6～7年に一度まわってくる）、その後講演内容を巡って教授会全員が参加する討論会を設けている。教授会全員が、専攻分野をこえて、相互の認識を深め、異なる視点から、批判を加える機会となっている。

さらに、本学が毎年1月に開催する「教職セミナー」は、教会の教役者の研修の場であるが、そこでは、専任教員全員が、主題講演、主題を巡るパネルディスカッションのパネリスト等の役割を持ち、参加者からの批評を受けることになる。同様の機会は、全国に展開している後援会の主催する神学講演会での講演（これは信徒にもわかりやすい講演を求められている）、「日本伝道協議会」の主題講演にも見出すことができる。

「教職セミナー」の主題は、セミナー直前に発行される雑誌『神学』の主題とされる。それゆえ、『神学』の主題に関する掲載論文は、「教職セミナー」参加者の評価を受けることにもなる。またパネルディスカッションにおける発表は、総合研究所紀要に掲載することができる。

臨床牧会教育の担当教員には、本学内に設置している「パストラルケアセンター」の活動報告を特別教授会に提出するよう求めている。

b . ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

2008年度に学長を委員長とする「FD委員会」を発足させ、「FD委員会規則」を制定して、委員会会合を毎学期初めに開くこととした。また、委員会の活動報告は、特別教授会に提出し、年度末には「FD委員会報告書」を作成して学報および大学ホームページに発表することとした。

2009年4月15日、同規則による2009年度前期のための会合を行った。FDとは何であるかを教員も学生も共に聞く講演会を青山学院大学嶋田順好教授を講師として夏期休暇前に実施すること、また授業効果調査アンケートを2009年度前期から実施することを決めた。

2009年度後期FD委員会を、2009年10月27日に開いた。前期授業効果調査アンケートの問題点を話し合い、なおしばらく同じアンケートを継続して行うこと、また、集計方法に検討の余地があることを確認した。

2009年7月21日青山学院大学嶋田順好教授による講演「FDの課題と展望 —FD活動から気付かされたこと」が、教員（常勤・非常勤）、事務職員、学生を対象に行われた。

「授業効果調査アンケート」を2009年度前期から実施している。教員、学生の協力が得られ、回収率は、95パーセント以上である。当初は各授業の評点を集計し、評価項目ごとの全授業の平均点を算出したうえ、学生のコメントで委員会が意味ありと判断したものは講師に見せることとした。しかし、評点は各講師の傾向を示すものの、評価項目ごとに全授業の平均点を出しても、講師の間でほとんど差がつかず、あまり意味がないことが明ら

かになった。また学生のコメントも、攻撃的なものは見当たらないので、各授業ごとの評点を集計し、コメントはすべてそのまま講師に見せることとした。

本学は以前より、前期に「全学懇談会」、後期に「カリキュラムアンケート報告会」が行われ、教員と学生の全員参加で、大学が何を用意しているかを理解し、それについて意見交換するものとしてきた。これによって学生は神学教育の全体像を見渡し、教員との交流を得る。こうして、カリキュラム構成への学生参加が図られてきた。「FD委員会」による「授業効果調査アンケート」は、それに対し、個々の授業についての教員のスキルを測るものとして、また教員へのフィードバックとして行われる。

2010年度はさらに、教授会で、神学教育というものの本質と、授業方法の関係を議論することになっている。

[2 . 点検・評価]

ア) 効果が上がっている事項

本学の目的を達成するために求められる教員の能力・資質は、きわめて明確に打ち出されており、教員の採用、昇格の基準として、学内において、また本学がその教役者を養成している諸教会において承認されている。

イ) 改善すべき事項

専任教員数が、現状は13名で1名の不足がある。専任教員の補充は、教育課程の全体構成の観点から考えられなければならない、欠員が生じたときだけでなく恒常的な、後継者養成の課題として捉えられねばならない。

[3 . 将来に向けた発展方策]

上記のように、博士課程前期課程修了者の中から、特に研究および教育の面での将来性を期待される者に、博士号の取得を視野に入れた海外での研修を奨励してきているが、本学での博士課程後期課程の修了者（学位取得者）の増加を目指す。具体的な方策に関しては「4. 教育内容・方法・成果」に関係する諸記事を参照。海外研修はできるだけ奨励するが、今後は、海外で学位を取得する者を待つだけでなく、本学内で課程を修了し、学位を取得することを重視することが必要であろう。そのための博士課程後期課程の質的向上がはかられている。

[4 . 根拠資料]

資料1－学校法人東京神学大学寄附行為

資料2－大学学則

資料3－大学院学則

資料4－「教育職員任用に関する規則」および同「内規」

- 資料 5－教育職員選考基準
- 資料 6－教授会規程
- 資料 7－研究助手のための奨学金に関する内規
- 資料 8－教育職員後継者養成のための特別奨学金に関する内規
- 資料 9－専任教員個別表（基礎データ表）
- 資料 10－専任教員教育・研究業績一覧（基礎データ表）
- 資料 11－2009 年度学科目概要
- 資料 12－2009 年度大学案内
- 資料 13－FD開催記録（大学報）

4．教育内容・方法・成果

評定 B

[1．現状の説明]

§ 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

- a．学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示
- b．教育目標と学位授与方針との整合性
- c．修得すべき学習成果の明示

●神学部・神学科

「東京神学大学学則」第 1 章総則第 3 条に、以下のように、神学部・神学科の教育課程が目指す理念・目的について明記されている。

第 3 条 本学は、学校教育法第 52 条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔牧師・伝道者〕を養成することを目的とする。

本学の教育課程は、学校教育法第 52 条に基づき、大学設置基準第 19 条に沿った仕方で編成されている。さらに、「キリスト教神学」の研究および「福音の宣教に従事する教役者〔牧師・伝道者〕」の養成という本大学の目的に沿って、原則的には神学部神学科 4 年に大学院神学研究科博士課程前期（修士）課程 2 年を加えて合計 6 年の修業年限を積む神学教育および信仰・実践的訓練を学生に提供することができる。

授業科目は、大きく、学際基礎科目・神学基礎科目・外国語科目・体育科目・専門教育科目（必修）・専門教育科目（選択）に分類されている（分類の詳細については「東京神学大学学則」を参照）。1－2 年次では、学際基礎科目 28 単位、神学基礎科目 14 単位、外国語科目 14 単位、保健体育科目 4 単位、以上 60 単位の取得を課す。3－4 年次では、神学専門

教育科目 80 単位（内必修 68 単位、選択 12 単位）を課し、徹底した教育指導を行う。従って、卒業要件総単位数は 140 単位であり、この単位数を満たした者に神学士の学位を授与する。

キリスト教神学の歴史はキリスト教それ自体の歴史と共に古い。従って、神学という学問の修得には過去二千年の学問的蓄積を学ぶことから始めなくてはならない。それゆえ、「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムはキリスト教神学の基礎的分野を網羅する必要がある。同時に、基礎を徹底的に身に着けなければならない。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身につけさせることを目指したプログラムであって、教育目標との整合性は明確に保たれている。また、学士課程における修得すべき学習成果は、上記の通りに神学各分野における基礎知識の獲得にあると言える。

●大学院・神学研究科

本大学院・神学研究科の教育目標は「東京神学大学大学院学則」第 1 章総則第 2 条に、以下のように明示されている。

第 2 条 本大学院神学研究科に、博士課程を設ける。……

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
……

4 博士課程前期課程は、本大学あるいは他の大学神学部等における一般的、専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、清深な学識を受け、専攻分野における研究能力とともに、キリスト教神学に関する高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

2 年間の前期課程（修士課程）においては、「広い視野に立って清深な学識を授ける」ために、専攻分野別に必修単位の履修を求め（専攻 20 単位）、修士論文の提出・合格を課している。さらに専攻外からも 10 単位の履修を求めている。その上で、「高度の専門性を要する」現代の牧師職、ならびに中・高等学校聖書科教師、あるいはキリスト教大学でのチャプレン等の育成のため「実践神学研修課程」を必須として要求している。

また後期課程、すなわち博士課程（3 年間）においても「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。具体的には他専攻の履修 4 単位を含めて合計 16 単位の履修を求める他、二つの現代語について語学試験を行い、博士論文に到るための小論文の提出を義務化している。小論文の提出は、院生の自立的研究の姿勢と能力を高めるためであり、その機会に博士論文に向かって指導教授による指導がなされる。最終的には博士論文の提出・合格をもって

博士号の授与に到る。このように、本大学院の教育目標は学位授与方針と整合的である。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

a. 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

b. 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

●神学部・神学科

本大学の場合、カリキュラム編成は、学生たちが将来キリスト教の「福音の宣教に従事する教役者」となることを願う本大学の理念・目的に基づいている。具体的には、1年次からすでに専門教育科目へと入っていく準備として、神学基礎科目を必修として履修させている。これによって、1年次においてすでに専門教育への準備を始めていることになる。2年次からはさらに積極的に神学の専門教育科目を履修し始めることができる。そして4年次の終わりまでに最低80単位の神学専門教育科目をとることになる。しかも多くの専門科目は必修となっている（80単位中、必修科目68単位）。

しかし、1-2年次に履修される学際基礎科目や外国語科目が、専門教育科目に対して非本質的であるわけでは決してない。キリスト教の伝道者はまた一社会人でもある。従って、学生に社会人としての広い視野と深い知識を身に付けてもらうために、学際基礎科目のクラスが提供され、多分野（人文科学系、社会科学系、自然科学系、情報科学系）の学際基礎科目の習得を可能にしている。

外国語科目は「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のため、欠かせないものである。特に神学研究に欠かせない英語とドイツ語を中心にクラスを開設している。

上述のような教育課程における、科目区分、必修・選択の別、単位数等は、以下の表のように整理される。

卒業要件 総単位	学際基礎科目	人文科学系	10 単位	28 単位	60 単位	140 単位
		自然科学系	8 単位			
		社会科学系	8 単位			
		情報科学系	2 単位			
	神学基礎科目	A	10 単位			
神学基礎科目	B	4 単位	4 単位			
外国語科目	必修	10 単位	14 単位			
	選択	4 単位				
保健体育科目		4 単位	4 単位			

専門教育科目 1 (必修)	68 単位		
専門教育科目 2 (選択)	12 単位	80 単位	

この表は「履修の手引き」に、さらに詳細な形では学則（第 12 条 別表）に記載されており、明示されている。

●大学院・神学研究科

本学大学院は、学校教育法第 65 条にある（「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」）ことを「神学」という学問分野において追究している。本学大学院は、1 研究科（神学）による博士課程前期・後期課程の大学院であるが、神学の学問領域は 1 学科にしてすでに広大である。

そこで修士課程の目的「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」を実現するために、まず、「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の二つの専攻領域に分けた指導体制をとっている。これに加えて、「広い視野に立」つために、専攻分野での必修単位（20 単位）の他に、専攻外からも 10 単位の履修を求めている。その上で「実践神学研修課程」を設け、特に修士修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、その履修を義務づけている。このように、専攻領域の区別に従い、院生の研究意志に応じた履修ならびに研究・教育の指導が行われると同時に、専門職の訓練のための必要にも応じている。

また後期課程においても「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。具体的には他専攻の履修 4 単位を含めて合計 16 単位の履修を求める他、二つの現代語について語学試験を行い、博士論文にいたるための小論文の提出を義務化している。小論文の提出は、院生の自立的研究の姿勢と能力を高めるためであり、その機会に博士論文に向かって指導教授による指導がなされる。

科目区分、必修・選択の別、単位数等については前期課程および後期課程それぞれの「履修の手引き・学科目概要（シラバス）」に明示されている。例えば、前期課程に関しては、

前期課程修了に必要な単位数は以下の通りです。

専攻科目	20 単位以上	
専攻外科目	10 単位以上	
実践神学研修課程	14 単位	計 44 単位

と明瞭に記されている。後期課程に関しては、

後期課程修了に必要な単位数は以下の通りです。

専攻科目	12 単位以上	
専攻外科目	4 単位以上	計 16 単位

と記されている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

a. 周知方法と有効性

b. 社会への公表方法

●学部・大学院共通

(1) および (2) において明らかにされた諸方針の周知・公表について述べれば、その手段は主に教務課の発行する「履修の手引き」によっている。これには学則や学位規程も収録されており、必要な情報は全て得られるようになっている。また、学生は年度始めに行われる教務課による履修オリエンテーション（教務課主任が主に担当する）において諸方針について説明を受けている。さらに、毎年、学生会の開くカリキュラムアンケート報告会において、諸方針をめぐる、あるいはそれらに触れる質問が出されることがあり、これには、学長や教務課主任が回答している。これらの方法により、周知は徹底してなされている。

「履修の手引き」は学外者の閲覧も可能である。教務課を訪ねれば、誰でも閲覧できる。このような形で社会に公表されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか

●学部・大学院共通

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針についての検証の場は、本学では、第一に教授会である。学生会の「カリキュラム委員会」は全学生を対象に、各授業およびカリキュラムに関する綿密な意見や評価を求める包括的なアンケートを毎年、実施しており、その報告が毎年秋になされてきた。これが教授会にとって、教育改善のための重要な情報源となっている。

教育目標との関連性が問われるような重要な課題に関する検討の機会は、毎年3回開かれる特別教授会である。ただ、毎年、決まった時期に検討がなされるわけではなく、教授会内部でその必要性が強く感じられたときに議題として取り上げられるようになっている。

§ 教育課程・教育内容

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか

- a . 必要な授業科目の開設状況
- b . 順次性のある授業科目の体系的配置
- c . 専門教育・教養教育の位置づけ [学士課程]

コースワークとリサーチワークのバランス [修士・博士課程]

●神学部・神学科

既出の通り、現代社会において「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムは、キリスト教神学の基礎的分野を網羅する必要がある。同時に、基礎を徹底的に身に付けなければならない。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身に付けさせることを目指したプログラムである。学士課程の授業科目は、全てこの目標に適合するものとして開設されている。開設されている科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい。

学部の教育課程における授業科目は以下のような意図をもって体系的に構想・配置されている。すなわち、学部1-2年では、神学専門教育科目の履修に入る前に、幅広い人文、社会、自然科学、情報科学の教養を身に付けることを目指す。そこで、神学基礎科目の履修のほかに、学際基礎科目、保健体育科目、外国語科目の履修を求め、合計60単位以上の履修を課している。外国語科目は、英語Ⅰとドイツ語Ⅰの10単位を必修、英語Ⅱ・英語実践・ドイツ語Ⅱのうち4単位を選択必修として課している。

学部3-4年では、なるべく早い段階に自分の専攻を選択させ、神学専門教育科目の履修を精力的に行うように指導している（全体で80単位以上）。専門教育科目のうち、聖書神学関係科目26単位、組織神学関係科目12単位、歴史神学関係科目14単位、実践神学関係科目8単位、以上60単位はすべて必修である。また神学書講読5科目のうち4単位、学部演習4科目のうち4単位はそれぞれ必修である。その他、卒業に必要な最低単位が12単位あり、選択科目の中から選ばれる。

以上のような教育課程の編成の中で、特に学部4年次には各学生に大学院進学後の自分の専攻部門を主体的に決定させ、学部卒業論文の作成のために、二つの専攻内の四つの演習（聖書神学専攻：旧約聖書、新約聖書、組織神学専攻：組織神学、歴史神学）のいずれか一つを自分の専攻する「学部演習」として必修選択させている。また、このような学部段階での専攻の決定にともない、関連外国語の履修や関連専門科目の履修も履修要項で定めて、指導している。このように本大学の授業科目は順次性を意識した体系的配置となっている。

現代社会において「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ことを目指す本大学において、専門教育の占める位置は全てに勝って高いと言える。しかし、教養教育（本大学における学際基礎科目）や外国語科目も重要である。というのも、キリスト教の伝道者が、福音の宣教がなされる現代社会における一般的な知識を修得しておくことは、宣教の営みそれ自体を適切なものにする上で重要だからである。この意味で、学際基礎科目のクラス

は不可欠である。どの科目においても、キリスト教信仰との関連が意識されることで、本大学の理念・目的との対応関係が実現されている。他方、外国語科目は「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のために欠かせない。

●大学院・神学研究科

既出の通り、本学大学院の修士課程の目的は「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」ことにある。そこで「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の二つの専攻領域に分けながらも、専攻分野における必修単位に加え、専攻外からも10単位の履修を求めている。その上で、「高度の専門性を要する業務」に耐えうる人材の育成のために、「実践神学研修課程」を設け、その中で「説教学演習」の履修を必修とし、さらに修士修了直前の学期には広い分野での具体的な必要事項を扱う「総合講義」を設け、その履修を義務づけている。前期課程の授業科目は、全てこの目標に適合するものとして開設されている。開設されている科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい。

前期課程におけるコースワークとリサーチワークのバランスということ言えば、リサーチワークは主に修士論文の作成に対応していると言えるであろう。1年次は科目の履修、すなわち、コースワークがほとんどの部分を占める。1年次に専攻科目および専攻外科目の合計30単位の修得が期待されている。この時期、リサーチワークに関しては、修士論文計画書の提出を夏期休暇明けに要求することで、学生の意識を喚起している。また、後期からは修士論文指導演習の履修が始められるようになっており、基本文献の読解などを課している。2年次の前期はリサーチワーク、すなわち、修士論文の作成に集中すべき時期とされている。この時期には、基本的に修士論文指導演習にのみ出席することが期待されている。このようにして、コースワークとリサーチワークのバランスは維持されてきた。このバランスが健全であることは、ほぼ全員が毎年、期日までに修士論文の提出を終え、学位を授与されている事実から明らかである。

後期課程の場合、開設されている科目は全て前期課程との並行授業の形をとっている。しかし、それでは「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合しているとは言えないので、履修にあたっては、より高度な課題を課すなどしている。後期課程における開設科目の具体名と内容については、学則およびシラバスを参照されたい。

後期課程におけるコースワークとリサーチワークのバランスということ言えば、既出の通り、課せられている単位数自体が少ないという事実から明らかなように、リサーチワークの比重が高くなっている。博士論文にいたるための小論文の提出を義務化している点

に、このことは明らかである。この小論文の提出は、後期課程の学生の自立的研究の姿勢と能力を高めるためであり、その機会に博士論文に向かって指導教授による指導がなされる。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか

a. 学士課程教育に相応しい教育内容の提供 [学士課程]

専門分野の高度化に対応した教育内容の提供 [修士・博士課程]

理論と実務との架橋を図る教育内容の提供 [専門職学位課程]

b. 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 [学士課程]

●神学部・神学科

本項目の(1)において述べたように、現代社会において「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムは、キリスト教神学の基礎的分野を網羅すると同時に、基礎知識が提供されなければならない。学士課程は、伝道者となるために必要な神学的素養を学習者に十分身に着けさせることを目指したプログラムである。学士課程の授業の内容は、全てこの目標に適合するものとして提供されている。具体的内容については、シラバスおよび本大学ホームページ(「学部・科目一覧」)を参照されたい。

初年次教育・高大連携への配慮について述べれば、単科大学(神学部神学科)である本大学は、入学定員25名という小規模大学であるだけでなく、1年次入学学生数よりも3年次編入学生数の方が多いという、他大学と極めて異なった特徴を有する。従って、高校から大学への教育上の問題点はこれまでそれほど深刻なものとしては浮かび上がって来なかった。

本大学では、基礎的学力や知識が不足している者に対しては、入学前までに準備学習を勧めている。入学後は、少人数クラスであるゆえに、仲間同士の緊密な協力関係などによって理解不足を十分に補える態勢が整っている。また、カリキュラム上の配慮もされている。学際基礎科目のほとんどは1年次に取得すべき科目として指定され、各分野の基礎的な学習に集中している。キリスト教通論、聖書通論、神学通論も初学者対象の科目であり、平易な内容の神学入門として設定されている。

語学力や文献の読解力の不足する学生が存在するが、これは、推薦入試や社会人入試によって、小論文と面接のみによる判定で合格が決まることとも無縁ではない。英語の読解力は本学の専門教育に不可欠であるので、2001年度(平成13年度)よりカリキュラム外に英語補習クラスを設け、英語力の不足が認められる入学者・編入学者に高卒程度の基礎的英語力を義務付けた。これには効果が見られ、高校から大学教育への円滑な移行を助けている。

●大学院・神学研究科

神学の各専門分野においても、それぞれに高度化・細分化が進んでいるということが出来るが、それに対する本大学院における教育内容の対応は、基本的に各教員に委ねられているのが現状である。

§ 教育方法

(1) 教育方法および学習指導は適切か

- a. 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- b. 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実
- c. 学生の主体的参加を促す授業方法
- d. 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導 [修士・博士課程]
実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導 [専門職学位課程]

●神学部・神学科

学士課程における教育の目標が神学の基礎知識の修得にある以上、その大部分の授業の基本形態は講義である。しかし、担当教員によっては、講義とテキストの講読・発表などの演習形式との混合によって行っている場合もある。その中であって、外国語の講読や臨床のクラスが実際的であるのは言うまでもない。演習形式は、主に、より高度かつ専門的なレベル、すなわち、卒業論文を作成する学部演習などにおいて採用されているに過ぎない。

履修科目登録上の上限は設定されていない。本大学はキリスト教教職者の養成という目的を有する大学であって、長い歴史を持つ神学専門諸分野の基礎を網羅するために、必修科目の比重が大きくなっている。そのため、上限を設定しなくても、登録可能な科目数は自然に制約を受ける。また、必修科目には配当学年が定められている（「履修の手引き」所収の時間割表および履修スケジュール表を参照）。これによって、履修科目数が制限されると同時に、体系的に構成されたカリキュラムに沿った履修が可能になっている。

本大学では、学生に対する学習指導の方法は当初から二つの公的制度の結合、協力によりなされている。第一は、言うまでもなく教務課によるもので、新入生に対しては、毎年入学式直後の新入生オリエンテーション時に教務課主任が本大学の履修方法についてガイダンスを行っている。それに付随して、教職課程履修のガイダンスも担当教職員が行っている。また、在学生に対しては、教務課の日常業務の中で、主任と教務事務職員がきめ細かに学生の履修上の問題に対応している。さらに、第二には、本大学独自のクラス担任制度によりクラス担任が新入生及び在学生の履修上の相談に応じている。この制度は、本大学の下に卒業時まで、さらに卒業後も親密な関係を培っていく制度である。従って、新入生の場合も、オリエンテーション後、編入生の場合は在学生と共に、クラス会を持ち、そこで担任から履修上の原則的な補足説明を受ける。さらに、クラス担任との面接を通し個

人的アドバイスをも受け履修科目を確定し、その上で登録をさせている。在學生は、クラス担任との個人面接で履修上の相談をし、登録させている。クラス担任との面接は、各学期の初めにはオフィスアワーを定めて行われるが、小規模の大学なので学期中必要な時はいつでもクラス担任にアポイントメントを取って面接することができる。

以上の二つの制度の結合による学習指導は、概ねこれまで円滑に機能してきた。とはいえ、毎年散見される登録ミスや履修漏れを防ぐために、学生自身による自己点検指導を強化する必要がある。その意味で、登録期間後に短期の登録確認期間を設け、学生にチェックさせている。

学生の主体的参加を促すことは、講義主体の学士課程においては、それほど行われてはいないが、質問を求めること、既出のように、テキストの講読部分を演習形式にして、学生自身によるリサーチや発表を求めるなどの工夫もなされている。

●大学院・神学研究科

大学院における授業形態は、講義および演習であるが、学部には比べると演習の占める比重が高くなっている。学問が高度なレベルに達すれば、それだけ個々の学生が主体的に学ぶ必要が出てくるのは自明のことである。それゆえ、学生により重い責任を課すことになる演習形式が適切と見做される。

履修登録科目に上限はない。前期課程においては、1年次にコースワークをほとんど終了してはならない。これは自動的に年間30単位の修得を課することになるので、多い者であっても、この数字を若干上回る程度となっている。

学習指導について述べると、本学大学院では、学生は入学時に教務課主任から履修の概要を指導され、その上でクラス担任から詳細な学習指導を受ける。本学大学院の長所は、日本における神学研究の特別な位置や目的の理解について、教授と院生との間に（関心細部の多様性を否定することなく）基本的な一致があり、しかも学生の数に比して教授の数が多く、質疑応答の時間を採り入れやすく、演習形式を取る上でも、独特な利点を持っている。大学院の教授が学部の基礎部分をも担当しているので、学生をかなり長期にわたって知ることができ、配慮を持った指導を行うことが可能である。実際、演習外での個人指導にも多大の時間が割かれている。

大学院の課程においては、演習形式が主であるので、それだけ学生は主体的にクラスに参加することが期待され、かつ、促されている。

前期課程においては、1年次の学生に、夏期休暇明け（前期末）の時期に修士論文計画書の提出が義務づけられている。これを土台として指導教授・主題などが決定されていく。他方、「履修の手引き」所収の「修士論文作成の手引き」には入学時から修士論文提出に到るまでの道筋が示されている。そこに示されている日程を参考に、各指導教授は学生の指導にあたっている。後期課程に関しては、現在のところ、この種の義務はないが、各年度

末に1年間の研究の報告を出させるという案が教授会で検討されている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

a. シラバスの作成と内容の充実

b. 授業内容・方法とシラバスの整合性

●学部・大学院共通

本学では、教員全員に対して、それぞれの担当クラスに関して詳しいシラバスの作成を要求している。クラスの形式・内容による違いを考慮に入れるならば、全く同水準の詳しさを持つシラバスの用意は難しい。しかし、講義形式によって行われるクラスに関しては、大項目(単元)・中項目程度までの詳しさを統一されつつある。また、演習形式のクラスの場合も、各回に取り扱うテキストの箇所が明示されたものが用意されるようになった。これは、シラバスの書き方について、2003年度(平成15年度)に統一的な指針を提示し、各教授・講師にできる限り毎回の授業の内容まで表記してもらい、学期中の講義の道筋がわかるよう書式の改善を求めた結果である。シラバスは、各年度の初めに、当該年度に開講される全てのクラスのものか冊子の形で学生に配付されている。

授業内容・方法について、シラバスとの整合性がどのように保たれているかは、FDアンケートにおいて問われている事柄でもあるが、概ね整合性は維持されている。もちろん、諸般の事情により、内容の変更などが行われる場合には、最終版のシラバスを授業初めに配付するなどして、変更の周知を行っている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

a. 厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)

b. 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

c. 既修得単位認定の適切性

●神学部・神学科

本大学では、成績評価については6段階で評価をしている。A(100~90)、A-(89~85)、B(84~75)、C(74~60)、D(59以下)、E(試験以外の理由で不合格)であり、授業科目及び卒業論文の合格はC以上としている。また、従来、各授業は出席が重視され、教師は必ず学生の出欠を取ることにしている。もし学生が何らかの理由で授業に出席できない場合には担当教師に欠席届を提出するルールがある。これは本大学の特徴的習慣である。従って、学生が定期試験を受け、また優れた評価を得るためには、何よりも平常の学習態度が問われる。

従来の成績評価の仕組みは適正に機能していると認識している。とはいえ、シラバスにおいて成績評価の基準が不統一ではないかとの反省から、従来の出席重視の習慣を成績評価の基準としてシラバスに明記することを2003年度(平成15年度)に申し合わせた。具

体的には、3分の2以上の出席がなければ定期試験を受ける資格がないことを確認した。これによって、成績評価基準はより厳格なものとなった。

各学期初め、学生はクラス担任と面接することになっており、その際成績について学生はクラス担任に相談することができる。これは学生の資質をのばす良いチャンスである。

単位認定について述べると、本大学においては、隣接する学校法人「ルーテル学院大学」との間の単位互換制度によるものと、他大学などで修得された単位を認定する単位認定とがある。単位互換について言えば、2010年度（平成22年度）は、「ラテン語Ⅰ」「ラテン語Ⅱ」が単位互換科目として開講されている。

他大学などで修得された単位を認定する場合について、単位認定上の原則を述べると、まず、本学3年次に編入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目A、外国語科目、保健体育科目の総計56単位を原則として認定し、またキリスト教学、宗教学などの単位を認定することもある。次に、2年次に編入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目A、外国語科目、保健体育科目の総計56単位のうち30単位を原則として認定する。しかし、学際基礎科目について総計56単位に達するまで、また外国語科目は14単位まで、保健体育科目については4単位に達するまで本学で履修しなければならない。第三に、高等専門学校、または4年制大学、短期大学、高等専門学校の中途退学者の単位認定も、2年次編入生について述べた方法に準じて扱う。しかし、この場合、既修得単位数等を考慮し、入学、編入学年次を決定するものとする。（他大学等からの編入学生の単位認定のあらましについては、入試要項を参照されたい。）

単位認定について、3年次編入生のケースはほとんど問題ない。他の二つのケースでは、入学志願者の学歴上の多様化、及び国内の4年制大学、短期大学、高等専門学校間の履修内容の相違、さらには外国留学生の志願、外国の教育機関の卒業生の志願の問題から、単位認定上の問題が生じている。そして、現行の単位認定の内規では十分対処しきれないケースも見られるようになってきた。このような現状の中で、さらに各学生の既修得単位の変化に応じて認定原理の内容の継続的検討を要する。しかし本学は小規模大学であることから、これに関しては教務課主任を中心にきめ細かい対応を行うことで対応出来ている。

専門教育科目に属する単位の認定に関しては、シラバスの提出を要求し、科目の内容の対応関係について検討した上で、可能なものについては認定している。本大学では、原則的に、1科目週1回の場合、1学期（前期あるいは後期）で2単位が与えられる。週2回なら4単位、また通年で履修すれば4単位を与えているが（例外は外国語科目で、週に1回の場合1学期で1単位〔週2回なら2単位〕を与える）、単位認定においても、この点を考慮しつつ認定作業にあたっている。

●大学院・神学研究科

大学院における成績評価は各学期の終了時における試験、ないしレポートの評価によっ

てなされるが、学生の授業参加の度合い、講義や演習の出席、演習での発表、討論への参加などが当然、それに加味されてなされる。原則的に評価の内容は担当の教育職員の責任に任せられているが、複数の担当者による授業科目においては、担当者間の相談の上評価がでる。評価法は2種類ある。一つは100点満点で計算された成績点に対するA、A-、B、C、D、Eの6段階の評価。もう一つは、これを数字に換算するために与えられる3~1までの点数による4段階評価である。すなわち、A(3点)、A-(2.5点)、B(2点)、C(1点)とし(DとEは除く)、全取得単位の点数ポイントの総和を修得単位数で割って出された平均2以上が修士課程修了の要件として求められている。

なお、大学院においても、従来出席重視の習慣を成績評価の基準としてシラバスに明記することを2003年度(平成15年度)に申し合わせ、具体的には、3分の2以上の出席がなければ定期試験を受ける資格がないことを確認した。

現在のところ、大学院において単位認定は実施されていない。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

a. 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

●学部・大学院共通

従来、本学では教育上の効果の測定のための方法、制度上の工夫は、各々の教授、講師に委ねてきた。しかし、年3回開催される特別教授会において、教育効果をはじめ様々な教育問題を共有しあい、議論をする機会を設けている。2009年度(平成21年度)よりFDアンケートが実施されるようになった。そこでのデータが、どのように活用されるかは、まだしばらくの間、見守る必要があろう。

教育改善への取り組みは、本学では、従来、教授会等を通じての情報交換をしつつも、最終的には各教員に一任する仕方で行われてきた。もっとも、学生会の「カリキュラム委員会」は全学生を対象に、各授業およびカリキュラムに関する綿密な意見や評価を求める包括的なアンケートを毎年、実施しており、これが各教員にとって、教育改善のための重要な情報源となってきた。また、早急な対策が可能な課題に関しては、教務主任を通して教授会が順次、検討し、実現している。

§ 成果

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

a. 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

b. 学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)

●学部・大学院共通

学生の学習成果を測定するための評価指標について言えば、本学では毎年度末に行われ

る卒業判定が、それにあたると言えよう。学部4年生の中で、大学院への内部進学を希望する学生については、学業成績・夏期伝道実習・教会生活・適性・志望動機の5項目について評価をしている。これによって、成果が上がっているか、さらに大学院（前期課程）への進学を通して、さらに成果を上げられるかどうかの検証がなされている。

大学院（前期課程）について言えば、指標は原則的に学業成績である。「東京神学大学学位規則施行細則」の第26条に明記されているように、全学科・専攻学科・論文の三者が全てB以上の成績であるときにのみ、修士号は授与されることになっている。

後期課程も同様に学業成績によっている。これも学位規則施行細則に規定されているように（第29条以下）、単位の取得、外国語学力認定試験合格、学術小論文の発表、論文提出資格認定試験合格、さらに博士論文合格が条件である。ただし、課程博士は、今のところ、ほとんど生まれておらず、その生産性は低い。

これらについての学生の自己評価については、FDアンケートを開始したばかりなので、まだ判断するのが難しい。卒業後の評価（本人および赴任先〔就職先〕）について、それを集約する方法・特定の窓口などを本学は現在のところ持っていない。本大学院の修士課程修了者はほぼ100パーセント専門職（牧師、聖書科教師、チャプレン）に赴任し、キリスト教大学の教育職員に就任する者もかなりの人数に及んではいるものの、大多数は牧師として各教会に赴任している。赴任後は本学後援会、その他本学主催の「教職セミナー」「日本伝道協議会」等に参加することによって、交流が維持されている。そうした交流の機会には、本学の教育・研究指導についての学外意見を聞く機会となっている。こうした機会を通じ、学長や他の教授会メンバーに折々に寄せられる評価を教授会において共有する程度が現状である。

（2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

a．学位授与基準、学位授与手続きの適切性

b．学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

●学部・大学院共通

学士の授与は、4年以上の在学と所定の単位の修得をもって認められる。修士および博士の授与については、この項目の（1）に記した通りである。いずれも基本的にデジタル化されるものであるだけに、客観性が高いと言える。さらに全ての学位の取得は、教授会の議決によらねばならないので、個人的な判断によって左右されることはない。この意味において、学位授与の基準・手続き、その審査の客観性・厳格性において問題はない。

[2 . 点検・評価〔学部・大学院共通〕]

ア) 効果が上がっている事項（優れている事項）

・教育目標に沿って、博士課程前期課程までの体系的なカリキュラムが組まれていること。

- ・4 系統の幅広い学問分野に対応した学際基礎科目が教えられ、その結果、総合的な視野をもって思考・判断出来る人材の育成が可能であること。
- ・学士課程教育への円滑な移行に配慮した英語補講クラスの実施。
- ・年度初めに教務課および担任による履修オリエンテーションが行われていること。
- ・統一書式による詳細なシラバスが年度初めに配付されていること。これによって、1年間の授業についての情報および成績評価基準が明示されていること。

イ) 改善すべき事項

- ・修得すべき学習成果の明示が不徹底であること。
- ・教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針は確かに存在しているが、それが明示・周知されているとは言えないこと。
- ・教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針、また、教育成果について「定期的」と言い得るほどに検証の機会が特定されていないこと。
- ・博士課程の生産性が低いこと。

[3 . 将来に向けた発展方策〔学部・大学院共通〕]

上記2. のイ) で述べた4点についての発展方策について記したい。

- ・修得すべき学習成果の明示が不徹底であること。

これについては、学校案内やホームページ、さらに「履修の手引き」などに明記し、履修オリエンテーション時に確認することで容易に克服出来るであろう。2年程度あれば、必ず対応出来ると思われる。

- ・教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針は確かに存在しているが、それが明示・周知されているとは言えないこと。

これも上記の点と同じと言ってよい。明文化を推進する。これも2年程度で可能であろう。

- ・教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針、また、教育成果について「定期的」と言い得るほどに検証の機会が特定されていないこと。

検証の機会は、基本的に年3回の特別教授会である。しかし、特別教授会は、その都度、検討課題を異にしているのが実情である。この内の1回、あるいは通常の教授会の内、時間をとりやすいと思われる1回ないしは2回をこれに充てることを検討するのがよい。2010年度より、本学の将来を検討する機会に、通常の教授会から2回、充てられる予定なので、この延長線上において、特に教育の課題に充てられる教授会の実施が検討されるのが望ましい。これも2年程度の内に始められるはずである。

- ・博士課程の生産性が低いこと。

これは中・長期的課題である。従来、本学の博士の学位は論文博士として提出され、課程博士の生産がなされていない。その原因には、これまで海外留学や海外での学位

取得を督促してきたこと、ならびに課程期間中に論文提出に至らず、結果として論文博士になったケースがあることとがある。従って、既に繰り返し議論されている課程博士における論文提出資格に関する規定を引き続き検討していくことになる。既に、外国語学力認定試験の受験時期や受験回数について、より柔軟な対応が可能になるように規則を改定した。

課程博士の生産が進んでいないことの原因にはまた、修士課程修了によって教会やキリスト教主義学校に赴任し、仕事を続けながら後期課程の研究をするため、課程期間中に論文提出に至らないケースが全てであるということもある。従って、研究に集中できる環境を整備することが必要であり、諸規定に関する検討に併せて、このことも議題としていくことになる。

なお、後期課程の入学定員を二つの専攻それぞれに5名、合計10名（従って後期課程全体で30名）としてきたが、実情は従来から、この定員数を満たしたことはない。そのため、研究環境の一層の整備とともに、この定員数についても引き続き改善を検討してきたが、2010年度より各専攻の入学定員をそれぞれ2名とする規則改定がなされた。

後期課程の学生の研究意欲を向上させることも重要である。2010年度より、年に2名の割合で、学内で公の研究発表をする機会を設ける方向が打ち出されている。また、1年間の研究報告の提出の義務づけも検討されている。

これらの改善の成果を見守りつつ、さらなる改善方策を考えることになろう。

[4 . 根拠資料]

- 資料1 東京神学大学学則
- 資料2 東京神学大学大学院学則
- 資料3 大学ホームページ
- 資料4 大学案内
- 資料5 2009年度「シラバス」・「履修の手引き」(学部・大学院〔前期・後期〕)
- 資料6 東京神学大学学位規則施行細則
- 資料7 2010年度東京神学大学入試要項

5 . 学生の受け入れ

評定 C

[1 . 現状の説明]

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか

a. 求める学生像の明示

b. 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

c. 障がいのある学生の受け入れ方針

●大学全体

本学学則第3条にあるように、「本学は、学校教育法第52条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者を養成することを目的とする」大学である。

この本学の目的に基づき、求める学生像を『大学案内』やホームページ、入学試験募集要項などに、大学全体として常に明確に示している。『大学案内』では、学長が、本学が「現代の社会に主イエス・キリストの福音の真理を伝えるためにひたすら伝道者・牧師を養成することにかけての大学」であり「そのために必要な神学教育と教育を行う」大学であることを記すとともに、「現代人の問いに答える福音を生き生きと語り、伝える伝道者」の志を持つ学生を求めていることを明示している。そのために本学は、まず召命感を明確に持って受験することを学生に求めている。

また『大学案内』には、ブラウン塾にまで遡る本学の歴史が紹介され、現在の卒業生がどの分野で働いているかを示して、本学の神学教育の過去と実績、そして将来の展望を示して、本学が求める学生像を明らかにしている。この点は、神学部と神学研究科において常に明示されている。いずれの入学試験にも、将来教会に仕えるための伝道者を志す召命感を問うために、信仰の経歴や教会の推薦を求めるのも、その表れと言える。

ホームページでも、学長のメッセージの中で、精神的な意味の枯渇や倫理的な崩壊の危機に直面している現代社会にあって、牧師として働く志のある者を求めることが明示されている。

また、入学試験において修得すべき知識等は、学部では、過去問題集において明記されている。研究科の過去問題集には明記されていないわけではないが、問い合わせに対しては教務課入試係が個別に対応している。また、障がいのある学生については、明確な方針を示してはいないが、学生募集要項の中で、「障がい等があり特別な配慮を必要とする方は、事前に教務課に申し出ること」を明記している。障がいのある学生の受験には、障がいに応じた入学試験の実施、また入学後には、移動の援助、講義の補助、心のケア等の対応を、大学として行う方針である。そのための学生ボランティアの手配等も行う。また、受け入れ方針に基づいて、階段昇降機や車いす用トイレの設置を2010年度には行い、障がい者が支障なく勉学を行えるように設備等の充実もはかっている。

●神学部

神学部が特に重視しているものの一つは、キリスト教会、それも特にプロテスタントのキリスト教諸教会への働きかけを通しての「求める学生像の明示」である。学校案内・入

試案内・ポスター等の広報文書は、日本基督教団を中心とする国内のプロテスタント教会に積極的に配布されている。また1999年（平成11年）以来、毎年9月に本学を会場として開催される「21世紀の日本伝道を担う青年の集い」は、本学の存在と、その独特な理念と存在意義とを教会の内外を問わず、広く知らしめる機会となっている。また2007年度以来、上記の「青年の集い」とは別に年に1回「オープン・キャンパス」（2008年度は12月6日（土）、2009年度は12月5日（土））を開催している。本学に関心を持つ多くの人たちに、実際のクラス、礼拝などを体験してもらうためである。第二は、キリスト教主義学校への働きかけである。指定校推薦制度を1999年度（平成11年度）より実施し、そのための広報活動を行っている他、やはり本学を会場に1999年（平成11年）以来、毎年5月に開かれている「キリスト教学校伝道協議会」において、諸学校との積極的な接触と志願者の掘り起こしに努めている。2010年度は、5月22日（土）に開催し、「キリスト教教育のめざすもの—私立学校と『心の教育』」という主題の下に、多くの参加者を得て、深谷松男前宮城学院院長の講演などを中心に有意義な協議会を行った。ここに集う主として、キリスト教学校教育同盟加盟の諸学校の校長、理事長、宗教主任等を通じて、指定校推薦制度を宣伝している。ここでも、本学の使命と求める学生像を繰り返し伝えて、学生募集を行っている。

これら本学で行われる諸集会では、教務課あげて入試相談会を開催し、個別面接によって、当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識や水準を明示している。

また日常的には、2007年度から発行している『大学案内』では、現役の牧師や現役学生のインタビューなども掲載し、卒業生や現在の学生の「姿が見える」学校案内にした。これも求める学生像を提示する試みといえる。またホームページの充実にも努めており、日本各地で働いている現役の牧師たちが仕事の喜びを語るページの開設なども行っている。さらに志願者の枠を広げる試みも2007年度から始まっている。キリスト教会の牧師、キリスト教学校の宗教科教師を育成するという本学の基本的姿勢を変更することなく、すでに牧師になっている者（とくに学位取得を目指す者）の再教育、牧師の配偶者や教会役員の教育もまた本学の使命と理解し、そのような人たちから志願者を募ることに着手している。以上のような働きかけを通して、キリスト教会の牧師、キリスト教学校の教師の働きへの関心が深まり、本学への入学を志す人々が増えることを期待している。

本学では、毎年入学試験の過去問題集を独自に編集し、頒布している。その中で、昨年までの問題の水準を自ら確かめることができるとともに、合わせて受験の準備のための指針を掲載している。例えば、小論文の試験では、60分の制限時間内に、800～1,000字程度で、論理的に正確な文章で表現する力を評価する試験であることを明記し、論文作成の手順と準備の手引きまで明記している。論文試験の準備に役立つ推薦参考書なども掲載しているのが特色である。また編入学試験でも、小論文は上記のような指針を掲載するとともに、英語、ドイツ語、聖書の各試験の準備のための指針、修得しておくべき知識の内容、

水準を明記している。

障がいのある学生の受け入れに関しては、本学が小規模校であるために、方針というかたちで明示せずに、学生募集要項の中で、「障がい等があり特別な配慮を必要とする方は、事前に教務課に申し出ること」を明記している。すでに上に述べたように、障がいのある学生の受験には、障がいに応じた入学試験の実施、また入学後には、移動の援助、講義の補助、心のケア等の対応を、大学として行う方針である。

●神学研究科

学生受け入れの方針に関しては、神学研究科でも、上記神学部で述べたとおりである。研究科の入学試験のためにも、過去問題集を独自に編集し、英語、ドイツ語、ヒブル語、ギリシャ語の過去問題を受験者に予め提供して、入学にあたり修得しておくべき内容・水準を明示している。ただ、準備のためのガイダンスのようなものは作成せずに、個別的に対応している。障がいのある学生の受け入れは、学部と変わりはない。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか

a. 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

b. 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

●大学全体

神学部学生募集は、11月、2月および3月の3回の入学試験に対してその都度行われている。また神学部神学研究科の試験は、2月に実施される。日本基督教団の諸教会への学生募集案内の直接の送付、キリスト教学校教育同盟加盟校への募集案内の送付、主にキリスト教関係雑誌への入学試験の案内広告などを行っている。キリスト教の伝道者、牧師、教師の養成という本学の使命のから、広く一般に学生募集を行うというより、キリスト教関係諸団体、諸教会に集中的に募集をかけている。また入学者選抜は、先の本学が求める学生像に従って、学力の考査、教会からの推薦、本人の信仰経歴による召命感の確認などを面接によって確認、判定している。

入学者選抜試験の実施は、学部、大学院とも、次のような体制で進められる。入学試験実施における実質的な責任者は教務課副主任（入学試験担当）であり、教授会によって、そのメンバーの中から選定されている。入試にかかわる諸日程（要項の配布開始日、願書の受付期間、試験日、発表日など）は、前年度の内に、そのときの教務副主任によって教授会に提案され、承認を受ける。

入試の種類・試験内容などは年度初めに教務課副主任より教授会に提案され、承認を受けている。これに基づいて要項が編まれることになる。5～6月に入試の案内が諸教会と諸キリスト教主義学校に郵送される。

提出された願書は教務課事務職員および教務課副主任によって、その適切性がチェックされる。その上で、志願状況を踏まえた入試当日のプログラムが編まれることになる。当日の会場案内・試験監督補助などの大学院生等によるアルバイトの手配も、教務課の主導で行われている。

試験での面接を終えた後、教授会の全員が参加して合格判定会議を行い、試験の成績・推薦書の内容・面接での印象などをもとに合否を決定する。決定は教務課に伝達されて、掲示と郵送による合格発表の手続きがとられる。

小規模大学である本学は、学部においても研究科においても、教授会全体が入学志願者全員の面接にあたるしくみをとっている。これが、入学者選抜において透明性を確保するために有効なものとなっている。

ただし、入学者選抜基準の透明性を確保する措置に関しては、ある難しさがある。というのも、点数化出来るものを全てとしている入学試験ではないので、普遍的な基準を示すのは容易でないからである。志願者の適性をどう客観的に透明化出来るかという点にも、困難がある。しかし、本学への入学に関しては、教会の牧師となるという志（これを「召命感」と呼ぶ）を重んじているという点は、入試の案内等にも明記されており、面接で問われる中心的な事柄でもあるので、このことに関する限りでは、極めて透明性が高い。

残念ながら不合格に終わった者に関しては、志願者を推薦した教会の牧師に連絡をとって、判断の経緯を説明する場合もある。教会との関係を重んじることが、本学としては重要だからである。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性の確保については、判定に関して教授会全員の了解を求めているという仕方で行われている。志願者の一人一人について、諸要素が丁寧に検討されているので、教授会全員が合否に責任を持てる体制となっている点が、本学の選抜システムの強みである。

現在、各年の入試問題は、学部・大学院共に、教授会のメンバー達によって用意されている。用意された入試問題案は、教務課副主任（入学試験担当）の招集により、教授会から選抜された数名の委員からなる入試委員会によって複数回の検討を経ている。この検討によって問題の量・内容・難易度などが検討され、必要に応じて修正を求めた上で、最終的に教授会の承認を得て、問題として確定されている。

入試委員会の詳細な検討を通じて、誤植を含めたミスは的確に排除されてきた。従って、現行の検証システムは十分に機能していると言える。

学外関係者などから入学者選抜方法について意見を聞くことは、現在は行われていない。本学の教育の特殊性のゆえに、他の諸大学と入学試験の趣旨が異なっているので、学外者の意見が必ずしも常に有益であるとは思われない。しかし、まさに趣旨を生かすための意見を聞くことはありうるであろう。本学をよく理解する人々からの意見聴取の制度化は今後の課題である。

上述の通り、本学では指定校推薦入学制度を1999年度（平成11年度）より採用している。指定校の対象となるのは、キリスト教学校教育同盟加盟の高等学校である。本学の教育理念や建学の精神を考慮すれば、対象を上記の通りに絞ることは当然と言えるであろう。教会の教役者〔牧師・伝道者〕となるべく神学の学びを志す者は、キリスト教的な環境においてこそ育ってくるものだからである。

諸学校との関係を緊密にする上で、上述の「キリスト教学校伝道協議会」が機能しており、キリスト教主義学校と本学との間の意思疎通を円滑なものとしている。この意味で、推薦入学における高等学校との関係は、概ね適切な状態にあると言えるであろう。今後、諸学校との間の信頼・協力関係をいっそう育んでいくことで、この制度が、さらによく用いられるようになることが期待される。

入学者選抜における「調査表」の位置づけに関して言えば、本学の入学試験が面接を重視していることは、既に述べた通りである。従って、「調査表」は面接に際しての資料の一つと見做される。しかし、これもまた既に述べたように、本学は学力偏重を避け、教会の教役者たるにふさわしい人材を選抜することを第一にしているので、「調査表」の内容も、それを点数化したりするような仕方では用いない。重要ではあるが、あくまで参考資料と位置づけられており、合否を決定するほどの材料とは見做されていない。

本学を志望する者に対して行われる指導・相談は、教務課担当者による電話、電子メール、あるいは面接によって随時行われている。受験案内等の文書やホームページ上の案内をより簡明なものにすることで、いっそう分かりやすくすると共に、随時担当者が対応できる体制を整えているので、親身な指導が可能になっていると思われる。とりわけ研究科志願者には、個別に対応している。なお、2007年度（平成19年度）以来、9月の「青年の集い」に加え、12月の「オープン・キャンパス」も実施されているので、学校体験や入試相談会の機会は増えている。

●神学部

11月入試において実施されるのは、①推薦入学試験、②推薦編入学試験、③社会人入学試験、④社会人編入学試験、⑤編入学試験（一般）の五つである。2月入試においては、①一般入学試験、②社会人入学試験、③社会人編入学試験、④編入学試験（一般）の四つである。3月入試においては、①一般入学試験、②編入学試験（一般）③社会人編入学試験の二つである。特に2011年度入試より、3月入試に一般入学試験を加えた。

試験科目は、現在、以下の通りである。

- ①推薦入学試験および推薦編入学試験：小論文
- ②社会人入学試験および社会人編入学試験：小論文
- ③一般入学試験：英語（Ⅰ・Ⅱ、リーディング、ライティングの範囲より出題）、小論文

- ④一般編入学試験：外国語（英語、独語の内より 1 科目を選択）、小論文、聖書（旧約、新約）

ここから明らかなように、社会人を対象とする入試および編入試は試験科目を小論文に限定し、受験者の負担を軽くしている。これらの試験科目に加えて、どの種別の受験者に対しても、いずれも一人につき 10～15 分の教授会全員による丁寧な面接が行われる。面接は、本学の目的、召命感、学力、勉学の意欲などを直接確かめるとともに、コミュニケーションの能力も判定している。これらの試験方法によって、入学者選抜の適切性は、学生受け入れ方針に基づいて、適切に行われていると考えている。

推薦入学試験および推薦編入学試験は、上述の通り、キリスト教主義諸学校との連携を強め、募集を強化する方法として効果を見せている。応募資格は以下の通りである。

- ①キリスト教学校教育同盟加盟の高等学校（編入学の場合には大学）を卒業見込みの者
- ②福音主義教会に属し、バプテスマを受けた後一年以上の教会生活をしている者で、所属教会の推薦のある者
- ③本学の「建学の精神」を理解し、本学を第一志望とする者

推薦依頼は各学校に送付され、高等学校の場合は学校長によって、大学の場合には大学長もしくは宗教部門の責任者（宗教部長、宗教主任、キリスト教担当等）によって推薦されることになる。現在のところ、毎年 1～2 名程度ではあるが、この枠の利用者が存在するという事実は、将来のよい足がかりとなるであろう。

指定校推薦制度は定着し、これによる入学者の確保が可能になった。これはまず評価してよい。また、社会人経験が教会の牧師としての資質と人格の形成に有益なものであるとの判断から、2001 年度（平成 13 年度）以降、本学は積極的に社会人入学・社会人編入学の枠の利用を勧めている。2010 年度（平成 22 年度）入学者の内、12 名が社会人枠によった。また、12 名が社会人枠によって 3 年次に編入学している。これは大きな成果であった。従来、5 年間必要とされた社会人経験は 2005 年度（平成 17 年度）入試より 3 年間と改められた。これによって、この枠の利用者が、さらに増加するものと思われる。

教会の教役者（牧師）としての適性は全人的に見られなくてはならない。従って、学力、資質など、さまざまな面が検討されることが望ましい。現行の選抜方法のいっそうの充実が当面の課題である。中期的には A O 入試の導入も検討課題ではあるが、牧師としての適性を全人的に評価する必要がある本学の入試の場合、教授会メンバー全員による面接に力を入れてきており、この従来のやり方はなお重要であり、またうまく機能していると思われる。

学部では、全ての選抜方法において小論文が導入されているが、これは論理的思考能力、国語（日本語）能力、表現力など、いずれも教会の牧師として不可欠の能力を総合的に把握、評価する方法として行われている。同じく、面接も全員に課している。これは本学の

入学試験では古くから採用されてきたものであるが、これも、学力偏重を避け、教会の牧師としてふさわしい人材を出来る限り見極めていきたいという考えから出ている。これらの選抜方法は有効に機能していると思われる。

外国語に関しては、1年次に入学する者については高校卒業レベルの英語の基礎学力を問い、編入学を志す者については長文読解の力を問うことで、カリキュラムとの整合性を保っている。

現在、一般の編入学試験においては聖書の科目が設けられているが、これは、1年次に入学した者が初年度に「聖書通論」を履修しているというカリキュラムとの整合性を図るためのものである。しかし、社会人編入学試験において聖書の試験がないということは、今後の検討課題の一つとなると思われるが、それはむしろ入学後のカリキュラムの中で補っていくことによって整合性を図ることができるであろう。実際、近年「旧約聖書神学」「新約聖書神学」の専門科目のクラスにおいても、聖書の基礎的な学びから始めるクラス運営がなされている。

●神学研究科

神学研究科の学生募集に関しては、博士課程前期課程と同後期課程について分けて記さなければならない。まず、博士課程前期課程であるが、その入学者選抜は、外部受験者と内部進学者とに分けて、別々に行われている。

本学では、外部受験者に対しては、論文審査（大学卒業論文、または、それに準ずるものを予め提出させる）、および外国語（英語、独語より1科目を選択）、さらに、聖書神学専攻希望者には、専門語学（旧約聖書神学専攻者はヒブル語、新約聖書神学専攻者は新約聖書ギリシャ語）の筆記試験が行われる。この他に、学部と同様、一人につき10～15分程度の丁寧な面接が行われる。

中世における大学の起源の姿において、既に神学が教養課程後に学ばれる高度な学問であったこと、また、現在でも例えば米国では、ほとんどの場合、神学は大学院教育によって学ばれていることを顧みるならば、本学が全学生に博士課程前期課程の修了を要求していることは、学問の伝統と国際的水準との両方の視点から見て、全く適切なことと言わなければならない。入学者選抜の方法については、学問性を維持するための最低の条件が要求されている。また、牧師をめざす志を問う面接もまた十分に機能している。

博士課程前期課程への内部進学者に関しては、学部での成績の審査と教授会の面接によって選抜が行われている。学部における成績、適性、夏期伝道実習の評価、さらに出席教会の牧師の推薦状などを改めて考慮し、慎重に内部進学を選抜を実施している。

このような選抜方法は、今のところ健全に機能しており、大学院レベルの教育に耐え得る学生が確保されていると言えるであろう。また、ここでも単なる学力優秀者の受け入れを目指しているのではないことは、時間をかけての面接が行われていることから明らかで

あろう。

博士課程後期課程であるが、本学における後期課程は既にキリスト教会の牧師となっている者が、より深い神学研究をする場と見做されている。入学者のほとんどは内部進学者である。論文審査と前期課程での成績の評価、また、教授会での面接によって進学が許可されている。志願者が教会で牧師を務めつつ研究を志すため、必然的に首都圏在住の卒業生に限られる傾向がある。従って、博士課程前期課程に比して、後期課程で学ぶ学生の充足率が低く、一つの課題となっている。

大学院入学試験においては、外部からの受験生に対しては、外国語に関して本学学部修了レベルの専門書読解力を身に着けているかどうかが見られる。また、論文の審査を通して、神学的な素養と論理的思考力を見ている。聖書神学専攻希望者には、専門語学の試験も課しているが、これは、本学ではヒブル語や新約聖書ギリシャ語が学部在学中に履修を終えているものとしていることによる。

これらの試験によって、大学院入学者を内部進学者のレベルに一致させる努力がなされている。ただし、神学という学問の性質上、長期の積み重ねが必要であることから、学部において基本からの丁寧な学習のカリキュラムを組む本学と他大学・神学校との学問水準に、近年、かなりのギャップが見られることがある。外部進学者が本学大学院での学びに適應するための配慮を、今後、検討する必要があるものと思われる。

他の神学部で修士課程を修了した牧師が本学の後期課程への入学を希望するケースが想定される。そのような外部入学希望者については、今後、積極的に受け入れることが検討されてよい。この課題も、課程博士、論文博士に関する規程の整備と共に、研究科大学院に設置されている「博士課程検討委員会」などで早急に取り上げ、研究・審議し改善策を打ち出す必要があるだろう。特に他大学院を終了した卒業生の中で、後期課程への進学を志す志願者のリクルート、選抜、指導教育の制度的改善をめぐり、「博士課程検討委員会」などで検討を開始することになるだろう。論文博士に関する規程を整備する課題については、すでに2008年度の教授会において学位規則等の改正が承認され、より広い学生に門戸を開く方向で動き始めている。さらに課程博士に関する規程の整備に関しても、引き続き検討しており、入試改善等をはかる予定である。

近年、本学における留学生が10パーセント前後を占めている。その割合は他の大学に比べて多いと言えるであろう。特に韓国や台湾、中華人民共和国（中国）の福音主義教会の本学に対する信頼と期待は少なくなく、毎年、留学生を受け入れている。入学に関しては特別な留学生試験を課することはしていない。日本語能力試験一級の合格、または日本国内の大学の卒業をもって、本学で学ぶのに十分な日本語の能力を有するとみなしている。

本国地において、本学と同傾向の神学教育機関の大学を卒業した者には、博士課程前期課程の入試を経て大学院前期課程の学生として受け入れている。ただしキリスト教神学の学問は、他の学問領域と同様に、高度な概念化された専門用語が多く使用されるので、そ

れを母国語で学べなかった留学生には困難が伴うが、入学前に日本語能力を向上させる努力と準備を促す必要がある。そこで、2010年度より、学部と同じように、日本語補習クラスを設置し、留学生の日本語能力向上をはかることとなった。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

a. 収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

b. 定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

●大学全体

本学では、特に学部1年生と2年生の定員充足率が低くなっている。また神学研究科の定員充足率も低い。本学の学生受け入れの方針の特殊性に起因するところがあるが、学部定員充足の努力をこの数年継続している。その成果が昨年より現われており、今後も(収容定員に対する在籍学生数比率の適切性)努力を継続していくことが求められている。

●神学部

2010年(平成22年)5月1日現在での学部在籍者数と充足率は以下の通りである。

学部1年 2名(定員25名に対して、充足率8%)

学部2年 6名(定員25名に対して、充足率24%)

学部3年 25名(定員25名に対して、充足率100%)

学部4年 34名(定員30名に対して、充足率113%)

学部全体としてみれば、2008年度は、定員125名に対して、67名の在籍(充足率は53.6%)であった。2009年度は、定員115名に対して74名の在籍となり、充足率は64.3%と向上したが、2010年度は、定員105名に対して67名の在籍(充足率63.8%)で、充足率は微減となった。

定員充足率を上げるために既に実行に移されたものとしては、推薦入学制度の導入、社会人入試枠の拡充、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、「青年の集い」等がある。これらによって一時的な改善が見られたことはあったが、恒常的な充足率の安定には、まだ至っていない。昼夜間開講(サテライト・キャンパスの設置を含む)および長期履修生制度に関しては、実現の困難さ、その有効性への疑問などの理由で、すぐに導入する予定はない。

低充足率の改善のために、2007年度(平成19年度)には入学定員を35名から30名に、さらに2008年度(平成20年度)には25名に減らした。それによって、学部の総定員は、2008年度には125名、2009年度には115名、2010年度には105名、そして2011年度には100名にまで削減される。それにより、充足率の向上を図る予定である。

さらに、退学者を減らすために本学では、退学の希望が示されたときから、面接を中心

に丁寧に対応ができています。この点は大いに評価されるべきであろう。それにもかかわらず、退学者が出てくるのは、家庭環境の変化、健康上の問題、本人の目標の変化などの理由による。本学は退学者の状況を個別的に、よく把握し、指導していると言えるが、より一層細やかな対応を心がけていかななくてはなるまい。

学部1年次への入学者の少ないことは大いに問題ではあるが、他大学などの卒業者が多く学部3年(場合によっては学部2年)に編入学するというパターン自体は、本学の理念、目的に適合しているとも言える。教会や学校において広い世代にわたる人々を教え導くという牧師職には、知的にも、人格的にも成熟した人材が求められる。それゆえ、例えば、米国では神学教育が大学院修士課程のレベルで行われることが多い。事情は本学でも同様であり、他の大学とは違い、すでに大学教育を受けた者、さらに社会人経験を持っている者たちを積極的に多く受け入れる歴史がすでにある。もちろん、それは学部1年次への入学について消極的であることを意味しない。学部1年次への志願者をどうしたら増やせるかについては、既に数年前から広く教授会の共通認識となっている。とりわけ2010年度は、1年次入学者2名となり、1年次入学者の開拓は緊急の課題である。その対策の検討は、もちろん教授会の課題であるが、直接の責任は教務課副主任(入学試験担当)が担っている。歴代の担当者によって、推薦入学制度の導入、社会人入試枠の拡充、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、コースの複数化、長期履修生制度の導入、昼夜間開講の可能性等が検討され、教授会に提案されてきた。既に実行に移されているものもある。こうした努力の積み重ねは有意義であったと言える。今後は、収容定員に対する在籍学生比率を1~2年次に向上させるために、上記の対策の検討と実施をこれまで以上に積極的に推進する必要がある。

●神学研究科

2010年度の大学院の在籍者数と充足率は以下の通りである(前期課程の1学年の定員は30名、後期課程は同じく10名)

前期課程1年	21名(70%)
前期課程2年	19名(63.3%)
後期課程1年	3名(30%)
後期課程2年	2名(20%)
後期課程3年	5名(50%)

後期課程は上述のように、教会の教役者〔牧師・伝道師〕としての働きと並行しての学業であるため、充足率が低くなっている。後期課程の位置づけの見直しがなされれば、その定員管理は違った様相を示すことになるだろう。

2010年度は、前期課程は全体として60名の定員に対して40名が在籍しているわけで、67%の充足率となっている。数字としては概ね良好と言えよう。ただし、学部からの一貫

教育を強調しているだけに、学部での充足率の低さが後になって大学院の充足率に反映される可能性がある。これに対する対策は、しかし、まさに一貫教育のゆえに、学部レベルでの対策に依存することになる。従って、大学院レベルで特にとられる対策はない。これまで特に検討されたこともない。

なお、2009年度（平成21年度）の退学者を見てみると、大学院博士課程前期課程在学者が1名となっている（同後期課程在学者の退学はなし）。本学は少人数教育を行っており、さらに担任制度を導入しているため、これまでも退学者とは、退学の希望が示されたときから、担任、指導教授を中心に面接などを行い、丁寧に対応してきている。この点は大いに評価されるべきであろう。さらに一層細やかな対応を心がけていかななくてはならない。

（４）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

●大学全体

学生募集および入学選抜は、本学の学生受け入れ方針に基づいて、公正かつ適切に実施されているかどうかの検証は、入学試験後の教授会において、定期的に実施されている。さらに入試問題検討委員会にて、入学試験問題が毎年検討され、適切な出題となっているかを反省し、次年度の入学試験に反映させている。

特に本学では、面接のウエイトが高いため、面接内容の検討等を定期的に検証することが、今後の課題となっている。

●神学部

上記の通り、検証の定期的な実施は、具体的には、教務課入試係と入試問題検討委員会が検討した試験問題を教授会において回覧して、教授会全員の目を通して、入試選抜が実施される。また次年度の学生募集要項案も教授会において回覧される。これによって、学生募集と入学者選抜が、学生の受け入れ方針に基づいて実施されているかを検証する機会としている。また、教授会全員の参加する面接によって、召命感の明確な学生を、受け入れる姿勢を教授会は常に新たにしている。

●神学研究科

研究科に関しては、学部に準じている。

[2 . 点検・評価]

ア) 効果が上がっている事項（優れている事項）

まず学生受け入れに関して効果が上がっているのは、毎年9月に本学を会場として開催される「21世紀の日本伝道を担う青年の集い」における宣伝である。毎年百数十名の参加者があり、本学の存在と、その独特な理念と存在意義とを教会の内外を問わず、広く知ら

しめる機会となっている。また 2007 年度以来、上記の「青年の集い」とは別に年に 1 回「オープン・キャンパス」（2008 年度は 12 月 6 日（土）、2009 年度は 12 月 5 日（土））を開催している。本学に関心を持つ多くの人たちに、実際のクラス、礼拝などを体験してもらうためである。さらに、キリスト教主義学校への働きかけである。指定校推薦制度を 1999 年度（平成 11 年度）より実施し、そのための広報活動を行っている他、やはり本学を会場に 1999 年（平成 11 年）以来、毎年 5 月に開かれている「キリスト教学校伝道協議会」において、諸学校との積極的な接触と志願者の掘り起こしに努めている。ここに集う主として、キリスト教学校教育同盟加盟の諸学校の校長、理事長、宗教主任等を通じて、指定校推薦制度を宣伝している。ここでも、本学の使命と求める学生像を繰り返し伝えて、学生募集を行っている。本年は、特に教員が手分けして、キリスト教学校教育同盟所属の諸学校を訪問し、本学の教育とキリスト教推薦入学制度を説明して、学生の推薦を依頼した。

キリスト教学校からの推薦入学は、毎年成果を挙げており、1～3 名の学生が入学している。

また日常的には、2007 年度から発行している『大学案内』では、現役の牧師や現役学生のインタビューなども掲載し、卒業生や現在の学生の「姿が見える」学校案内にした。これも求める学生像を提示する試みといえる。またホームページの充実に努めており、日本各地で働いている現役の牧師たちが仕事の喜びを語るページの開設なども行っている。さらに志願者の枠を広げる試みも 2007 年度から始まっている。キリスト教会の牧師、キリスト教学校の宗教科教師を育成するという本学の基本的姿勢を変更することなく、すでに牧師になっている者（とくに学位取得を目指す者）の再教育、牧師の配偶者や教会役員の教育もまた本学の使命と理解し、そのような人たちから志願者を募ることに着手している。以上のような働きかけを通して、キリスト教会の牧師、キリスト教学校の教師の働きへの関心が深まり、本学への入学を志す人々が増えることを期待している。これら集会と広報の充実は、明らかに成果をあげていると言える。

収容定員の充足率の向上のためには、あらゆる努力をしてきた。何より定員の削減を行い、充足率を向上させることを目指してきた。しかし、本学のように、大部分の学生が学部 3 年からの編入学で入学する場合には、このような対応にもかかわらず、慢性的な充足率の低下をきたらすことになる。

イ) 改善すべき事項

学部の定員充足率を上げることが、引き続き本学の改善すべき課題である。神学という学問の性質上、神学以外の学問領域で学位をとったものが、3 年次に編入する道を十分残しながら、学部 1 年入学生の数を増やす必要がどうしてもある。そのために広報活動、キリスト教学校への働きかけ等をこれまで精力的に行ってきたが、さらに教会の役員の教育、日本基督教団教師となって働いているものの再教育の提供、留学生の増加などを行って、定員充足率を上げることを目指している。

博士課程後期課程の場合には、志願者が教会で牧師を務めつつ研究を志すため、必然的に首都圏在住の卒業生に限られる傾向がある。従って、博士課程前期課程に比して、後期課程で学ぶ学生の充足率が低く、一つの課題となっている。すでに博士課程後期課程の入試改善、カリキュラム改善の検討に入っているが、長期履修制度の取り入れ、キリスト教学校ですでに教鞭をとっている教務教師などが、博士課程後期で学ぶことのできる環境の整備が改善すべき課題の一つである。

また、大学院研究科の入学試験にあたり、修得しておくべき知識等の水準の明示についても改善する必要がある。

[3 . 将来に向けた発展方策]

将来に向けての発展のためには、学部と大学院博士課程後期の定員充足率を上げるための対策を考える必要がある。すでに指摘したように、学部1年生と2年生の充足率が極端に低くなっている。これは、高校生の段階で、牧師という「職業選択」を行い得ない、現状の反映でもあるが、高校を出て社会経験を積んだ人々への宣伝の強化、キリスト教学校において、すでにキリスト教に接して、牧師の仕事の意義を学んだ高校生などに積極的に働きかけることが有益であると思われる。そのためにも、さらに諸教会とキリスト教学校との連携を密接にしていく必要がある。

また、大学院博士課程後期の定員充足率の向上のためには、大きな変革と発展方策が必要である。在籍可能期間を延ばして、授業料を年額では減らして、働きながら神学を履修しやすい環境を整えるとともに、現状では英語、ドイツ語の二カ国の語学試験を課しているところを改善して、入試改善によって志願者を増やすことが必要であろう。

さらに本学の大学院前期課程の修了者の中で研究を希望し能力もある学生に、後期課程への進学を更に奨励する。また、他大学院を修了した卒業生の中で、本学大学院の後期課程への進学を志す志願者のリクルートもあわせて重要な課題となる。本学では、2010年より、選抜、指導教育の制度的改善をめぐり、教授会ですでに検討を開始している。課程博士に関する規程を整備することにより、後期課程入学者がそれぞれ異なる学びの状況の中でも目的を達成できるようなプログラムを提供できるようにすることが将来に向けた重要な方策である。

6 . 学生支援

評定 B

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関

する方針を明確に定めているか

本学における学生支援の方針は、キリスト教の伝道者育成という建学の精神にのっとり定められる。本学の学生に特殊事情があるとすれば、それは各学生の経済的状況が多様であることである。定年退職後入学する学生は経済的に潤沢であり、また若くしてキリスト教の伝道者になることについて家族の支援を受けられずに、敢えて進学を希望する学生は困窮している。そこで学生支援の方針は、経済的に安定した健康な生活を送りつつ学修に励む環境をつくることである。その方針に従って修学支援、生活支援、進路支援はなされている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか(学部・大学院共通)

a. 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

b. 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

[1. 現状の説明]

留年者および休・退学者の状況把握と対処について述べる。休・退学者に関しては、本学は少人数教育を行っており、しかも担任制度を導入しているため、休・退学の願いをもちつづける者は、必ず担任との面接（必要があれば、さらに学長や教務課主任も関与する）を行うことになっている。面接を通して当該学生の状況を把握し、その願いが適切な、あるいは避けがたいものであると判断されない限り、休・退学の事務手続きに進むことはできない。また、当該学生の状況に応じて、入学時の推薦教会の牧師や現在の出席教会の牧師とも緊密な連絡をとって対応するようにしている。全てのケースについて、途中経過も含め、教授会に必ず報告されていることは言うまでもない。これは、本学に一貫した対応の仕方であり、特に問題は生じていない。

留年者について言えば、本学では、進級は自動的に行われるので、学部で言えば、4年次に、大学院で言えば、前期課程の2年次および後期課程の3年次に留年者が存在することになる。このうち、後期課程の者のケースは課程博士の生産性の問題とかかわる。3年間の年限で博士号の取得に到るのは容易ではないので、やむを得ない面があるが、学生は指導教授と学期毎に面接するので、各学生の状況は把握されている。前期課程の場合の留年は比較的まれである。ただし、本学学部を経ないで大学院に入学した者については、基礎学力の涵養のために、学部科目の履修を義務づけ、それに伴って1年の留年が生じる場合がある。これは当該学生も了解してのことであるので、問題はない。

学部における留年者の場合、学部4年の担任がその指導にあたる。留年せざるを得なくなった状況はさまざまであるので、それぞれの事情に応じて対処している。卒業要件を満たすのに時間割上の不都合が生じている場合には、時間割の訂正などにより、出来る限り単位修得のための便宜を図っている。

補習・補充教育について述べれば、これは大学院では問題にならないので、学部のみ

絞って記すと、本大学では、基礎的学力や知識が不足している者に対しては、入学前までに準備学習を勧めている。入学後は、少人数クラスであるゆえに、仲間同士の緊密な協力関係などによって理解不足を補っているのが現状である。また、しばらく前から、とりわけ語学力や文献の読解力の不足する学生が目立つようになり、本学の専門教育に不可欠の英語の読解力を補うために、2001年度（平成13年度）よりカリキュラム外に英語補習クラスを設け、英語力の不足が認められる入学者・編入学者に高卒程度の基礎的英語力を義務付けた。さらに、留学生で日本語の学力が不十分である者を対象に、2010年度（平成22年度）より、日本語補習クラスが導入されることとなった。これによって、留学生の適応にも進歩が見られるであろう。

[2 . 点検・評価]

ア) 効果が上がっている事項

- ・留年者および休・退学者の状況把握と対処について、特に問題は生じていないことから、適切に行われているものと判断できる。
- ・補習・補充教育について述べれば、英語補講・日本語補講の実施によって、語学力の改善に努めていることが評価できる。

イ) 改善すべき事項

- ・語学以外の科目に関する補習・補充教育の必要性について検討する必要があるだろう。これは、しかし、カリキュラムの問題でもある。

[3 . 将来に向けた発展方策]

留年者および休・退学者の問題に関して言えば、面接にあたる各教員のいっそうの努力と教授会内での情報の共有のいっそうの努力以外になすべきことはない。

補習・補充教育について述べれば、語学以外のクラスで、仲間同士の緊密な協力関係などによって理解不足を補っている現状の改善が期待される。そこで、入学準備教育が、一つの可能性である。入学試験合格者に基本的文献を読むように指導するのがよいと思われる。既に2010年度（平成22年度）になって、この方向についての議論が教授会でなされており、1～2年の内に具体化が期待される。

c . 障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

[1 . 現状の説明]

2010年（平成22年）の夏期休業時に本館には身障者用トイレ、また2階建て図書館棟には車椅子用階段昇降機を設置した。すでに図書館棟の前にはスロープが設置されており、以上を総合すると身体的障がいがある学生がキャンパス内を移動する上で最小限の必要は満たされたことになる。本館の1階には事務室、礼拝堂、集会室があり、図書館棟の1階

には図書館、2階には教室があるため、本館1階、図書館棟の1、2階を車椅子で移動可能になったことは、すなわち学生が学校生活をおくる上で必要なキャンパス内の移動を実現可能にした。

現在、障がいのある学生は在学していない。過去には2004年（平成16年）から2008年（平成20年）にかけて弱視の学生が在学、卒業をした。その際には教材の拡大コピー等の支援をした実績がある。その経験は将来においても障がいのある学生の受け入れが十分に可能である事を示唆している。

[2 . 点検・評価]

点検・評価の項目は、① 学内の移動が可能であるか。② 教室内で学修時に障がいに対する支援があるかということである。

① 身障者用トイレ、階段昇降機の設置は、バリアフリーのための大いなる前進であり評価できる。ただし本館の2階への車椅子での移動を可能にする昇降機、エレベーターの設置は建物の構造上、また予算の上でも今年度は断念せざるを得なかった。しかしながら必要があれば、本館の2階にある教室を利用せずに当該学生の受講教室を設定は考慮可能である。この点では学修支援体制は十分であると言える。

② 教室内での支援の必要について、弱視の学生の受け入れは可能である事が実証済みである。しかしながら全盲の学生が入学希望した場合、テキスト、プリントの点字への変換といった教材の準備の支援体制は確立されていない。あるいは聴覚障害のある学生であれば、本人が音声を文字でコンピューターに変換できるなどの機材を持っていない限り対応は困難である。従ってバリアフリーの学校であることを望みつつも現状では経済的に不可能な点が課題としてあることも事実である。ただし学生本人の協力を前提に受け入れは不可能ではない。

[3 . 将来に向けた発展方策]

学校の現状にみあう支援は十分になされてきた。本学の経済事情によれば、本館2階のエレベーター設置実現の具体的めどはたっていない。今後の課題は学校の経済的実情で解決できない事態にどのように対応するかである。それは必ずしも経済的努力ではない。人的努力によっても解決可能である。例えば、在学生、あるいは本学を経済的に支えてくださっている後援会の方々、さらにはコミュニティーのボランティアを確立することである。例えば視覚障害者が用いるテキストをボランティアに依頼し、朗読、録音して貰い聴覚教材に変換するなどといった人的努力によって、全盲の学生にも対応可能になる。幸いにも本学のキリスト教関係者のネットワークはそのような活動への協力者を求めることは役立つであろう。バリアフリーに向けた人的努力に今後の発展の方策がある。

d . 教会実習

[1 . 現状の説明]

本学の教育理念に基づき、本学と関係の深い学外の諸教会において、実習体験の機会を提供することを通し、学生一人一人が自己研鑽に努めるよう指導している。この実習と指導を担う教会実習委員会では、3種類の具体的な教会実習の機会を学生に与えている。

第一には、学生が本学に入学し卒業するまで、すべての学生に原則として首都圏の諸教会で責任を持っている指導牧師の指導を受けながら、毎週教会生活を守ることを求める。また本学の教会実習委員会の実務担当教授が、学生の出席している教会の牧師と適宜連絡をとり、学生一人一人に具体的な指導や助言を行い、実習の実をあげるよう努めている。

第二には、特に学部3、4年生から大学院生を対象に、毎年10月のいずれかの日曜日に「神学校日」という行事に合わせて、各地の諸教会の依頼に応じて学生が教会に派遣され、(多くは1日だけだが)教会実習の機会を持つ。学生は礼拝や様々な活動に参加し奉仕し自己研鑽するだけでなく、各地の教会の牧師、会員、子供達、付属幼稚園・保育園の園児や父母などと広い交流・接触をもつ機会としている。

第三には、学部4年生と大学院修士課程の1年生に、例年7月から8月末まで30日間程、夏期の教会実習のプログラムに積極的に派遣する。準備では、全国各地の諸教会が立案している様々な実習プログラムを検討し、参加希望の学生の適性を十分に考慮する。実習の終了後、実習生受け入れ教会の指導牧師と、参加学生の双方からそれぞれ独立した実習の報告書を提出させる。教会実習委員会の委員の教授(現在は5名)で分担し、それぞれの報告書を読み、10月から11月半ばまでの1ヶ月半の間に、一人最低20分から40分位で学生と個人面接の機会を持つ。目的は、学生に夏期実習の意義や評価を整理させ、牧師としての将来の務めに向かう自己の長所と課題について自己省察を深めさせる点にある。過去数年のこのプログラムへの参加学生数は以下の通りである。2004年(平成16年)は52人、2005年(平成17年)は40人、2006年(平成18年)は43人、2007年(平成19年)は50人、2008年(平成20年)は43人、2009年(平成21年)は42人、2010年(平成22年)は47人である。このように、毎夏、本学在校生のおよそ三分の一前後の学部4年生ならびに大学院1年生の大部分が、夏期実習に赴くという大きな実践的学習活動である。

[2 . 点検・評価]

教会実習の3種類の実習参加は、平生の生活指導と並び、学生のバランスの取れた人格的成長と諸教会との交流経験の深化を達成することを大切な目標としている。この目標に照らした実習結果を振り返るならば、毎年夏期伝道実習を終えてキャンパスに戻ってくる学生たちの多くが成長ぶりを示し、秋からの積極的な神学研鑽への意欲的な取り組みを見せており、逆に、実践現場における自らの重大な諸課題を真剣に自覚する反省効果をももたらしている。いわば、本学の実習プログラムは理論学習と実践学習との固い結合を証明

していると言えよう。

もとより教授と学生との関係は、人格共同体型大学の性格もあり、極めて緊密であり、多面的な指導と協力から成り立っており、それを背景に平素なされる上記 3 種の教会実習のプログラムは、全般的には成果をあげてきている。

[3 . 将来に向けた発展方策]

他方、現時点で改善・改革を求められる問題点としては、次の 2 点が挙げられる。第一に、近年では入学試験の多様化（例：社会人入学）により、以前に比しても実に様々な人生体験、社会体験、人格的成熟度、学力をもつ諸世代の学生達が入学してくるようになった。こうした学生一人一人の個性や課題を考慮した教会実習制度の再検討もしくは柔軟性が求められる。第二に、本学の教会実習プログラムの実現に長年協力してくれた諸教会の指導牧師、会員層の世代交代や財政問題、地域社会の構造変化が起こりつつあることである。ここに来て改めて、本学と学生出席教会の指導牧師たちとの間で、共通の実習目的と理念を再確認し、また現在の学生の現実に即した実習教育と方法に関して具体的な協議をし（例：懇談会）、方策など一定の合意を見しておくことが必要となろう。

e . 奨学金等の経済的支援措置の適切性

[1 . 現状の説明]

本学の学生への経済的支援については、学内に、奨学金基金並びに毎年度の寄付金を財源とする各種奨学金を設けている。また、日本学生支援機構を始めとする奨学金への応募を積極的に勧めている。学内の奨学金には、「一般奨学金」「指定奨学金」「補助奨学金」がある。また急病や経済状態の変化などで、校納金の納入が困難になった学生あるいは経済的理由で学生生活の継続が困難となった学生について、奨学金委員長およびクラス担任が相談に応じ、当該年度内を期限として必要額を貸与する「貸与奨学金」を用意している。また、本人の申し出とクラス担任の承認によって、校納金の一部の納入を、当該学期の最終授業日を限度に猶予する「延納願制度」がある。

これらに加えて入学定員を満たすための努力として 2008 年度より「入学時奨学金」を新設した。2008 年度（平成 20 年度）の学部新入学生（学部 1 年次入学生と学部 3 年次編入学生）から第 1 回目の支給を開始した。新入学者 27 名のうち、申請のあった 19 名に対し 1 人あたり 280,000 円を一律に支給した。支給に必要な 532 万円は「入学時奨学金」設置に賛同する個人、団体からの寄付によって賄われた。第 2 回目の 2009 年度は、申請のあった 16 名に対し、総額 230 万円を支給した。支給に必要な財源は 2008 年度中に募集した 300 万円を超える寄付金により賄われた。第 3 回目の 2010 年度は、10 名の申請者に対し、総額 200 万円を支給した。入学定員を満たすための大学としての努力として「入学時奨学金制度」を設け 3 回の入学試験を経過したが、募金、支給ともに軌道に乗っている。

本学の学内奨学金の2009年度（平成21年度）支給実績は次の通りである。一般奨学金5,348,000円、指定奨学金7,455,000円、入学時奨学金2,300,000円、補助奨学金1,149,500円、合計16,252,500円である。2009年度（平成21年度）の学部と大学院の学生総数は119名であるので、学生1人あたりの単純平均は136,500円である。

さらに詳細に見ると、「一般奨学金」は、授業料の一部に充当するもので、給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において給付を妥当とする者全員に、ほぼ均等額を支給している。2009年度（平成21年度）学部では前期17名に合計610,000円を、後期は26名に合計1,020,000円を支給した。また大学院生については前期14名に合計540,000円を、後期は11名に合計430,000円を支給した。またこれとは別に、留学生（計13名）への経済的支援として、総額2,088,000円分の授業料の減免措置を講じた。さらに、前期課程から後期課程に進学した者のうち、前期課程における成績がとくに優秀な後期課程在学者に、各専攻担当教授からの推薦により、1年度分の授業料に当たる「研究助手奨学金」を支給することがある。2009年度（平成21年度）には、2名の学生が合計660,000円の奨学金を受けた。

次に「指定奨学金」は、「顔の見える奨学金」として約20年前より漸次制度を整え充実を図ってきた奨学金制度である。これは経済状態の比較的厳しい学生のために、奨学金を支給してくれる献金者を大学が募り、その献金者が「固有名詞で特定できるある学生」を指定して奨学金を支給する制度である。指定奨学金を給付された学生は、大学から献金者の住所、氏名を知らされ、お礼状を出すシステムも定着している。大学会計としては献金者の募集、給付希望学生の募集、寄付金の別枠管理、学生の経済的困難さの程度に合わせた支給額の決定から、お礼状を出す指導に至る煩雑な作業がともなうが、献金者が学生の顔を覚え、奨学金により勉学を励ます制度は、奨学金のあり方の一つの形としても今後も大事に継続していく予定である。この指定奨学金の寄付者の中には海外の教会ないし宣教団体が含まれている。アジアキリスト教高等教育協議会 UBCHEA から、アジアからの留学生および国内の成績優秀な学生のために奨学金が寄せられており指定奨学金として給付している。この指定奨学金の支給実績は、2009年度（平成21年度）は学部15名、大学院15名の学生への合計5,555,000円である。上記に述べたように、指定奨学金は「顔の見える奨学金」であるので、給付条件が寄付者の意思により定められる場合がある。たとえば受給者が本学卒業後教会の教職もしくは初等中等学校の教師となることを条件とする場合がある。条件を満たさない場合には返還約束して支給する場合もある。

「補助奨学金」は、学部から大学院博士課程前期課程に進学する場合の大学院入学金納入に際して経済的困難のある者に、本人の申請に基づき、その一部を補助するものであり、2009年度（平成21年度）は9名に対し計830,000円を支給した。また、実践神学の領域にかかわるが、履修科目としては設定されていないオルガン演奏について、大学の指定したオルガニストのレッスンを受けた場合の謝礼の一部を補助している。2009年度（平成21

年度)は学部学生5名に合計195,000円、大学院生9名に合計352,000円を支給した。

また本学の推薦を受けて海外に博士論文執筆のために留学した者で、研究の完結の目途がたったとき、締めくくりの期間の研究生活を支援するために「後継者養成のための奨学金」を用意している。これは公募するものではなく、本人の研究報告に基づいて各専攻担当教授から推薦する。また後継者養成と言っても、本学だけでなく他の大学・研究機関の後継者として期待されている者も含む。

学外の奨学金では、日本学生支援機構の奨学金受給志願者の推薦を行い、2009年度(平成21年度)5月1日現在、学部には第一種奨学金受給者はなく、第二種奨学金を13名が受給し、大学院においては第一種奨学金を7名、第二種奨学金を2名が受給している。さらに文部科学省私費留学生学習奨励費について、志願者の推薦を行い、2009年度(平成21年度)は学部2名、大学院1名が受給した。また韓国からの留学生は、「朝鮮奨学会」の奨学金を受けられる可能性があるが、2009年度(平成21年度)は選抜に外れ受給者はなかった。

学生への経済生活を含む学生生活全般の支援を有効、適切とするために、毎年学生会と協力し、「全学懇談会」を開催している。この場が学生の経済状況などについて大学として学生から聞く機会にもなっている。また、この全学懇談会において奨学金制度を紹介し、奨学金による学生の経済生活の支援制度を紹介し、在学生在が誰でも申請できる奨学金制度や状況に応じて緊急支援する仕組みなどについて周知している。とくに奨学金委員会の委員会となる教授は、常時学生の経済問題の相談を受け付ける制度が学内に定着しており、実態においても学生の相談を受け付けて学生の経済生活の支援をしている。奨学金給付の手続きは、給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において面接等によって申請の妥当性を審査した上、適当額を支給している。

学外の奨学金は、いずれも大学ごとに給付人数の割当があるが、学業を遂行するに十分な給付額である。これに比べ、学内の奨学金は、2009年度で見ると奨学金基金の利子約500万円、これに加えて寄付金として寄せられる約2,000万円が主たる財源であり、学生への給付額は学業に必要な費用の全てを覆い得るものではない。しかし、支援を必要とする学生のほぼ全員に、各々の状況に合わせて様々な種類の支援をすることのできる奨学金が用意されている。学内外の奨学金を合わせて有効かつ適切な支援が行われている。経済的困難が理由での退学者を出さないという方針を今日まで貫いて来ていることは大いに評価できる。

また基金の利子を財源とする奨学金の支給が、低金利のため期待できない状況をいち早く勘案し、本学の設立目的を理解し支援する全国の諸教会、個人に現状報告と寄付の呼びかけを毎年度繰り返し行い、その努力が実を結び安定した寄付金による奨学金の支給が実績となって現れている点は大いに評価される。このようにして、本学の奨学金制度は、2007年度(平成19年度)申請の「大学評価」において、本学の特色の一つとして積極的に評価

された。この長期に積み上げられてきた本学奨学金制度の長所を入学定員数の学生確保に役立てようと、2008年度(平成20年度)には、「入学時奨学金」を新たに設置し、2年間でほぼ軌道にのせることができた。「入学時奨学金」の充実は入学定員の確保のためにさらに充実すべき課題である。経済的支援について今後も更なる工夫を凝らし、従来の諸制度を活用し、より多くの学生たちに、より公平にすることで、さらに適正な学生の経済支援措置の適切化をはかり改革・工夫・充実させていきたい。

各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性に関しては、毎年度初めに全学生に配布する学生ガイドブックに、学内の奨学金ならびに日本学生支援機構奨学金の意味と応募方法などを解説し、また新入生オリエンテーションにおいて詳しく説明する時間を確保している。学内外の奨学金の募集は、大学掲示板に掲出し、学生課窓口において申請書類準備のガイダンスを個々に行っている。また、2009年度からは、奨学金の募集に関する在学生向けの情報を掲示方法の改善により奨学金情報を学生が周知できるように改善した。さらに、「経済問題懇談会」を毎年1度開催し、また学生会と協力して毎年度学生の経済生活調査を実施し、大学は学生の経済状況の把握と適切な支援の材料としている。アンケート調査は学生会の協力のもとに全学生を対象に行い、その結果を踏まえて、学長、学生課担当教員、奨学金委員長が出席し、学生との「経済問題懇談会」を開いている。

[2 . 点検・評価]

- ① 入学定員の確保を目指す目的で「入学時奨学金」を発足させ、募金による奨学金の確保と支給を軌道にのせることができたことは評価できる。入学時奨学金への寄付は、2008年度3,087,210円、2009年度7,188,001円であった。これに対し2008年度、2009年度、2010年度の3回の入試があり、合計45名が入学時奨学金を申請し、合計9,620,000円を支給している実績である。今後の「入学時奨学金制度」の目標としては、経済的理由で入試を諦めたり、合格後の入学辞退者がでないように入学時奨学生を充実させていく計画も評価できる。
- ② 本学の奨学金全体の予算を、2010年度(平成22年度)は2,000万円とし、前年度実績の2割増とした。学生1人あたりの単純平均は160,000円になる予定である。本学の財政規模全体から勘案すると奨学金の支給実績は大いに評価できる。さらに2010年度に学生への経済支援は2割増の予算も評価できる。また学生への支援措置を適切に実行するために、学生の経済生活調査および「経済問題懇談会」、またクラス担任や奨学金委員会が常に学生の経済問題の相談を受け付けている。本学の財務・会計の状況についても学生に理解させる努力を続けており、また小規模大学の利点を活かして、学生個々人の経済状態も奨学金委員長またはクラス担任が把握しているので、学生への支援の情報提供と奨学金による経済支援は適切に行われていると評価できる。

[3 . 将来に向けた発展方策]

入学定員を満たす努力として「入学時奨学金」をさらに充実させ、入学時に経済的支援が必要な申請者には入学時納付金の 5 割までを支給する奨学金に「入学時奨学金」を発展整備していく計画である。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか

a . 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

[1 . 現状の説明]

学生の心身の健康保持・増進を図るため、本学ではさまざまな相談部署が設けられている。以下において身体に関する支援、精神に関する支援に分けて、本学での取り組みを列記する。

・身体に関する支援

[健康診断]

毎年 4 月の新年度オリエンテーション期間内に全学健康診断日を設けている。学外の業者に委託し、身長・体重測定、血圧・尿検査、胸部レントゲン、問診等の項目について健康診断を実施している。なお本学学生には比較的高齢の者が多いので、血液検査を加えることを検討している。

[診療室]

嘱託医が定期的に訪れ（毎週 1 回程度、休暇中も含む）、学生の健康管理を担当している。また冬季には希望者にインフルエンザの予防接種を行っている。緊急の場合は嘱託医の診療所において診察を受けることも可能である。

2009 年度（平成 21 年度）は新型インフルエンザが流行した。学内でも数人の感染者が出たが、感染した学生の健康管理、他学生からの隔離、感染予防のための予防接種を適切に行うことができた。

[飲食上の安全・衛生管理への配慮]

学内での飲食は、その為に設けられた学生ラウンジの使用を勧め、そこでは学生の代表者が整理整頓、清掃を担当し、衛生管理に配慮している。学内の清掃担当職員がこれら学生を指導、統括し、特にゴミの廃棄方法については徹底した分別廃棄の指導が行われている。学内には食事を提供する施設がないものの、近隣の学校との協力関係において三つの学生食堂の使用を許されており、十分な栄養摂取が可能である。

[体育・研修施設]

学内の運動施設としては、卓球台、テニス・コート（兼バスケットボール・コート）があり、学生および教職員に開放されている。また本学の学生は隣接する国際基督教大学の運動施設（プール、グラウンドなど）の利用が許可されている。

[保険・体育の授業]

学生が生涯にわたって健康の維持管理に基本的な見識をもてるように、学部1、2年次に保険体育の授業を設置している。

[全学運動会]

毎年5月に、学生の健康維持のために運動会を開催している。ソフトボール、ドッジボール、大縄跳び、二人三脚、マラソン、リレー競争等をクラス対抗で行い、学生の気分転換、親睦にも寄与している。ただし、平素より運動に親しんでいない学生をも考慮して、その適正能力に応じた種目選択が必要であろう。

・精神に関する支援

[パストラル・ケアセンター]

専門のカウンセラー1名に委託し、学生の心の健康に配慮している。2010年度（平成22年度）は週3日間（火、水、木曜日）センターが開かれていた。カウンセラーが学生を知り、学生もセンターに親しむために、毎年4月から7月にかけて、入学生、編入学生全員がセンターで面接を受けることにしている。その後も学生が気楽に利用できるように、守秘義務を重んじ、教授会メンバーもその相談事項について特別関与することはない。

[学生課]

学生課は学生の活動全般に配慮する教員から成る委員会であり、学生の必要に全般的な配慮をすることを目指している。学生課は年度の始めに「新入生オリエンテーション」を行い、学生生活全般にわたっての情報提供、相談部署の紹介を行っている。学生課はまたさまざまな課外活動を指導し、学生の精神面、生活面における成長への支援を行っている。一例として学生課主催で開催される全学懇談会は、全教員が学修面、生活面について学生から出される質問、意見、要望を受けとめ懇談する場となっている。

[クラス担任]

個々の学生に対する配慮は、各学年に定められたクラス担任に多くの部分が任されている。クラス担任は各学期の始めに個別面談を行い、それまでの学生の学修状況、今後の計画、生活状況へ配慮し、指導を行う。学期中は週に1度クラス別祈祷会の時間があり、クラス担任とクラス全員が顔を合わせる。他にクラス別懇談会などクラス単位で集まる行事を通して、クラス担任と学生が信頼関係を深める努力がなされている。さらに学生は必要に応じてクラス担任と面談し、指導を受けることが勧められており、常時学生の相談の窓口となっている。

[2 . 点検・評価]

心身の健康・衛生への基本的必要への配慮は十分になされていると言える。現状において学生は健康を維持する環境にある。しかもそれらは学生の経済的負担が最小限度に収ま

るように努力されている点で評価できる。

パストラル・ケアセンターについては、設備・制度は整っており、利用率も上がっているものの、学生の中には、なお人目をはばかって利用しようとしないうちもおり、設備が十分に活用されているとは言えない面がある。

[3 . 将来に向けた発展方策]

学生の心身の健康・衛生の基本的必要は満たされているものの、2010年（平成22年）夏の酷暑などの不測の事態に対しては、なお対応が行き届かない点があった。各教室には空調システムが導入されているが、学生寮には空調設備がない。この件は法令で要請されているものではないが、来年の酷暑を予想すれば、学生の健康維持の為に必要である。そのため2011年度（平成23年度）に学生寮に空調設備を導入することを決定している。

パストラル・ケアセンターをより利用しやすくするためには、開館時間を学生のニーズに合わせて工夫する（人目につきにくい時間帯にも開館時間を設ける）、学生によるサポート・グループを提供する（グループ内で相談し合えるようにし、またグループでセンターを利用するようにする）ことなどが考えられる。できることからすぐにも実施していく予定である。

[4 . 根拠資料]

資料1-「2010年度 学校法人東京神学大学規則集」

資料2-「2010年度 学生ハンドブック」（学科目概要）

b . ハラスメント防止のための措置

「セクシャル・ハラスメント防止対策規程」を設けて、「ジェンダー・ハラスメント」を含む事柄の定義を明らかにし、対象は教員（非常勤を含む）、事務職員（臨時職員を含む）、学生（聴講生なども含む）の全てについて、学内のみならず奉仕教会や夏期伝道実習先等で発生した場合も範囲に含めることとしている。相談窓口はクラス担任、寮監、パストラル・ケアセンター長があたることになるが、誰でも相談しやすい教職員に相談してよいことにしている。万一事件が生じた場合には、すみやかに事実調査をして適切な処置を行うために「セクシャル・ハラスメント調査委員会」を置いている。調査委員会の設置とその調査・処置に関しては「セクシャル・ハラスメント調査委員会内規」を定め、本学の全構成員に知らされている。毎年、新入生オリエンテーションや全学懇談会その他の機会に、当委員会内規の意義・目的を説明し、学生のみならず全教職員の理解と協力を求めるなどして、全学的なハラスメント防止に努めている。

ハラスメント防止対策規程が、今のところ「セクシャル／ジェンダー・ハラスメント」防止に限られているのは、本学およびキリスト教会という場で最も警戒せねばならず、また

問題の生じうるのが、この問題だからである。パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントについても規程を設け、ハラスメント問題全体を理解して、これを防止しようとして、前年度報告書では、2009年度（平成21年度）中を目処に、十分調査した上で防止対策を規則化する予定であるとしていた。しかしこの間に、パワー・ハラスメント防止には、教会実習委員会が、学生の出席する教会および夏期伝道実習先の牧師と連絡を取りながら防止すべきことが明らかになってきており、規程制定には、なお特別教授会等で1、2回の協議が必要である。

（４）学生の進路支援は適切に行われているか

a．進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

b．キャリア支援に関する組織体制の整備

本学学部生は、本学の理念・目的に即して、ほとんど皆大学院博士課程前期過程に進学する。二つの専攻のいずれに進学するかは、クラス担任、学部演習の担当者の指導を受けながら、学生が主体的に決定する。この進路選択は順調に進行している。

大学院博士課程前期過程の修了者はほとんど全員が、教会の牧師・伝道者、またはキリスト教学校の教師（キリスト教関係科目担当）となる。またキリスト教病院チャプレン、その他のケースもある。その意味で就職率は毎年（健康上等の理由で就職が困難となる場合を除き）ほとんど100%の実績である。それぞれの任地については、学長に推薦を一任し、学長は教授会に結果を報告し、教授会の協力のもとに斡旋する。ほとんどの学生は、目的意識も明確なので、日頃から教授や周囲の師友との交流の中で、将来の進路に関する指導、助言を受ける環境が整っている。そのための授業科目（説教演習等、実践神学総合科目）が整備され、またクラス作り（クラス別懇談会）、全学修養会なども進路決定に向かう重大な機会としてもたれている。

少数であるが、学部での卒業を例外的に希望する学生もある。その場合、別の方面に進学する者もあり、本学大学院に進学することなく教会に赴任する者もいる。学部卒業生に対しても必要な場合、学長が教授会の助言を求めつつ、可能な限り任地を斡旋している。

7．教育研究等環境

評定 A

（１）教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか

a．学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

b．校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

教育研究環境の整備に関する方針は、文章上の規定ではなく、理事会・評議員会、ならびに教授会において審議を重ね、中・長期的に明確であると言ってよい。本学は、1966年に国際基督教大学より隣接地 16,526 m²の土地を校地として購入し、それ以前の三鷹市牟礼より現在地、三鷹市大沢に移転して以来変更はなく、また将来に関しても変更の計画はない。現在地は、隣接の大学（国際基督教大学、ルーテル学院大学）や研究施設（中近東文化センター）との関係からしても、また武蔵野の自然を残した自然環境からしても適切な校地である。

この校地の中に、礼拝堂、講義室、演習室、パソコンルーム、会議室、集会室、研究室、事務室、医務室、学長室、名誉教授室、講師室、印刷室等を備えた本館校舎 2 階建て 1 棟（3,834 m²）、ならびに 1986 年に新設した図書館棟（1,259 m²）がある。図書館等には 2 階部分に演習室、総合研究所、研究室、会議室、カウンセリングルーム等が含まれている。キャンパス内にはさらに学生寮（収容定員 70 名）、ならびに教員住宅（8 世帯分）、職員住宅（1 世帯分）、ゲストハウス（1 棟）、テニスコートが整備されている。

本学の定員数からして、この基本的な校地・校舎・施設の量的規模は中・長期的に格段の増加の必要はない。従って環境整備の基本方針は、量的拡大ではなく、質的高上を主にしたもので、教育環境のための新たな質的整備と施設充実を図ることであり、またキャンパス・アメニティの形成に向けて充実させていくことである。この点の基本方針は明確である。

教育環境の整備の質的向上は、毎年、学長、事務長、ならびに教授会から提案され、理事会・評議員会において報告や審議がなされる。近年実行した改善には、学生寮の耐震工事（2005 年）、女子寮部分拡張のための大幅な改修リフォーム（2006 年）、給湯設備の改善（2009 年）、図書館 I T 化の推進、パソコンルームの充実（2000 年から毎年）、講義室、演習室等の空調設備、バリアフリー化の推進（2010 年には図書館等に階段昇降機の設置と本館トイレをバリアフリー用に改修した）、電気照明の省エネ化、キャンパス緑化の健全維持（巨木の剪定や植栽）などがある。

校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画としては、校地の緑化の健全維持とキャンパス・アメニティの向上、校舎その他の建築物については量的拡大よりは質的向上を持続的に継続する。それによって校舎や学生寮など、建設時よりもかなり質的によいものに改善されている。この改善努力を毎年追及する。施設・設備等については I T 化やエコ対応など抜本的な新設や改善の可能性があるため、近未来的に追求していく。学生寮の空調設備の充実が 2011 年度の計画にあり、その後にはキャンパス内道路の整備・補修、植栽の一層の充実などが課題としてある。

（２）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

a．校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

b . 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

[1 . 現状の説明]

● 施設・設備等の整備

本学は、1966年(昭和41年)牟礼校地を売却して国際基督教大学から隣接地16,526㎡の土地を購入し、当地に移転した。東京都の郊外、三鷹市の西に位置している。近隣には、国際基督教大学、ルーテル学院大学、中近東文化センター等の文教施設が有り、緑の樹木に囲まれた勉学には恵まれた環境の中にある。

移転したとき建築した校舎2階建て1棟(一部地下1階)3,834㎡と学生寮1棟、教職員住宅9棟及び1986年(昭和61年)に新築した図書館1棟1,259㎡とテニスコート1面がある。

本学の特色として毎日講堂において礼拝が守られているが、講堂(礼拝堂)には、パイプオルガンが設置されている。

キャンパス内に学生寮を備えている。全寮制ではないが、神学教育の一環としての共同生活の指導を行う「教育寮」の性格を持っている。同じキャンパス内教職員住宅に居住する教員から複数の寮監を置いて、指導に当たっている。寮建物については、建築後39年を経過した2005年(平成17年)夏期に一階部分に耐震工事を実施した。更に利用人員動向と施設・設備内容の老朽度合を考慮して、2006年(平成18年)夏期には、女子用部屋数の拡大、施設の老朽更新など大幅な改修リフォーム工事を実施して居住性の改善を図った。この結果、充足率77%(70名の収容定員に対して現員54名)となっており、更に今後の利用率向上に資するものと考えている。

さらに本館のトイレを1ヶ所、女性用と男性用の場所を交換し、女性用の数を増やした。

● 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

情報科学や設備の進展に伴い、学内情報機器を集約した施設の充実を図るため、2000年度(平成12年度)から情報基礎科目のためのパソコン教室の機器更新・整備を行った学内LANの構築、光ファイバーの増設等ネットワーク関連工事を推進してきている。現在はパソコン教室を学生用パソコンルームとして開放している。ただし校舎の管理上の問題から、平日正午から5時までと、開室時間は限られている。

● キャンパス・アメニティ等

キャンパス・アメニティの形成・支援のために、事務局内に学生課、総務課を設け、学内のあらゆる要請にこたえられる状況にある。また毎年5月に教授会メンバー全員と学生が本学の教育理念やキャンパス・アメニティの向上について意見交換する「全学懇談会」を開いている。また11月には、学生の経済状況に関するアンケートの結果をもとに、学長、学生課主任、奨学金委員長が学生たちと懇談する「経済問題をめぐる懇談会」を実施するなど、学内の課題解決に前向きに取り組んでいる。

更に、学生の生活を支援するため、学生会室(38.40㎡)、学生ラウンジ(68㎡)、医務

室 (19 m²)、ロッカー室 (男 7.90 m²、女 19.20 m²) 等の施設を設置している。

食堂は、学生数が 119 名であり、採算がとれないことから設置していない。学生は、近隣の国際基督教大学、ルーテル学院大学の学生食堂および近隣の食堂を利用している。

駐車場は、教職員・学生共用の駐車場を整備している。また駐輪場についても屋根付きの駐輪場を設置している。

本学は、家族的と言ってよいほどの小規模の文科系大学であり、実験、実習、クラブ活動などで騒音を発するおそれはほとんどなく、苦情も持ち込まれたことはない。また前述の「全学懇談会」ではゴミの出し方までオリエンテーションを行うので、この点においても、近隣の環境に害を及ぼすことはないと思われる。

● 利用上の配慮

本学への学生の主な導線は、JR 中央線武蔵境駅から国際基督教大学行きの路線バスで約 10 分の終点で下車、歩いて 3~4 分である。また途中「西野」停留所で下車すれば、やや距離は長いとしても車椅子での通学が可能である。校舎については、スロープを使用して教室、図書館、ラウンジへの連絡は可能であるが、2 階教室への移動のためのエレベーターは設置されておらず、級友の援助に頼っている状況である。

しかし、2007 年度の大学評価の施設・設備項目において「講義室が 2 階に多いので、車椅子利用の学生が出来るだけ人的支援に頼らずに移動できるように、さらにバリアフリー化を進める必要がある」との助言を受けた。そのため、2010 年度には、図書館棟に車椅子のための昇降機を設置した。また、障害者用のトイレは図書館棟に設置して利用に供していたが、2010 年度には本館にも設置した。

視覚障害者、聴覚障害者のための設備は整っていない。これも級友、事務職員、教員のその都度の配慮に負っている。

本学の時間割は、5 時限まで設定されており、8 時 30 分から 17 時 35 分までである。図書館開館は平日 8 時 30 分から 18 時まで、17 時 40 分から 19 時 10 分まで補習講義がある日は、20 時まで開館している。また、ラウンジは 22 時まで利用できるようにしている。一方、一般の事務の取扱いは、17 時まで（土曜日は 12 時まで）となっているが、教務関係事務については、授業時間に合わせて 17 時以降も適切に対応している。

● 組織・管理体制

施設・設備の管理・運営の責任者は事務長であり、キャンパス内教職員住宅に居住する総務課職員 1 名がこれを補佐している。学生ラウンジは学生会の「ラウンジ委員会」が管理している他、学生の申請によって時間外の集会室利用も許可することがあるが、使用後の火元、戸締り等の確認は、上記総務課職員が行っている。本学の規模からみて、現状で妥当と考える。

施設・設備の衛生・安全を確保するため、消防、電気・給水、ボイラーなど各分野毎に年次計画に基づき、点検、検査、試験等を、学内はもとより外部第三者機関の協力または

指導を受けて実施している。また、施設・設備の日常的な 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動を実施するよう努めている。

施設・設備の維持・保全には毎年、予算を計上し、適切に対策を実施している。諸施設・設備の改善を順次実行していく必要があり、具体策がまとまり次第、逐次実行に移している。2007 年度 (平成 19 年度) は、本館屋根の補修を行った。また、学生寮の暖房設備が古くたびたび故障が起きるので、2011 年度には各室にエアコンを設置すべく検討中である。

[2 . 点検・評価]

ア) 効果が上がっている事項

当校の校舎・学生寮・職員校宅等中心になる建物は、1966 年 (昭和 41 年) に建設され、すでに 44 年経過している。その間、建物および設備の老朽化が進み、かつ授業形態の変化、学生数の減少、OA 機器等の新しい設備の導入、バリアフリー設備の設置、耐震対策等の新しい事態が生じてきている。その都度、改築、補修により対応してきているのが、現状である。

イ) 改善すべき事項

学生寮については、全学生の半数が利用しており、当校の重要な建物である。しかし、冷房設備がないため学生から不評であったが、2011 年度には、エアコンを設置することになっている。

[3 . 将来に向けた発展方策]

当面、本体構造上は、まだ耐用年数があるので、補修や改装により現状維持していくことになる。将来的には、本館校舎、学生寮、職員校宅等の立替が必要になると思われる。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか

a . 図書、学術雑誌、電子情報の整備状況とその適切性

[1 . 現状の説明]

本学図書館の沿革は、本学そのものの沿革でもある。本学は 1863 年 (文久 3 年) のヘボン塾やブラウン塾を継承し、1877 年 (明治 10 年) に東京一致神学校、1880 年 (同 13 年) 明治学院神学部、1904 年 (同 37 年) 東京神学社、1930 年 (昭和 5 年) 日本神学校、その後数校の神学校と合同し、日本基督教神学専門学校となり、そこから 1949 年 (昭和 24 年) 一般新制大学に移行して、東京神学大学となった。本学図書館もまたこの経緯を辿りながら発展の基礎を据えた。特に神学校合同の機会に明治学院神学部と東京神学社の蔵書が合わさって本学図書館の蔵書となり、これが発展の基礎となっている。

本図書館は、(1) 学習図書館としての機能、(2) 研究図書館としての機能、(3) 保存図書館としての機能をバランスよく備えることを目指して今日に至っている。このような

図書館の性格から、蔵書収集・構成の理念を明確にし、神学諸分野を中心にしつつ、さらに宗教学・哲学の図書をも加え、キリスト教関係の語学・文学・教養書をも含んだ蔵書構成になっている。その学術的専門性の水準は高く、またわが国におけるキリスト教の歴史が浅いことから、洋書の資料の方が多い（洋図書約7万1千冊、和図書約4万4千冊）。

本図書館の2009年度(平成21年度)基礎データを、平成20年度の文部科学省学術国際局学術情報課図書館実態調査から私立単科大学Dクラスの総数を実施館数で割って求めた平均指数（[平均n]によって示す）と比較すると、小規模ながら、利用者に十分な情報を提供しているという特色がわかる。たとえば所蔵資料数は115,187冊[平均106,213冊]、年間受け入れ冊数1,438冊[平均2,910冊]と小ぶりであるが、学部・大学院学生定員ひとりあたりにすると所蔵数914.2冊[平均74.5冊]、年間受け入れ数11.4冊[平均2.1冊]と、圧倒的に多い。しかも蔵書の大部分が神学専門書なので、この冊数は、相当な充実度を示すと言ってよい。閲覧座席数は38席[平均178席]、学部・大学院学生定員数の30.2%[平均12.4%]である。

2009(平成21年)3月31日現在で、図書館が所蔵している各種の資料数は、下表のとおりである。

表1 分野別蔵書冊数

	冊数(冊)				冊数(冊)		
	和書	洋書	計		和書	洋書	計
キリスト教一般	3435	6,831	10,266	実践神学一般	2089	1,152	3,241
聖書一般	21,452	37187	58,639	基督教外宗教	910	1,268	2,178
キリスト教史	4,318	6,414	10,732	科 学	2,568	2,592	5,160
教理史・思想史	3,407	5,586	8,993	語 学	1,976	3,112	5,088
組織神学一般	1,354	2,323	3,677	文 学	2,836	4,377	7,213
				合 計	44,345	70,842	115,187

表2 2009年度(平成21年度)逐次刊行物

(単位) 種

	和雑誌	洋雑誌	合計
雑誌(購読)	99	107	206
(寄贈)	157	19	176
新聞(購読)	7	1	8
(寄贈)	1	1	2
総合計	264	128	392

[2 . 点検・評価]

2010年度より、東京神学大学神学会発行の『神学』、ならびに総合研究所発行の『紀要』(『神学と伝道』と改称)のデジタル化を図り、Web上での公開に踏み切ることにした。CINIIに正式に登録し、刊行後1年後に研究誌掲載のすべての論文をWeb上で閲覧できるように便宜を図ることとなった。実施は2010年12月からであるが、電子情報の外部提供の一環として評価されうる。

[3 . 将来に向けた発展方策]

最近の傾向として、膨大な巻数にのぼる外国語の注解書シリーズや神学大事典、キリスト教の百科事典、全集や著作集が、データベース化され、オンライン版として提供されている。データが固定されている全集や著作集に関しては、今後整備し、利用方法をルール化する必要がある。データが常に更新されるものに関しては、電子情報での利用はきわめて有益であるが、図書館としてどのような形で製品を購入し管理するのか、その方法を慎重に検討する必要がある、今後の課題である。

b . 図書館の規模、司書の資格の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用状況

[1 . 現状の説明]

現図書館は、1986年(昭和61年)5月に竣工したもので、延べ床面積は1,259㎡、書架の総延長は4,919m、図書に概算して約15万冊を収容できるようになった。館内の座席数は前述のとおり38席であるが、書庫内キャレルは12席設置している。また館内の閲覧室には約12,000冊の参考図書を備え、他に新聞・雑誌類の閲覧コーナーや、OPAC 検策・カード式目録・複写機などを備えた検索コーナーがある。

しかし館内閲覧室の天井が2階分の高さがあるため音が響きやすく、複写機の騒音の問題が発生したため、複写機の設置場所を工夫するなど、解決を図っている。近年は機械の性能が向上し、ノイズを極力抑えるものを使用するようにしている。

大学の規模ならびに学生数が少ないため、図書館長のほか、司書の資格の専門能力を有する職員2名を中心に図書館員2名で業務全般を運営し、他に嘱託職員1名、また随時多数の学生アルバイトを雇用して運営している。購入図書の選定は、神学の各専門分野の担当教員に新着図書情報を提供し、それを基に出された購入希望を参考にしつつ、図書館長が行っている。図書館の運営方針、予算執行に関しては館長が責任をもち、その他の図書館業務は正規職員2名、嘱託職員1名によって対処している。

開館時間は、授業開始の午前8時30分から平日は通常午後6時まで(授業終了は5時35分)、土曜日は午後2時まで(授業終了は正午)である。

図書館をなるべく長く開館することは、小さな大学にとって人員の確保等の問題があり、

大きな課題である。しかし開館時間の延長は学生への重要なサービスであるという認識と、学生からの強い要望も考慮し、可能な限り延長開館に取り組み、現在、学生アルバイトの協力によって、週2回、夜8時までの夜間開館を実施している。

また、新たに2004年度（平成16年度）には、通常の試験中午後8時まで毎日延長開館に加え、試験前週の夜間開館も実施した。2005年度（平成17年度）には上記に加え長期休暇期間中の開館日を週2回から週4回に変更し利用者の要望に応えた。

2009年度の図書館開館日数は204日、年間貸出人数は延べ3297人（内教員286人、学生2848人、外部163人）、年間貸出冊数は延べ5517冊（内教員670冊、学生4637冊、外部210冊）であった。

また現在、修士論文作成に携わる学生には、夏期休暇の間、空調機能の付いた図書館2階の演習室を2部屋開放し、学生どうしの相互学習支援の場所を提供している。

2000年度（平成12年度）OPAC端末2基増設し、2002年度（平成14年度）新たにCD-ROM読み取り専用コンピューターを設置し、館内でCD-ROMの閲覧を可能にした。又、マイクロフィッシュリーダーの機種を新しいものに交換した。2005年（平成17年）には図書館システムを一新し、より使いやすく安定した検索システムになった。

学術情報の処理・提供システムの整備状況、ならびに資料の保存スペースの狭隘化に伴う電子化の状況に関しては、本学はまず第一段階として、1995年（平成7年）12月図書館システムを初めて導入し、1996年（平成8年）1月より、国立情報学研究所のデータベースと接続して、業務のコンピューター化を開始した。システム導入後、図書館蔵書の遡及入力に取り組み、1998年（平成10年）6月までに約6万冊（全体の3分の2）を登録した。

第二段階には、1999年（平成11年）4月から貸出返却プログラムを導入し、バーコード処理に移行し、利用者IDカードにて図書の貸出返却を開始した。同年11月NTサーバーによる日立の図書館用パッケージソフト『LOOKS21/U』を導入した。主な図書の入力を近日中に完了させる計画目標をたて、実行を試みてきたが、現状は当初の計画通りなかなか進んではない。しかし図書館のデータベースの構築に向けて努力は継続してきた。検索機能の向上を図る案を実現に向けて検討し、トータルな図書館システムの稼動に向けて、またCD-ROMやインターネット等を提供するための利用体制を整備する課題に取り組んできた。

第三段階として、2004年（平成16年）より図書館システムリプレースを検討する機会に、現行システムが少しく本学の実情にあわなくなってきたおり、本学のような小規模の大学図書館の業務にあわせ、現状と利用者により使いやすい環境を整えるためにも、図書館新システム選定、採用の研究を進めてきた。複数のシステムを調査研究し、本学のニーズに合うシステムを選定し、具体的な予算化、並びにシステムカスタマイズなどを進め、2005年（平成17年）9月、リプレースを完了し、富士通株式会社 iLiswave を導入した。これによって、従来掲げた目標「国立情報学研究所に準拠した多言語対応」や「OPACの利用

時間の延長、情報検索の多様なニーズ対応]などについても、利便性のより高度な環境で図書館を利用できるように改善された。この検索システムの維持運営及びデジタル化された学術資料の記録・保管には、非常勤のシステム・エンジニアがあたっている。

[2 . 点検・評価]

2010 年度において特筆すべきことは、webOPAC システムの新規更新をしたことである。富士通株式会社文教ソリューションを通して 2010 年 5 月 26 日より iLiswave-JwebOPAC の導入作業に入り、9 月 24 日にこの作業を無事に完了した。この更新と共に、webOPAC を外部にも公開することにし、外部からも本学のホームページを通して自由にアクセスし、本学所蔵の図書を検索できるようにした。同時に他大学の Web にアクセスすることで、Nacsis 所蔵の図書を検索することも可能になった。教員には希望図書の依頼を、端末を通して直接図書館司書に申し出ることができるようにした。また館内での OPAC 端末を増設し、今年度から 4 機にして、利用者の便の更なる向上を図った。これらの点は従来のサービス業務と比較して、大幅な改善がなされたものと評価される。

また積年の課題であった蔵書データの遡及入力に関しては、これまでの自己点検評価作業により、専任職員が新規購入図書の入力業務に追われ、未入力図書の遡及入力業務を棚上げ状態にしてきた問題点が指摘されてきた。このため専任職員を補佐する目的で臨時のパート職員を雇用し、遡及入力業務を担当させる方針を立て、2008 年（平成 20 年）8 月より実行に移したが、諸般の事情により中断のやむなきに至った。そこで 2009 年度に予算措置を講じ、TRC（図書館流通センター）に遡及入力を依頼し、2009 年（平成 21 年）10 月より作業に取りかかった。その結果、2010 年度（平成 22 年度）7 月に未入力として残されていた合計約 2200 冊の遡及入力をすべて完了し、館内の蔵書に関しては OPAC 検索が支障なく機能することができるようになったことは、自己点検評価の努力の成果であると言える。

[3 . 将来に向けた発展方策]

各専任教員が依頼図書を即座に請求し、図書の選定作業にも積極的に参与できるように、今回学内 LAN および自宅と図書館を結ぶオンライン・システムを構築したが、このプロセスが支障なく機能できるように更なる教員の自覚の向上を促し、選書効率を上げることが今後の課題である。

c . 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

[1 . 現状の説明]

本学図書館では神学・キリスト教関係の情報センターとしての役割に基づき、学外利用者にも積極的に資料を提供し、研究の推進に資してきた。対象は本学継続教育成、科目等履修生、聴講生及び留学生、本学学外活動の公開夜間神学講座受講生、卒業生、他大学の

学生及び教員、一般の研究者等、紹介状があれば利用可能な態勢を取っている。継続利用に関しては利用者登録を必要とする。

近隣図書館との相互利用については、本学図書館は、以前より国際基督教大学図書館及びブルーテル学院大学図書館と親密な関係にあり、教職員が相互に利用していた。この関係を1994年（平成6年）4月にさらに拡大し、学生レベルでも相互に利用できるようにしてきた。その制度は現在すっかり定着し、活発に利用されている。

また「東京西地区大学図書館相互協力連絡会」に加入し、近隣の国公立大学の動きなど、情報を得ることが出来るようになっている。

表3 館外貸出図書冊数(本学学生のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
貸出人数(延べ)	207	213	218	397	93	253	329	237	299	295	247	60	2,848
貸出冊数	302	338	314	646	161	403	524	376	560	492	420	101	4,637
1回平均	1.5	1.6	1.5	1.7	1.8	1.6	1.6	1.6	1.9	1.7	1.7	1.7	1.7

表4 館外貸出冊数(利用者別)

利用者区分	貸出冊数
学 生	4637
教職員	670
提携校	50
事務局	2
学外者	158
合 計	5517

表5 図書館間相互協力状況

協 力 内 容	総数
参考業務利用者総数(学外)	83件
うち 文献所在調査	14件
事項調査	2件
利用指導	61件
図書・雑誌の貸借	0件
その他	1件
文献複写 受付件数	27件
他館への電子複写依頼件数	5件
他館への閲覧依頼件数	10件

学術資料の記録・保管のための配慮に関しては、本学は「保存図書館」としての機能を重視し、キリスト教関係の貴重書の蒐集・記録・保管を大きな使命と認識している。

本学図書館には貴重なコレクションとして、ギュツラフ、ゴープル、ベッテルハイム、ヘボン、ブラウンなどによる邦訳聖書や、明治初期からのキリスト教関係新聞・雑誌類の歴史資料がある。また稀覯本としては『大秦景教宣元至本経』（717年の拓本）や、カルヴァンの『キリスト教綱要』（1554年版等数種）、バクスターの『基督教生活方針を含む実践著作集』（1707年全4巻）などを所蔵している。さらに『波多野精一文庫』をはじめ、寄贈書の中には貴重な文献が多く含まれている。

このため、図書館は全面開架式とはしていない。許可を受けた教職員と大学院生のみ、閉架書庫への立ち入りを認めている。

[2 . 点検・評価]

国内外の他の大学・大学院との学術情報・相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性に関しては、日本私立大学図書館協会をはじめ、東京地区大学図書館協議会等に加盟し、常に大学図書館間で相互に業務協力体制が取れるようにしている。日本私立大学図書館協会東京地区図書館部会研究部研修会に図書館員が参加し、研修と情報交換に努めてきたことは評価されうる。

各大学の図書資料の蒐集には限界があるところから、必要とする文献が学内に所蔵されていない場合には、系列のキリスト教主義大学をはじめとする、国・公・私立大学図書館との相互利用の観点から、各大学の教員・学生の研究・学習上の便宜を図るため、相互貸借の受付・依頼の業務協力を行っている。国外の神学関係図書館との学術情報の相互利用の条件整備は今後も相互に協力し、継続的に取り組むべき課題だと言えよう。

[3 . 将来に向けた発展方策]

他大学の最新の動向を把握し、情報を交換するためにも、機会があれば今後も図書館員の参加を積極的に勧め、研修に努めることは不可欠であろう。

本学図書館は神学専門図書館としての特色を持っている。そのため、伝統的に蔵書構築に際し、蔵書構成を神学・宗教学・哲学の分野に重点を置く方針をとってきた。とくに神学分野の資料収集に重点を置いている。このことは長所であるが、観点を換えれば短所ともなる。資料の専門的な水準は高いが、反対に全体として幅広く調和のとれた蔵書構築に欠ける点は否めない。この点を踏まえ、ここ数年特に学際基礎科目に関連する書物や、辞書・辞典類を初めとする参考図書類を重点的に補充している。また特に利用頻度の高い基本的な書物に関しては極力複本を購入して利用に供している。教務課と連携を取り、事前に学科目概要を入手し、基礎資料や副資料として挙げられた書物を調査・購入するようにし、学生の利用に対応するよう心掛けている。更に上記のように、インターネットを通じて図書館と各教員との連絡を更に密にするシステムを構築したが、これを大いに活用することが望まれる。

本学図書館は日本基督教史上貴重な図書を多く所蔵している。そのため他大学や学外研

究者のみならず、文化施設や諸教会からの問い合わせ、文献複写依頼、陳列一般公開のための貸借などの依頼にも応じなければならない。稀覯本、特に和書に関しての OPAC 上の登録は和書書誌作成の特別な技術が必要であり、将来の課題になる。陳列一般公開に関しては、運搬に際し保険を掛け、規定に従って申し出に応じている。文化価値の高いものに関して、保存方法を更に検討すべき課題もある。

上記のように 2010 年度より、OPAC を外部にも公開し、外部からの検索を可能にした。この点でのサービスは大幅に進展した。閲覧に関しては直接来館の上で手続きをする必要があるが、資料複写に関してのサービスには応じている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

a . 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

b . ティーチング・アシスタント (T A) ・ リサーチ・アシスタント (R A) ・ 技術スタッフなど教育研究支援体制の整備

[1 . 現状の説明]

本学では教員、学生のキリスト教神学の自由な研究と普及のために「東京神学大学神学会」が定められ、学内からつる論文を掲載する機関雑誌『神学』を発行している。博士前期課程において課される修士論文、後期課程において課される博士論文の中で優秀なものはこの『神学』に掲載される。

また学際的関心を起こすために貢献しているものとして講演会がある。火曜日の 2 限目に定められた一般時間には全学を対象に、学生課が主催し随時講演会を行い学生の研究への関心を高めることに貢献している。この年間 4、5 回程度行われる講演会の共通テーマは「キリスト教と諸学」であり、学生の神学及び、神学に関わる幅広い学問分野への学際的関心に応えるものとなっている。

日本伝道研究所は、日本における福音宣教の進展のために奉仕するという東京神学大学に課せられている特別な使命をより十分に果たしていくために誕生した。日本伝道という重要な課題に直面しつつ、東京神学大学としてなしえる神学研究、調査活動、資料収集、保存、発表、並びに研究会、講演会、セミナーの開催などを主な事業としている。2009 年度 (平成 21 年度) 8 月には、日本伝道研究所主催「説教セミナー」が行われた。また、本研究所の諸活動を通して、日本の諸教会、学校、大学を含むキリスト教諸団体との交流、協議会等も定期的に開催し、そこでの研究発表が、『東京神学大学総合研究所紀要』に掲載されている。この『紀要』は、毎年度 3 月に発行しており、現在第 13 号まで刊行されている。さらに、日本基督教団宣教研究所と連携しての日本国内のキリスト教研究をさらにすすめる、教授を同研究所に研究員として派遣している。

アジア伝道研究所は、アジアにおける伝道の共通の課題を担うために、アジアにおいてより高度な神学研究を促進する目的を持って活動を行っている。基幹となるアジア伝道セミナーにおいて、韓国、中国、台湾、フィリピンなどからの、すでに教職である留学生た

ちと、アジアの諸問題や日本の教会の課題について学び、アジア的な連帯の中で伝道する視点や方法、諸問題を討議している。さらに、学生たちのアジアの諸教会への研修旅行もなされ、アジア諸国の教会とキリスト教の現実を実際に見聞し、その地のキリスト者、キリスト教研究者との交流を行っている。

設備面で言えば、本学のように少人数のクラスが多い場合、議論が活発になるように演習に適した教室が多いことが望ましいのであるが、2009年度末に、B教室およびE教室がそのような形に改装され、たいへん使いやすくなった。

本学における、教育支援職員について言えば、その担当する実習科目、および担当者は以下のとおりである。

科目担当者

体育実技： 体育実技担当教員（兼任教員2名）

臨床牧会教育： 臨床牧会教育担当教員（専任教員1名）

教育実習： 教職課程担当教員（専任教員2名）

教育の方法と情報技術： 一部実習の要素あり 教職課程担当教員（兼任教員1名）

以上の実施されている実習科目、一部実習科目に関しては、補助要員を置いているわけではないが、授業参加者人数が多くはないので、これで不足はない。外国語教育においては、英語の履修が困難な学生のために、補習（1科目とは数えない）を兼任教員1名に委嘱している。

英語補習担当者には、教務課主任が英語履修の困難な学生の状況を説明している。なお、2010年度より日本語能力が不十分な留学生のために補習（これも1科目とは数えない）を設け、兼任教員1名に委嘱する。

[2 . 点検・評価]

次の点で、効果が上がっている。

- ・雑誌『神学』および『紀要』に発表の場を設けることで、学生の研究意欲を刺激していること。
- ・二つの研究所の働きを通して、さまざまな情報の提供、実習の機会が与えられていること。

[3 . 将来に向けた発展方策]

本館内に、旧式の講義用教室が、まだ二つ残っている。これらも早期に改装されるのが望ましい。

c . 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

教員の研究費は年額30万円である。学内で毎年2種類の研究誌（『神学』と『紀要』）を

発行しているがこれの費用は、研究費の外である。専任教員は皆、神学を専門研究分野としているため、研究費の多くはパソコン等を別にすれば、文献・書籍、あるいは学会費などであるから、必ずしも高額のものが必要とするわけではないとも言い得る。しかし近年、神学関係の書籍の価格が上昇しており、海外の学会参加を奨励する観点から言うと決して十分とは言えないであろう。

研究室は専任教員の全員に与えられている。部屋の大きさは3種類があつて、24㎡、19㎡、12㎡のものである。希望によって大きな部屋に移動することも可能である。各部屋には十分な机と書棚が備えられ、空調設備、パソコン用の学内LANも整備されている。

本学は専任教員の担当科目は義務としては4科目、出勤日数は教授会や各種委員会の会合も含めて週3日であるから、研究専念時間は比較的十分に取り得ていると思われる。研究学期の制度も6学期教育すれば1学期研究学期を取ることができる。ただし少数の学生を少数の専任者によって教えている大学であるから、教授会や各種委員会の責任を負うことが期待され、研究学期の間にも教授会出席と委員会の責任を負うことが期待される。長期の在外研究のために時間を確保することは必ずしも容易とは言えない。

それにもかかわらず、本学はその使命から言って、国際的な学問レベルに遜色ない教育研究を維持する期待がかけられている。専任教員の研究成果の発表、具体的には論文数や著作数は決して少なくはないと思われる。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

a. 研究倫理に関する学内規程の整備状況

研究倫理に関しては、現在のところ神学研究そのものが有する倫理的要求に従っており、特段の学内規程を制定していない。ただし今後、意識調査やフィールドワークを行う場合に、調査対象となった人の人格を傷つけるような内容の調査を行ったり、また調査結果について許諾なく公表したりといったことを禁じる規程を、すみやかに整備する必要があると思われる。

また、他者の論文の盗用が禁じられるのは当然のことであり、今のところ、教務課が修士論文作成の手引きを学生ハンドブックに公表し、大学院入学生に対してオリエンテーションの時間を取っているが、これに関しては、教員も当然厳守するものとされている。ただ、インターネット上に公表されている論文や資料については、許可なく、あるいはソースを明示することなく利用する危険が大きく、またそれが見逃されることが多いと考えられる。この問題についても、論文作成指導演習において適切なオリエンテーションがなされているが、規程化が必要である。

b. 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

研究方法やその公表の仕方に関する倫理委員会は、設けられていない。ただし、総合研

研究所が行う研究（とくに、意識調査やフィールドワークを内容とするものがある）の主題と方法、その発表方法に関しては、総合研究所委員会が協議し、教授会に提案して、承認を得ることとされており、これまでのところ、研究倫理上の問題が生じたことはない。

8 . 社会連携・社会貢献

評定 B

[1 . 現状の説明]

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか

社会との連携・協力に関する方針の明確化については、本学はその建学の理念において社会との連携、社会への奉仕、貢献を明確にしている。それだけでなく「東京神学大学学報」「講演会の開催」「東神大パンフレット」等の広報活動によって社会との連携、社会への奉仕・貢献が本学の存在理由であることを繰り返し明示し、この方針が空文化せぬように努力し、その実質化の歩みを続けている。創立以来 60 年の間、本学の知的資源を積極的に社会に還元するとともに、その知的資源を担う人材を社会に送り出してきた。本学の関心と目的は、本学の卒業生を求めるキリスト教会、初等、中等、高等教育機関、学校、大学、研究機関、また社会福祉、社会事業団体などに対し人材を送り出すという方針を明示している。

a . 産・学・官等との連携の方針の明示

産・学・官等との連携の方針の明示については、本学の建学の理念に従い、教育機関、研究機関、教会、社会事情関係諸団体との協力関係を明示している。本学卒業生・修了生には連携機関である日本基督教団とその他のプロテスタント教会に教師職（牧師）に就任するために必要な資格試験を受験することを要求し、卒業・修了時の合格率はほとんど 10 割に達している。キリスト教学校教師として就職を希望する卒業・修了生は在学中に教員免許を取得すべきことを明示し、学校への就職希望者全員が教員免許を取得している。本学卒業生・修了生に対す社会の側からの期待は、とくにキリスト教会・キリスト教諸団体の側から大きく、その連携は極めて密である。毎年度、教会、キリスト教諸団体、学校からの求人要請は卒業生、大学院修了生の数を上回っていることは、連携の方針が対外的に明示されている証拠である。

b . 地域社会・国際社会への協力量針の明示

地域社会・国際社会への協力量針については、大学としての教育目標として明確化してい

る。学部卒業生のほとんどを大学院博士課程前期課程まで進学させ、修士号を取得させる方針を明示している。これは卒業生・修了生が地域社会・国際社会で指導的責任を果たすリーダーの人材養成を本学の方針としているからである。卒業生の多くが教会の牧師職と兼任で幼児教育施設長、幼児保育施設長に就任することを求められる実態があり、この要請の背景には地域社会からの期待がある。本学はこの要請に応じる方針を明確にし、実際に卒業生・修了生の多くが全国各地の学校法人施設長、宗教法人施設長に就任している。また教育関係では、キリスト教学校の講師職に就く事を奨励し、それが実現している。国際社会への協力方針については、韓国を中心にアジアからの留学生の受け入れを積極的に進める方針を明示している。また、学術研究の水準では教授の論文、著書によって国際社会へ貢献する方針を明示している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

a. 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動については、教育機関として、教科カリキュラム、学内における講演、研修会、教会を拠点とした社会実習、教育実習、海外研修プログラム等を整備し、その実現のために常に最善を期している。とりわけ学部4年および大学院1年において全学生が夏期休暇期間のほぼ1ヶ月の間に、日本国内の各地域に派遣され、教会における実習、また教会を通して各地域社会、住民との交流の経験を教育課程の中に制度化し、派遣先の教会の牧師との協力体制を整えて実行し続けていることは、他大学にもその類例は少ないと思われる。本学は大学設置の時点より教育方針として、教室での学びを社会に出て実践することに向けて方向付けることを重視してきたが、この方針の明確化が、学内におけるエートスの次元にまで定着するにいたっている。このエートスとは、教育研究上の成果を適切に社会に還元する方針は、学生の在学期間中の課題にとどめてはならず、卒業・修了後の社会生活の中で生涯にわたり実現すべきことであるという理解である。このことは本学においては、理事、評議員、教職員、学生のすべてに浸透し定着している。

b. 学外組織との連携協力による教育研究の推進

本学の学部・大学院の教育システムにおいては、建学の理念に基づき、キリスト教界の教会、教団、また初等、中等、高等教育機関、研究機関との連携は極めて密である。学外組織との連携協力については、国内における最大規模プロテスタント教会である日本基督教団とは協約を結んでおり、正式な代表者による定期的な情報交換と連絡会を続けている。また、複数の教授が同教団の研究職や学識を必要とする役職に就任し協力している。この日本基督教団は日本全域に1725の教会をもつ教団であるが、本学は、この日本基督教団と連携協力の実質化のために、日本基督教団所属の教会代表と共催する形で「日本伝道協議

会」を毎年開催し、すでに12回続けてきた。この協議会は卒業生のみならず全国の教会の牧師を招き、現代のキリスト教が直面している諸問題をめぐって講演、シンポジウムを行い、毎年200名余の再教育の場となっている。この活動の地域的拡大をめざして2008年度は開催地を名古屋に、2009年度は大阪に、2010年度は仙台に場所を移して協議会を開催し、それぞれの地元の協力者たちと本学教授会とが開催のための組織を作り実施する方式をとり、本学の社会貢献の一つの活動方式を実践している。また、学外組織との連携協力による教育研究の推進を目的として学内に社会におけるフィールドワークを指導する常設の教会実習委員会を設けている。これは学生の夏期期間の実習と授業週における首都圏の各地域での教会を通しての社会実習活動の推進を通常の教育活動に組み込んで実行する学内機関である。これは本学の特筆すべき特徴であるが在学生の全員が一人の例外もなく首都圏のキリスト教会に実習を目的として登録し、常時出席することにより、教会と社会に対し奉仕活動をする仕組みが定着している。その他の学外組織としてキリスト教学校教育同盟に所属する約100の学校をとの連携ならびに交流がある。これらの諸学校の教育職員と本学は協力し、「キリスト教学校伝道協議会」を定期的に10年間開催しつづけている。この協議会は日本キリスト教学校教育同盟に所属する学校（特に高等学校、短大、大学）の有志の支持を得て実行委員会を組織し、実行委員会主催により、本学を会場として、現代の教育の理念やその実践につき、講演、シンポジウム、ならびに高等学校、大学、管理者などの各部会討論を積み重ねている。キリスト教学校共通の課題の理解を深め、互いの教育的使命の認識を深めている。そこでの中心的関心は、将来を担う人材育成となっている。「日本伝道協議会」と「キリスト教学校伝道協議会」の二つの協議会は、大学の社会貢献が大学側から一方向指向になることなく、本学に対する外部からの期待に応えていくために大学が社会に耳を傾け、協力する機会として継続的に続けている。その他の学外組織との連携協力については、教授会メンバーがそれぞれ専門分野の学会・研究組織に加わり、理事や学会誌編集委員などの役職に就いていること、また国外の学会・研究会にも積極的に参加し、講演や研究発表をつづけている。日本国内のみならず、北東アジア、またアメリカ合衆国のキリスト教会との機関としての交流は、アメリカ合衆国の教会（アメリカ改革派教会）から派遣された宣教師を教授会メンバーとして受け入れている。それだけでなく在日大韓教会からの宣教師も正式に教授会構成員として受け入れ、在日韓国人の教会との連携もつづけ、韓国籍、中国籍をもつ留学生、在日韓国人学生を積極的に受け入れている。教授レベルでの諸外国の教会、大学との交流は継続的に続けられている。

c . 地域交流・国際交流事業への積極的参加

第三の評価の視点である「地域交流・国際交流事業への積極的参加」については、その実質化のために教授会内に「学外活動委員会」を設け、毎年プログラムの内容を検討し、実行している。本学は、開学以来、社会に開かれた公開講座を続けてきているのが、その

ひとつである「公開夜間神学講座」はすでに 64 年の伝統を持つ。毎週 2 日間、夜間 2 時間（夕方 6 時より 8 時まで）、交通の事情を考慮し東京中央区銀座 4 丁目に会場を設置し、一般公開の形で、キリスト教の思想、歴史、倫理、さらに旧約聖書、新約聖書の各書について、あるいはキリスト教芸術（音楽、絵画）について、一般社会人に広く学習の機会を提供している。正規の講座受講生は 2 年間で全コースを学べるカリキュラムを用意している。この公開講座は、広く開かれた講座とするために講座ごとの聴講生も歓迎し、毎年 40 名ほどの講座出席者を得ている。2007 年度（平成 19 年度）からは、一部分受講料なしの無料公開講座を開講している。また、2010 年度からは広範な受講者を受け入れるために無料の公開講演会を開催する。またこの公開講座修了生を中心に春、夏の研修会も行っている。教育研究成果の社会への還元として特筆すべきものに毎年 1 月に開催する「教職セミナー」があげられる。東京都内にて 2 泊 3 日の日程で公開セミナーを開催し、教授会メンバー全員がセミナーに参加し、何らかの役割を分担し、大学あげてのセミナーとなっている。「日本伝道協議会」が比較的实践的な観点と課題を重視しているのに対して、「教職セミナー」は卒業生の枠をこえて広く専門職としての牧師の、再教育の場を提供している。このセミナーは、国内のプロテスタント諸教派にも参加を呼びかけている。内容は、現代の神学における最前線の問題を取り上げ、毎年 100 名余の参加者を得て、講演とシンポジウムを行っている。これらの成果はまた神学雑誌『神学』、ならびに『総合研究所紀要』に発表され、広く一般に公開されている。さらに 2009 年度より開設した社会貢献プログラムとして本学総合研究所内に設置された日本伝道研究所主催「説教セミナー」がある。本学教授と講師の他に社会経験者（牧師）も講師に加え、より高度な研究セミナーを実施した。2010 年度は、この「説教セミナー」は日本基督教団の関係団体である日本伝道会と共催の形式で本学を会場に開催されている。さらに、本学の教育研究上の成果の市民への還元を示すもう一つの貢献は、「東神大パンフレット」の刊行である。本学教授が執筆し、一般に分かりやすい表現で現代の教会とキリスト者が直面している諸問題を解明し、1971 年（昭和 46 年）より刊行を開始し、好評を得て、既刊 37 種に達している。2009 年度には学長の執筆した最新刊を出版した。

[2 . 点検・評価]

ア) 効果が上がっている事項

教育研究の成果を適切に社会に還元する課題については、本学は日本基督教団を中心とした教会という学外組織と連携協力により、教育研究の推進がなされている。その具体的方法として、在学生全員が全在学期間中、首都圏の教会に所属し、毎週日曜日を含む 1 日以上を、その教会を中心に地域社会に対し奉仕活動の実践を自由意志にもとづいて継続的に実践するという方針が実現している。この学生の自主的な社会との交流が、本学創立時より今日にいたるまで活発に続けられている。しかも、この社会的交流活動は、履修すべ

き学科目の枠外にあり、学生の自主的活動として位置づけている。学部 1 年より大学院 2 年の全学生がこの活動に積極的に参加していることは、学生の社会交流の実践が成功していると評価できる。この日常的に常時続けている学生の社会交流と夏期に行われる 4 週間の集中的な実習は、教室での学びの目的を明確にするとともに学習意欲を動機づける効果においても大いに評価できる。

2009 年度の自己点検・評価における社会貢献の目標に関し、広報活動の充実を設定したが、この点に関し 2009 年度の実績を自己点検するならば、教授会メンバーが、日本国内各地の東京神学大学後援会の協力を得て各地で定期的に講演を続けていることがあげられる。教授が全国各地に主張し、後援会組織との連携による広報活動は、2009 年度も各地の教会を会場に活発に行われた。その証拠となる実績をあげるならば次の通りである。講演会の開催は、5 月に西東京、6 月大阪（茨木）、松山、7 月沖縄（読谷）、高知、9 月千葉、10 月小樽、札幌、東京、香川、静岡、神奈川、山梨、11 月山梨、石川、富山、埼玉、奥羽、愛知、兵庫、1 月東京、大分、新潟、広島、東京、の国内全域にわたり、講演会の開催と本学後援会との協力による広報活動を実行した。これら各地の講演会の開催数は 28 回に及んでいる。この他に 2008 年度より毎年 10 月に大阪における「東京神学大学神学講座」を開催し、関西地域における地域貢献と宣伝活動を実行した。広報活動と教育研究成果の社会への還元という点で評価できる。

イ) 改善すべき事項

社会貢献と広報活動として目標とした「東神大パンフレット」の発行は、2008 年度（平成 20 年度）に 3 種の新刊が発行され、2009 年度の新刊は 1 種であった。昨年度の改善点として、現在日本のプロテスタント教会で問題になっている教会の法および聖礼典の理解について、また伝道の推進力に関わる教科書的なパンフレットを発行し、もって広報活動の充実をはかる予定であったが、昨年度は 1 種にとどまった。このパンフレットが果たしてきた役割を考慮すると、早急にこの課題と取り組み、発行する必要がある。

[3 . 将来に向けた発展方策]

発展方策の課題は、方策の実行レベルにある。本学は 1 学部・1 学科・1 研究科という小規模の大学であり、教育職員、事務職員の人数もまた最小限規模であるにもかかわらず、その活動は、きわめて多岐にわたり、教育職員、事務職員両方にとって相当に過重な負担となっている。将来に向けた新しい創造的な取り組みには、現状の活動の取捨選択や改変が必要になる。現在すでになし得ることの最大限まで拡張した形であるので、将来に向けての発展方策は、一つ、一つの事業内容を点検し、内容の更なる充実を目指す方策の具体化であろう。具体化の筋道としては、「各事業にそれぞれ適宜、学部上級生ならびに大学院生に参加の機会を与えること、卒業生と大学との交流関係を密にし、社会連携と社会貢献の度合いを高めていくことが地道であるが着実な発展につながる方策であろう。

9 . 管理運営・財務

評定 B

§ 管理運営

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

a . 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

本学は明確な理念・目的の実現のために設立された 1 学部・1 学科の単科大学であり、同じく 1 研究科の大学院をもっている。このことは本学の寄附行為や学則に明記された明確な理念・目的の実現のための大学であることを意味し、その性格上、その実現に向けた管理運営方針の策定も、伝統的に明確であり、併せて規則上にも成文化されている。理念・目的の実現に向けての管理運営方針は、教学上は学長のリーダーシップのもと学部教授会の責任において運営されている。1 学部・1 学科・1 研究科であることから、学長が学部長・学科長・研究科長を兼務しており、学部教授会は同時に大学教授会であるため、大学の管理運営上の齟齬は生じていない。

管理運営方針は教学上のことは教授会が責任を負うが、その都度、常務理事会、理事会、評議員会、ならびに職員会などにも周知が図られている。学生指導や全学懇談会等などの機会を通して学生間にも周知されている。

財務上の運営方針は、教授会の理解を得ながら、理事会・評議員会等で方針を定め、理事長、財務理事の了解のもと、学長、事務長と事務体制において実現を図っている。

また常務理事会を中心に財政問題検討委員会ならびに基金拡充委員会を設け、長期の財政上の管理運営方針を策定している。本学は 2010 年度（平成 22 年度）には大学院学生を加えても 117 人という小規模の単科大学であり、本学の収入構成は、他の私立大学とは特徴を異にしている。本学の収入比率は、2009 年度（平成 21 年度）の実績で、寄付金収入 51.0%、学生生徒等納付金 21.9%、国庫補助金 18.5%、資産運用収入他合計が 8.6% となっている。学生納付金額の設定については、昨今の社会情勢に鑑み、大幅な増額は見込むことはできない。従って、寄付金が本学の財政基盤を支える最も大きな財源とならざるを得ない。そこで 2007 年度には理事会と後援会組織の協力により、長期財政計画が策定され、2010 年度はその実施の 3 年目に入っている。

b . 意思決定プロセスの明確化

大学の意思決定については、教授会に設置されている各種の委員会ならびに「二つの専攻会」、また、各担当部署が、必要事項を調査、検討し、案件を立案し、教授会に提案する。

この協議を踏まえて、修正し、承認したうえで、理事会の審議事項であれば、学長が理事会に提出する。このすべての運営は学内の成文化された規則集に基づいて進められる。必要に応じて、その都度事務長が事務局にも連絡し、周知を図る。学長決裁に関わる事柄も、緊急の事柄であるとき以外は事前に教授会に報告される。従来行われてきたプロセスを追認する形で、2004年（平成16年）5月に稟議規程を制定した。意思決定は民主的手続にしたがって行われており、適切であると考えられる。

c．教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

単科の小規模大学の特徴として、教授会と学校法人理事会、評議員会との間には密接な信頼関係がある。学長は「学校法人東京神学大学寄附行為」第5条によって職務上の理事であり、同施行細則第4条により常務理事であるが、これに加えて、同施行細則第5条において教授会書記を理事会・常務理事会に常時陪席させることができ、実際そのように行われている。

さらに同施行細則第7条、8条によって、学長、教員の任免等、学長・教員人事に関する事柄は教授会の推薦を必要とし、あるいはその意見を徴して行われる。教授会と法人組織の機能分担及び連携協力関係は適切である。

理事会については、学校法人東京神学大学寄附行為第5条により定数18名の理事を置き、法人理事会を組織している。現在欠員はない。また、監事の定員は2名でこれも欠員はない。理事及び監事についてはその配偶者又は3親等以内の親族は含まれていない。監事は、理事又は学校の職員ではない。

寄附行為第10条に定めるところで毎年3回、5月、11月および3月に定期理事会を開催し、また必要に応じて臨時理事会を開催している。

寄附行為第12条により理事会に常務理事会を置いている。常務理事会は、年8回開会している。常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。なお、常務理事会は、寄附行為施行細則第4条に基づき、理事長、学長理事、書記理事、財務理事および理事会において互選された理事4名によって構成されている。

なお、教授会から選任されている教授会書記が学長補佐として理事会並びに常務理事会、さらに評議員会に常時陪席し、教授会との関係を円滑にならしめている。

理事会には2名の監事が常に出席している。

理事長及び常務理事

理事長	倉松	功
学長理事	近藤	勝彦
書記理事	甲賀	道生
財務理事	伊藤	瑞男
常務理事	斎藤	豊

- 〃 長山 信夫
- 〃 深谷 松男
- 〃 岩澤 嵩
- 監 事 小山田 小八郎
- 〃 寺門 文雄

評議員会については、寄附行為第 21 条の規定により選出された 37 名をもって組織されている。

第 21 条 本法人に評議員会を置き、次の範囲から選ばれる評議員 37 名をもって組織する。

- (1) 本法人理事会の選任する、日本基督教団に属する教師、信徒及び宣教師の中から 22 名。ただし、宣教師は 5 名以内とする。
- (2) 次の範囲から挙げられ、理事会が選任する者
 - ① 東京神学大学教職員の互選による教職員 5 名
 - ② 東京神学大学同窓会の推薦による同会員 6 名
- (3) 本法人理事会が選任する、前各号の他適当な者 4 名

評議員会は寄附行為第 25 条から第 28 条の規定に基づき運営している。

2008 年（平成 20 年）5 月 26 日、任期満了にともない評議員・理事・監事が全員新たに選任された。また、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日より、任期満了に伴い新たな学長理事が就任し、2009 年 5 月 25 日に新理事長が選任された。

d . 教授会の権限と責任の明確化

教授会の権限については、「東京神学大学教授会規程」第 8 条によって、教育課程の立案、実行、教員人事を含めて、民主的運営にふさわしい権限を与えられ、これを適正かつ十分に実行しうるよう、活動している。具体的には「東京神学大学委員会規程」に基づき専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」による役職担当者から、報告、教授会の審議事項にかかる案件が提出され、審議されている。とくに教育課程の方針ならびに教員人事については、各専攻の「専攻会」においてまず協議したうえで教授会に提案されるのが普通である。

教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割は適切であり、諸規則にのっとり適正に活動を行っている。教育研究の充実と発展および本学の学事に関する運営を円滑に行うため、「東京神学大学教授会規定」を定めている。

東京神学大学教授会規程に、教授会は本学学部及び大学院研究科の教授研究に関する次の事項を審議すると規定されている。

- (ア) 教育職員の研究方針および計画に関する事項。
- (イ) 教育職員の人事に関する事項。

(ウ) 学生の入学、退学、卒業修了および学業評価に関する事項。

(エ) 学生の教育、指導及び賞罰に関する事項。

(オ) 学位および称号に関する事項。

(カ) その他教務および学生に関する事項。

教授会は教授会規程により教授・准教授を構成員としているが常勤講師も常に出席している。

教授会規程第7条に教授会は月2回開催するように定められているが、2010年度（平成22年度）は27回の定例教授会と3回の特別教授会が予定されている。

なお、大学院研究科委員会については大学院学則25条に次のとおり規定されている。

- 1 大学院担当教員の審査に関する規定
- 2 学位審査および学位授与に関する事項
- 3 教育課程に関する事項
- 4 学生の入学、退学、転学、休学、課程の修了及び卒業に関する事項
- 5 学生の資格認定および身分に関する事項
- 6 学生の賞罰に関する事項
- 7 その他研究科に関する事項

大学院についても「東京神学大学大学院学則」第7章に教学上の管理運営組織の規定がある。これに従って研究科委員会が置かれ、学長がこれを主宰する（第24条）。大学（学部）教授会の成員（准教授以上）が研究科委員会を構成している。第25条に研究科委員会の審議事項が定められており、これを適正かつ十分に実行しうるよう、活動している。大学学部と同様、「東京神学大学委員会規程」に基づき大学専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」による役職担当者から、報告、研究科委員会の審議事項にかかる案件が提出され、審議されている。

神学研究科は、聖書神学専攻と組織神学専攻に分けられ、それぞれに専攻主任が置かれている（大学院学則第24条）。専攻主任の職務は第26条に規定されている通りであるが、各専攻に属する専任教員全員が専攻主任を補佐し、意見を述べるので、これを「専攻会」と呼び、教育課程の方針ならびに教員人事を含めて、研究科委員会の審議事項は、専攻会においてまず協議したうえで教授会に提案されるのが通例である。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか

a．関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本学の管理運営は学内諸規定を整備して、それに則って規則主義的に行われている。「東京神学大学寄附行為」ならびに「寄附行為施行細則」に基づき、その上で教授会の構成、委員会、役職等の規則を独立させる形で「東京神学大学教授会規程」、「東京神学大学委員会規程」、「東京神学大学教育職員役職規程」を制定し、規則を明確化している。規則は、

「寄附行為」「学事」「学則」「学務」「組織」「総務」「勤務」「人事」「給与」「経理」「施設」「神学会・後援会・職員会」に大別して整備されている。

また必要な規則の改訂のためには、教授会に規則改定委員会を設け、各部署からの改訂案を協議し、検討を加え、案件として教授会に提案し、教授会での審議と承認を得て、常務理事会、理事会に提案し、承認を得ている。

b . 学長、学部長・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

1 学部・1 学科の単科大学として、大学学則第 3 条の理念・目的・教育目標を達成するために、学長の選任については、教授会の支持を重視しており、手続は適切かつ妥当である。

学長の権限については、寄附行為施行細則第 10 条、学則第 24 条に規定されている。また単科大学の学長として学長は学部長を兼ねる。学務を管掌するものとして、また教員、事務職員の人事、財務の管理運営に関する事項を職務とするものとして、大学全体の審議機関でもある教授会を主宰する。権限の行使は、教授会の了解のもとで行われており、必要に応じて教授会書記と意見交換を行うようにしており、おおむね適切である。

c . 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

学長は、「東京神学大学学長選挙に関する規約」に従い、教授会成員（准教授以上）全員の投票により、その 3 分の 2 以上の支持または上位 2 名の決選投票によって選出され、理事会に候補者として推薦される。また学部長については、「東京神学大学学則」（第 25 条）に規定し、「東京神学大学学部長選考規定」によって学長が兼務する。1 学部・1 研究科の大学、大学院の関係から、学長が研究科長も兼務している。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

a . 事務組織の構成と人員配置の適切性

b . 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

c . 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用

[1 . 現状の説明]

● 事務組織の構成

学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程に基づき本学に事務局が置かれており、事務局には事務長及び職員（合計 12 人）が配置されている。事務組織及び人員配置は、総務課に 3 人、教務課・学生課に 3 人、経理課 2 人、財務課 1 人、図書館 2 人で、その他パートタイマーが 4 人配置されている。

事務組織については、東京神学大学組織図を参照。

● 事務組織と教学組織との関係

事務長は学長を補佐する地位にあつて、教学組織である定例教授会に常時陪席しており、また事務職員は教員によって構成・運営されている各種委員会及び関係主任教員との連携を常に保っている。

また、本学の事務組織と教学組織はそれぞれ、本学の規程に基づいて設置されており、固有の機能を担っている。と同時に事務長は教学組織の運営状況を適切に事務局組織に徹底し、業務に活用する関係にある。また、事務局員は適時各種委員会に同席又は陪席し、各主任教員との連携協力の下で業務を遂行している。

● 事務組織の役割

本学の事務組織として、教務課(職員3人及び補佐1人)を設置し、教学に関わる下記のような企画・立案・補佐機能を担っている。それらは、①学生の入学・卒業、②学生の学籍、身管理、③単位の履修・認定、④受講登録、⑤学科目整理、授業時間割編成、⑥授業・試験実施補佐、⑦成績記録の管理・保管などである。

学生課は、学生の入学から卒業、社会への巣立ちまでのキャンパスライフを包括的・組織的に支えることを役割としている。

経理課を設置し、事務長の指揮下で各部門の予算要求受付から収入規模試算、優先支出事項、支出枠等を踏まえての予算原案調整・編成事務を担当している。

また、毎月最低1回事務職員が全員参加する事務連絡会を開催し意思の疎通を図ると共に、教授会、理事会の動きを知り、かつ事務部門の意見等を教授会などに伝えることを通じて緊密な連携を図っている。

留学生に関する専門業務については、総務課、教務課、学生課において、留学生担当の教員の指揮下及び留学生委員会との連携・協力の下で対応している。それと共に、入試、就職関係の専門業務については、教務課、学生課において教務課主任、入試担当主任、学生課主任の教員の指揮下で対応している。

本学の法人事務局として事務長並びに総務課、財務課、経理課等の職員が機能しており、理事会、常務理事会、評議員会、後援会推進委員会、基金拡充募金運営委員会等の諸活動を全般的にサポートしている。

また上記諸会議には、事務長ほか関係職員が陪席し、正確な情報に基づく審議、議決が行えるよう補佐するとともに、会議の審議経過と結果について、すみやかに各組織内に周知を図っている。

● 事務組織と学校法人理事会との関係

本学の理事会は年3回、常務理事会はその下にあつて年8回の定例的開催をしており、大学の実質的な運営方針決定の役割を果たしている。事務長は、これらの会議に常時陪席し、正確な情報に基づく審議・議決が行われるよう補佐すると共に、会議の審議経過と結果について、速やかに各組織内に周知を図っている。

連携はきわめて密接であり、滞りなく業務が推進されていると考える。

● 大学院の事務組織

本学の大学院は、学部を基礎として設置されており、事務組織的にも基本的には学部担当職員が兼務する形で運営され大学院独自の事務組織はおいていない。事務（本務）職員の数は事務長を含めて12名である。

また、本学の予算(案)編成・折衝過程は、学部・大学院一体で行っており、大学院固有事務組織機能・役割はない。

[2 . 点検・評価]

ア) 効果が上がっている事項

- ・それぞれ少数の体制ではあるが、各機能とも適切に対応できていると考える。
- ・事務局として、経営活動の積極的な実現を支援できていると考える。
- ・事務組織と教学組織との間の連携はきわめて密接であると考え。また、事務組織と教学組織は、それぞれの機能の独立性を保ちつつ、適時適切な連携をとり、円滑な業務運営を行っているものと考え。

イ) 改善すべき事項

- ・現在、採用は、欠員が出る都度、近隣教会に依頼して候補者を出してもらい面接の上、決定しているが、今後は公募等により多くの候補者から選出して出来るだけ優秀で献身的な人物を採用していくことが求められる。

[3 . 将来に向けた発展方策]

本学は、学生数、教員数においては、極めて小規模の大学ではあるが、文部科学省の認可を受け、補助金も受領しているため、事務量は規模の割には少なくない。そのため事務職員一人一人の負担は大きく効率が求められている。

しかし、寄付金に頼らざるを得ない状況から、人件費は出来るだけ抑える必要がある。業務内容の多様化に対応できる優秀な人材を適切に採用していくことが求められる。今後も従来にまして、事務部門の充実が求められている。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

a . 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

b . スタッフ・ディベロップメント (S D) の実施状況と有効性

[1 . 現状の説明]

本学においては、各事務職員の自主的な能力開発を促すと共に、毎月事務連絡会の場を活用して、各部門の当面する課題の共有を目指し、法令改正動向のフォロー確認等をテーマに職員全体の知識のレベルの向上に努めている。

各職員の個人的能力、連携動作円滑化と情報の共有化が、業務の効率と内容精度向上に

繋がりがつとあると考える。

現在のところ 2 種類の「研修機会」を提供している。第一には、小規模の体制を生かし、月初めの火曜日午前中に「全員事務連絡会」を開催し、事務長の司会の下で、実務的な課題について協議する機会を設けている。その場には、必要に応じて学長も出席し、大学の理念やモラルに関わる諸問題についてスピーチを行い、職員の職務や目的意識の向上と深化に努めている。第二に、新職員採用時のオリエンテーションや、図書館職員の夏期司書研修会参加など職員個人に限られた範囲での研修機会を提供しているが、その範囲にとどまっている。

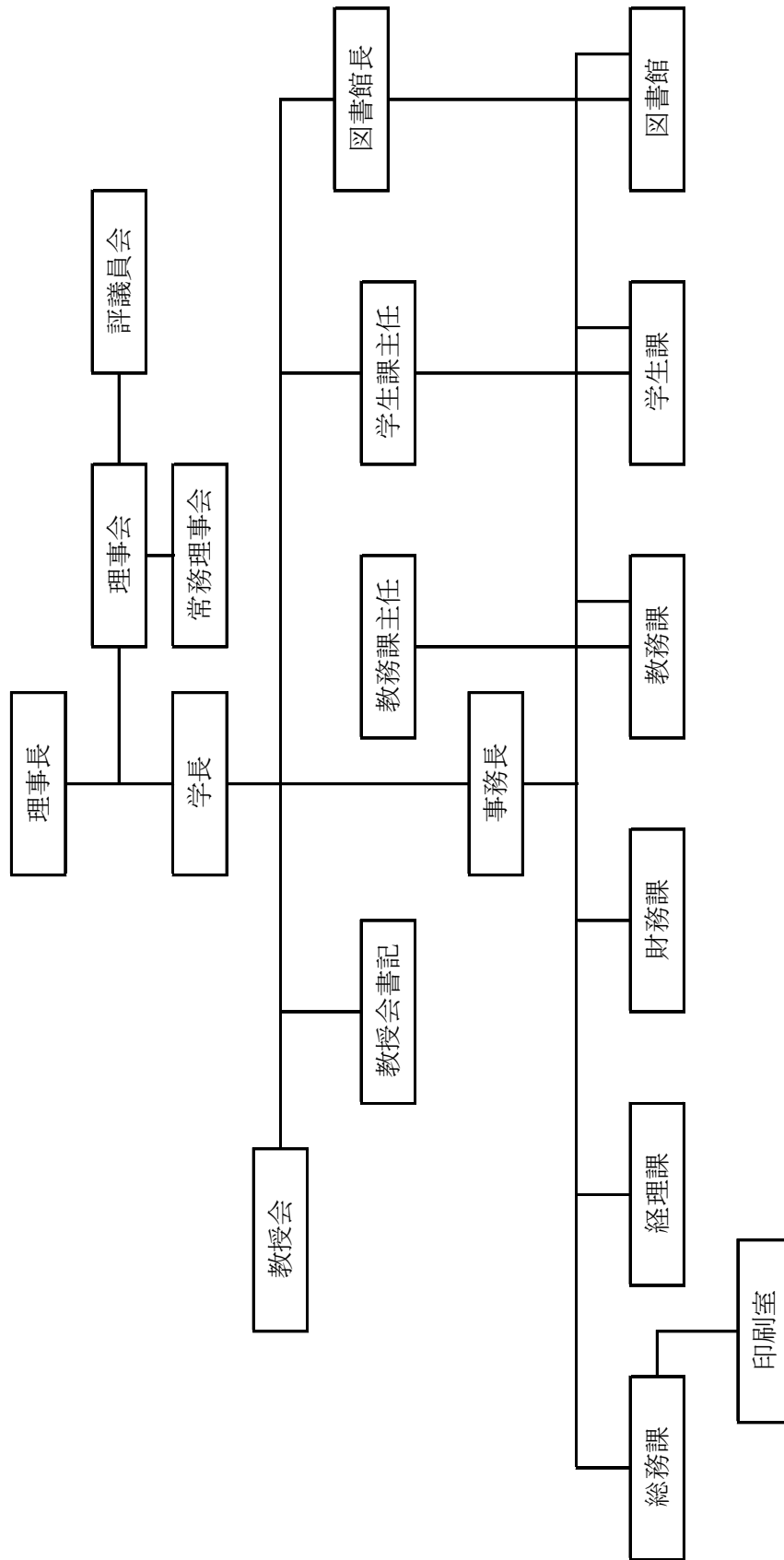
[2 . 点検・評価]

事務職員は、12 名と少人数であり、召命感を持っているため、一人一人の資質も高く、意欲も見られる。しかし、人事考課は、殆ど行われておらず、適正な業務評価がなされているとはいえない。今後改善していくことが必要と思われる。

[3 . 将来に向けた発展方策]

- ・各職員の個人的能力、連携動作円滑化と情報の共有化が、業務の効率と内容精度向上に繋がりがつとあると考える。今後さらに、外部の動きに目を配るように各職員の意識向上に努めていきたい。
- ・将来の改善策としては、職員全体に共通して身につけるべき情報システムの知識や法令改正等の最新情報、専門知識の向上を図るため、2010 年度（平成 22 年度）下期から学外における専門知識研修会などに積極的に関係職員を参加させ、その成果を職員全体で共有化するように計画的に取り組んでいきたい。また、2011 年（平成 23 年）には年間を通じて随時他大学などの業務改善取り組み状況の調査等大学事務局としてのレベルを維持向上するための施策も講じていきたいと考えている。

東京神学大学組織図



§ 財務

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

- a . 中・長期的な財政計画の立案
- b . 科学研究費補助金、受託研究費等外部資金の受入れ状況
- c . 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

[1 . 現状の説明]

● 収支状況

東京神学大学は、2009 年度（平成 21 年度）には、1 学部 1 学科、学生総数 74 人（大学院学生を加えても 119 人）という小規模の単科大学であり、本学の帰属収入における収入構成は、他の私立大学とは特徴を異にしている。

学生生徒等納付金の帰属収入の割合が、高い比率を示す他の私立大学に比べると、本学は、寄付金が財政基盤を支える最も大きなウェイトを占める重要財源となっている。

学生納付金の額の設定については、昨今の社会情勢を鑑み、又神学教育連合加盟校や独立行政法人校の納付金の推移をも勘案し、毎年一定額の増額を実施してきているが、急激かつ大幅な増改訂は望めない状況にある。

国庫補助金は、経常費補助金の申請を毎年継続して行っている。私立大学を取り巻く客観情勢の下では、同補助金の増大は見込めないが、今後も同額程度を確保していきたい。

資産運用については、低金利状況下で過去数年間は、運用実績が年々低下傾向にあった。だが本年度は、元本の保証を基本としつつ、特定定期預金、国債・地方債等の保有も積極的に行い、運用益の確保に努めている。

一方、寄付金に関して述べると、本学はそもそも 1943 年（昭和 18 年）に有志による寄付金（献金）によって発足し、その後更に外国ミッションによる献金も加わって支援が続けられ、運営されてきた。そしてその後、1962 年（昭和 37 年）には、本学の後援会組織が発足し、今日までこの体制が継続発展してきた。

こうした背景により、寄付金は本学財政の根幹をなしており、その大半を本学の全国後援会組織の運営による恒常的・継続的な多額の献金によって支えており、着実な実績を積み重ねてきている。ちなみに、2009 年度（平成 21 年度）における寄付金の内容を見ると、寄付金総額は、197,698 千円であり、そのうち後援会献金は、152,115 千円にも上っている。その内訳を見ると、①全国の諸教会からの教会賛助金（585 教会）が 59,047 千円、②信徒個人による献金（6,621 人）が 75,668 円、③同窓会やキリスト教学校など諸団体からの献金が合わせて 17,399 千円で構成されている。

このように寄付金は、本学財政の柱になっており、今後もその更なる発展を願い、支援者の一層の拡大に向けて綿密な計画と実現を目指していきたいと考えている。

本学は、長期的な財政基盤の安定と基本的財産の充実を図るため、第三号基本金に組み入れられる指定寄付金(一般基金と奨学金基金)の募集活動を1993年(平成5年)から積極的に展開しており、2002年度(平成14年度)8月には10億円を超え、2009年度(平成21年度)末現在で13億円を超える規模まで伸長している。

財政的には、この第三号基本金を元金として、その運用利息を年々の本学の支出予算の財源として活用する仕組みになっており、2009年度(平成21年度)では、約1500万円の利息収入をあげるまでに至っている。

この第三号基本金に組み入れられる指定寄付金は、財政基盤を将来に亘って支える重要な財源の柱として一層拡充するため、次の目標額を20億円と定め、全国の諸教会、信徒、更にはキリスト教系学校等関係先に積極的な協力を訴える活動を展開中であったが、今後は、昨今金融に鑑み、規模拡大は見合わせ、抑制方向に進めていくこととしている。

● 中長期的な財政計画の立案

ア) 理由及び経過

東京神学大学は、開校以来、常に、寄付金による経営を続けてきた。特に、1960年代以降の海外ミッションの援助削減の時、1970年代の紛争の時には、大きな財務問題に直面した。しかし、牟礼の土地処分・現校地への移転(1966年)、補助金制度の発足、後援会活動の開始(1920年代)などで、困難を乗り越えてきた。

この20年の献身者・入学者の減少と政府補助金の減少が、今回の財務問題を引き起こしてきた。

そのため、学校法人東京神学大学理事会は、2007年(平成19年)5月に「財政問題検討委員会」を設け「長期財政計画案」の作成を付託した。これを受けて「委員会」は2007年(平成19年)11月の定期理事会に「東京神学大学財政計画」を上程し、理事会はこれを審議の上決定した。

イ) 財政計画の内容

- ・ 予想される政府補助金と学生納付金の漸減に伴う収入減は、主として献金(教会賛助金・後援会献金)の増加で賄う。
- ・ 加えて、基金拡充による果実の増加を図る。
- ・ これによって、5年後、10年後の収支を下記のごとく策定した。

	(百万円)			
	実績	計画	計画	差額
	2006 (%)	2011 (%)	2016 (%)	2006-2016
資金必要額	366 (100)	380 (100)	380 (100)	+14
(学生数)	(130人)	(105人)	(105人)	(-25人)
学生納付金	85 (23.3)	70 (18.4)	70 (18.4)	-15
政府補助金	70 (19.0)	50 (13.2)	35 (9.2)	-35

献金：教会賛助金	44	(12.0)	95	(25.0)	95	(25.0)	+51
後援会献金	70	(19.1)	90	(23.7)	90	(23.7)	+20
その他の献金	45	(12.2)	40	(10.5)	40	(10.5)	- 5
献金計	159	(43.4)	225	(59.2)	225	(59.2)	+ 66
基金からの利息	12	(3.3)	15	(4.0)	30	(7.9)	+ 18
その他の収入	20	(5.6)	20	(5.3)	20	(5.3)	-
収入計	346	(94.5)	380	(100)	380	(100)	+ 34

ウ) 現在は、「計画」の実施段階に入っているが、「委員会」は、すでに全国の関係者を対象に説明会を開催するかたわら、各方面に支援・協力を強く訴え、2007年度から本格的に「計画」実施に向けて総力を挙げて活動を展開している。

- 文部科学省科学研究費、外部資金(寄付金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

本学の特質上、文部科学省科学研究費補助金は受給しておらず、また受託研究費、共同研究費などの申請は現在のところ行っていない。

また、寄付金については、上述(収支状況)したとおりである。

- 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表比率の適切性

本学の特徴として、学生数が少なく小規模であるために、学生納付金の比率が総体的に低いこと、また支給される経営費補助金にも限界があるため、前述のように、結果として寄付金比率が全国平均に比較し、かなり大きなものになっているのが特徴である。

予算収入の三本柱のうち、学生納付金及び国庫補助金比率の向上に多くを期待できない環境の下では、畢竟、現状の寄付金比率は適正妥当であり、これを維持していくことがむしろ必要であると考えられる。

[2 . 点検・評価]

下記勧告に対し改善を図り、効果が上がってきている。

- ・ 2007年度大学評価の財務に関する勧告

大学評価の結果、財務に関して次のような勧告がなされた。

「キリスト教指導者養成という明確な目標を持った大学であるので、財務のあり方についても一般の学校法人与同一には評価できない。しかし、学校法人である以上、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が、継続して100%を超えていることは法人存続を厳しくする要因になる。また、流動比率や基本金引当金を除いた要積立額に対する金融資産の充足状況からも、財政的安定性に不安要因がある。定員の未充足が続いていることから、中・長期の教育研究計画を保障できる財政計画の策定と実行を強く望む。」

・勧告に対する回答

ア) 財政計画の策定と実行

学校法人東京神学大学理事会は、2007年5月に「財政問題検討委員会」を設け、「長期財政計画案」の作成を付託した。

これを受けて「委員会」は2007年11月の定期理事会に「東京神学大学財政計画」を上程し、理事会はこれを審議の上決定した。

現在は、「計画」の実施段階に入っているが、「委員会」は、すでに全国の関係者を対象に説明会を開催するかたわら、各方面に支援・協力を強く訴え、本格化する「計画」実施に向けて総力を挙げて活動を展開している。

イ) 財政体質改革の実現

上記の「計画」実施に伴い、帰属収入の画期的・安定的な増収が見込まれるので、従来からの借入金ゼロの体質を堅持しつつ、ご指摘の帰属収入に対する翌年度繰越し消費支出超過額の割合の改善、流動化比率の改善、更には基本金引き当てを除いた要積立に対する金融資産の増額等の課題にも鋭意取り組み、財政体質の改革につなげていきたいと考えている。

・中長期計画の実行状況

ア) 上記 1. 現状の状況に記載のとおり、2008年度、2009年度は献金収入が目標の90%の達成率と極めて好調に推移したため、2008年度は、当年度年度消費支出超過額が、11百万円、2009年度は、1.2百万円と黒字化した。

イ) 2010年度は、第3号基本金の移転基金150百万円を廃止して、減価償却引当特定資産に組入れることにより、翌年度繰越し消費支出超過額を大幅に削減して、財務体質の改善を図ることにしている。

[3 . 将来に向けた発展方策]

・本学の財務に関する目標達成のために、財政基盤の安定強化は必須の課題である。従来から、第三号基本金（指定寄付金）の拡充により、その果実である利息収入を漸次増加させ、年々の経常収入への取り込みを着実に実現させるべく努力してきたが、昨今の金融情勢の変化により、利息収入の減少が著しくなり、第三号基本金が、学生納付金、国庫補助金、寄付金と並んで、財政の第4番目の柱となることは難しくなっている。そこでこれからは、基金の規模の拡大は抑えて、経常経費に使用できる寄付金の拡大に努力していくこととした。

・中長期財政計画は、2011年度までは、寄付金額の目標が高い状況が続くが、その後2016年の最終年度までは、ほぼ横ばいとなるので収入目標は達成できると考えている。この長期計画が達成できれば、大学評価による勧告に対する回答にあるように、財務体質の改善は十分可能と判断している。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか

a. 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

b. 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

[1 . 現状の説明]

● 予算編成と執行

本学の年度予算は、理事会において決定される年度事業計画に沿って、事務局において予算原案を作成し、各関係部門との調整の後、教授会の審議を経て財務担当理事との最終調整を行う。その後、常務理事会における審理を行った上で、毎年3月下旬開催の定期評議員会の諮問を受け、定期理事会により審議決定される。

また、予算の補正を行う必要が生じた場合には、年に1回ないし2回上記と同様の過程を経て原案の策定、審議決定を行っている。

予算配分と執行については、月次に確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、常務理事会、定期評議員会、定期理事会に提出している。

執行部門と審議機関の役割分担・連携は明確である。また、予算配分と執行については、適切に運営されており、支障はない。

● 決算監査

毎年、公認会計士監査および監事監査を経て、理事会にて報告された決算書は、その後閲覧に供するとともに、大学報およびインターネット上のホームページに掲載している。

公認会計士監査は、原則として毎年12月から、毎月1回ないし2回行われ、逐次会計指導を受けている。また監事および財務理事にも適宜報告すると共に適時来校を依頼し、併せて公認会計士も同席した監事会を毎年5月に開催している。

● 外部への公表

閲覧の体制は、整備されており、また大学報およびホームページへの掲載もタイムリーに実施できていると考える。また、公認会計士による監査についても、詳細かつ適切・適法な運営に努めている。

[2 . 点検・評価]

予算編成及び予算執行は、的確に行われていると判断している。

[3 . 将来に向けた発展方策]

予算執行に関しては、監事による内部監査及び会計士による外部監査も適切に執行されており、特に問題となる点はないと思われる。今後は、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立に努力していくことが必要と考える。

10．内部質保証

評定 A

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

a．自己点検・評価の実施と結果の公表

b．情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

[1．現状の説明]

・毎年3月に開催される特別教授会において自己点検・評価委員の選任と引き継ぎが行われ、7月に開催される特別教授会において自己点検・評価委員会から各担当者に、調査と草稿執筆の依頼がなされる。それを9月末に取りまとめ、委員全員が目を通して意見を出し合い、訂正を施して最終案を1月の教授会に諮って承認を求めている。

また3月の理事会、評議員会で承認された後、インターネット上のホームページに掲載している。

財政公開の状況とその内容・方法の適切性に関しては、毎年、公認会計士監査および監事監査を経て、理事会に報告された決算書について、直ちに閲覧に供するとともに、毎年7月初旬発刊の学報およびインターネット上のホームページに最新情報を掲載している。その他に大学間で結果報告書の交換を求められる場合には、即刻これに応じている。

・広報活動

本学の諸活動と現状については、大学報およびインターネット上のホームページに最新情報を掲載している。また、毎年発行される大学案内は入試情報のみならず本学の諸活動を紹介する広報の役割をも果たしている。そのほかに大学間で結果報告書の交換を求められる場合には、ホームページでそれを進んで行っている。

[2．点検・評価]

・本学教職員、事務員の全員が、各自の職務分担に応じて何らかの仕方で自己点検・評価の作業に参加していることは評価されうる。

また報告書全頁をホームページ上に公表していることも評価されうる。

・広報活動

本学の諸活動と現状についての情報は、年5回発行の学報とホームページで公開されている。従来、学報が広報活動の中心であったが、学報に掲載される学校行事などをそのつどホームページにも掲載し、ホームページ上での情報公開が進んでいる。他大学でも行われているように、在籍学生数のほか、事業報告書、自己点検評価報告書もホームページで公開し、閲覧できるようになった。大学評価の認証結果についても2008年度より

ホームページで公表している。大学案内は毎年刷新されたものを4500部発行し、最新のキャンパスライフの紹介など本学を知る情報誌として好評を得ている。

学内外への発信は適切に実施されており、閲覧の体制は整備されていると考える。

[3 . 将来に向けた発展方策]

・公開された情報に関して問い合わせがあった場合、担当部署の者が適宜答えているが、その責任体制を明らかにすることも検討課題である。

・広報活動

情報公開についてはホームページが今後も重要な役割を果たすと思われる。大学案内をそのままホームページに掲載するなど、ホームページの充実をよりいっそう図るつもりである。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

a . 内部質保証の方針と手続きの明確化

b . 内部質保証を掌る組織の整備

c . 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

d . 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

[1 . 現状の説明]

教育と研究水準を維持するために取られている本学の内部質保証システムに関しては、本学教育職員ならびに事務職員のほぼ全員が参加することを基本方針にしている。そのため、自己点検・評価委員会の指示により、各自が担当部署の視点からデータを収集し、これを分析し、部署ごとの報告書草案を作成することで、責任を持って自己点検・評価の作業に関与する仕組みになっている。

次に、各部署から提出された報告書草案を自己点検・評価委員会でとりまとめ、全体を見直す作業を行っている。委員会で指摘された問題点は各部署に指し戻し、点検・評価の質の向上につながるよう指導を行っている。

このようにして出来上がった自己点検・評価報告書は、さらに特別教授会に提出され、そこで教授会全員が全体的視野から問題を共有し、協議の上、承認することになっている。

協議の結果、改善・改革の必要と認められたものに関しては、具体的な措置が図られることになる。

[2 . 点検・評価]

全員参加を基本方針として作業に当たっているため、内部質保証に関する構成員の意識は自ずから高まらざるを得ない点は評価できる。ただ部署ごとの分析に分かれるため、全体的視点からの総合的な検討にまで至らない場合がある。

[3 . 将来に向けた発展方策]

上記（点検・評価）の問題を踏まえ、全体の報告書が提出された後、特別教授会で協議されるまでの間に十分な時間を取って、報告書の読解作業を丁寧に行うことが必要であろう。

また特別教授会での協議の結果を受け、必要な改善・改革に取り組むため、場合によって特命委員会を設置してその具体案を練り、実現を図る手立てが考慮されなければならないだろう。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

- a . 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- b . 教育研究活動のデータ・ベース化の推進
- c . 学外者の意見の反映
- d . 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応

[1 . 現状の説明]

毎年7月の特別教授会において、当該年度の自己点検・評価に関して自己点検・評価委員長より方針が示される。基本的には、毎年大学基準協会によって提示される自己点検・評価の方法に従って調書作成の作業を行っている。

2007年度に勧告を受けた「学生の受け入れ」については、本年度も「提言に対する改善報告書」を7月23日に大学基準協会に提出した。以下の通りである。

No.	種 別	内 容
1	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	<p>1) 神学部の収容定員に対する在籍学生比率が0.54と低いことは重要な改善課題であり、改善が求められる。また、入学定員に対する過去5年間の入学者数が入学定員を大幅に下回っていること(0.23)も大きな問題であり、是正が望まれる。</p> <p>なお、学生の受け入れに関する上記勧告事項については、改善の実施状況およびその結果を次回の大学評価まで毎年7月末までに本協会に報告することを要請する。</p>

<p>評価当時の状況</p>	<p>収容定員に対する在籍学生比率の低下と入学者数の低減は、我が国におけるキリスト教神学研究の推進と専門的な高等教育の提供を旨とする本学の長期的課題であると認識している。</p> <p>1) 入学者低減の傾向は社会全般の少子化の流れと無関係ではないが、さらにキリスト教会における青少年層の減少も影響を与えている。高校生の人格的成長の鈍化、精神的モラトリアム化、職業観の未定型化も見逃し得ない要因である。</p> <p>2) 他方、学部三年次編入生（大学卒、社会人編入など）の受け入れは1980年代より漸増の傾向にあるが、これも上記の人生観ならびに職業観確立期の遅延化が大きく関わっているものと見られる。ただし本学の教育理念は、広範な知識と一般的な教養に基づく神学の専門的な修得にあり、その意味では他大学からの編入学生や社会人編入学生が不当に低い評価を与えられてはならず、むしろ本学の修学システムの中に積極的に位置づけられる必要もある。</p> <p>3) 標記項目の改善努力は、こうした社会的趨勢と本学の教育理念を踏まえ、長期的な視野に立ちつつ、その効果が現れるように対策を講じる必要がある。</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p>1) 評価後、改善課題に関してこれまでいくつかの方策を打ち出し、実行に移してきた。</p> <p>①学部定員の変更 2007年3月に学部定員を120名から100名に変更した。これに伴い、学部定員は以下のように漸減することになる。2009年＝115名、2010年＝105名、2011年＝100名。</p> <p>②入学時奨学金の新設 2008年度より入学者の初年度の経済負担を軽減するために始めた入学時奨学金は、2010年度も実施した（データ参照）。</p> <p>③募集対象の拡大 2008年度の入試から募集対象を、教会役員で神学の学びを必要とする者、キリスト教学校の教師で神学の学びを必要とする者、牧師の配偶者で神学の学びを必要とする者へと拡大したが、この点についての広報活動が十分なされたとは言いがたい。2011年度に向けてさらに周知徹底することを申し合わせた。</p> <p>④学生募集活動 2011年度用の学校案内も、卒業生の活躍をインタビュー記事にして職業観の具体化を図り、装いも新たに作成した。また夏休みに諸教会の企画する高校生のための集會に教授が参加して募集を呼びかけている。9月末の「青年の集い」と併せたショート・レクチャー、オープン・キャンパス（学内ツアー、受験相</p>

談、授業参観)も、学報やホームページで宣伝し、さらなる充実を図っている。2008年度に開始した日本伝道協議会地方大会の場を用いて募集を呼びかける努力はさらに継続し、本年度は10月に仙台・秋田・山形での開催を準備している。さらに2010年度には、教授会メンバーが学校伝道協議会参加校であるキリスト教主義高等学校を手分けして訪問し、直接校長や宗教主任と面談して、本学への入学を推奨していただくように依頼することを始めた。また外国人留学生(韓国・台湾・中国)の受け入れを推進するため、2010年度に日本語補習クラスを開講した。

2) 改善状況について

2007年度は一年次入学者5名、三年編入学者18名、計23名であり、収容定員135名に対し在籍学生数は68名、在籍学生比率は0.50であった。2008年度は一年次入学者6名、三年編入学者21名、計27名であり、収容定員125名に対し在籍学生数は67名、在籍学生比率は0.54で僅かながら上昇した。2009年度は一年次入学者6名、二年編入学者2名、三年編入学者26名、四年次再入学者1名、計35名であり、収容定員115名に対し在籍学生数は74名、在籍学生比率は0.65となった。2010年度は一年次入学者2名、三年編入学者17名、計19名であり、収容定員105名に対し在籍学生数は67名、在籍学生比率は0.64となった。

入学・編入学者数は、2009年度までは増加の傾向を示したが、2010年度を見ると減少し、収容定員に対する在籍学生比率も微減する結果となった。本学の神学教育は、広範な知識と基礎教養を踏まえた上に神学の専門的修得を積み重ねることを目指しているが、その広範な知識を他大学で履修した上で本学に編入するという選択肢は、決して閉ざされるべきものではなく、入学者募集の努力と並行して今後も続けられるべきものであると認識している。

3) 将来の計画

改善方策のうち、入学時奨学金制度や募集対象の拡大を周知徹底させる必要がある。学報、ホームページ、大学案内等、広報委員会の活動、また後援会活動、日本伝道協議会地方大会での諸教会への訴えに加え、キリスト教主義高等学校への働きかけを一段と強化し、推薦入学制度の活性化を図りたい。また外国人留学生向けの日本語補習クラスの開講も広く宣伝に努める必要がある。

改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
<p>1) 入学者・編入学者の入学定員に対する過去5年間（2006年～2010年度）の比率。 入学者の比率は以下の通りである。入学定員合計140名（内：35+30+25+25+25）、入学者数27名（内：8+5+6+6+2）。したがって過去5年間の入学者比率は0.19となる。 編入学者の過去5年間の推移は、2006年度19名、2007年度18名、2008年度21名、2009年度29名、2010年度17名である。従って編入学者の比率は以下の通りとなる。入学定員合計140名（内：35+30+25+25+25）、編入学者数104名（内：19+18+21+29+17）。したがって過去5年間の編入学者比率は0.74となる。</p> <p>2) 2010年度の入学時奨学金受給者は、学部1年1名、学部3年9名、計10名（2,000,000円）であった。</p>					
<大学基準協会使用欄> 略					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

[2 . 点検・評価]

2010年度は前年度の点検・評価15項目を改め、大学基準協会の新点検・評価10項目、すなわち、1 理念・目的、2 教育研究組織、3 教員・教員組織、4 教育内容・方法・成果、5 学生の受け入れ、6 学生支援、7 教育研究等環境、8 社会連携・社会貢献、9 管理運営・財務、10 内部質保証に従って点検・評価作業を行い、内部質保証の継続を図った。ただし本学はキリスト教神学専門の単科大学であるため、自己点検・評価の方針にも総合大学とは異なる視点が求められる。その個性と特色を自覚した上で点検・評価を行うことも、内部質保証の方針に含まれている。

[3 . 将来に向けた発展方策]

大学基準協会の提示する方針に沿って自己点検・評価を行い、その報告書を全員が分担して執筆する方向は、今後も継続される必要がある。ただし単科大学としての本学の特別な個性をより活かすために、本学の特性に見合った点検・評価の視点を盛り込むことも重要な課題である。

終 章

本年度の報告書は、2010年度に大学基準協会より提示された10の点検・評価項目の書式に従って作成されたものである。本学での自己点検・評価作業は恒常的に取り組むべき課題として位置づけられており、毎年度教授会の中より担当委員が選任され、報告書の提出は全員で行うシステムがすでに構築されている。本年度もこの恒常的作業を継続する意味で報告書の取りまとめを行った。

今回は特に自己点検・評価委員会の責任で各項目に評定を付すことを実行した。最終的な判断は教授会に諮られるが、各項目で具体的な評価がなされることで、ファカルティー・メンバー全員の自己点検・評価に対する意識の向上が進展したように思われる。

さらに2008年3月に大学基準協会から提示された提言、助言、勧告の各項目に対して改善の努力がなされているかどうか重要な課題となった。その結果については該当の各項目が答えている。

中には単年度で解決することの困難な課題もあり、複数年にわたる長期計画を立ててその取り組みを開始したものもある。したがって点検・評価内容も単年度の総括で終わるものではなく、長期的に課題を継承して担うべき継続性を持っていることを、ここに確認しなければならない。次年度はそのことを引き継いで、さらに当該の課題に努力が傾注されるように配慮されねばならない。

終わりに、自己点検・評価の作業は、報告書を取りまとめることに最終目標があるのではなく、本学の研究・教育の理念の実現とその質の具体的向上にこそあるので、今後この姿勢を一貫して堅持し、全学を挙げて取り組んでいくことを銘記したい。

本年度の報告書作成に至る作業工程を以下に記す。

2010年 2月 2日 新年度自己点検・評価委員会の委員が教授会にて選任された。

2010年 7月 6日 自己点検・評価委員会において、本年度の自己点検・評価報告書作成の基本方針と書式を確認し、執筆分担を決めた。

2010年 7月 23日 大学基準協会宛に「提言に対する改善報告書」（勧告について）を提出した。

2010年 7月 27日 特別教授会において自己点検・評価10項目の説明をし、執筆方針を確認し、報告書の執筆を教授会メンバー全員に依頼した。

- 2010年 9月 24日 自己点検・評価報告書の原案が各執筆担当者より提出された。
- 2010年 10月 20日 取りまとめられた原案が委員全員に配付され、内容の検討に入った。
- 2010年 12月 9日 自己点検・評価委員会を開き、内容を委員全員で検討して訂正を行った。また付加の必要な箇所を担当教員に書き加えてもらうように指示した。
- 2011年 1月 18日 教授会に報告書を提出した。
- 2011年 2月 1日 教授会で報告書を承認。
- 2011年 3月 28日 理事会・評議員会に報告書を提出。ホームページに公開。